矯正図書館

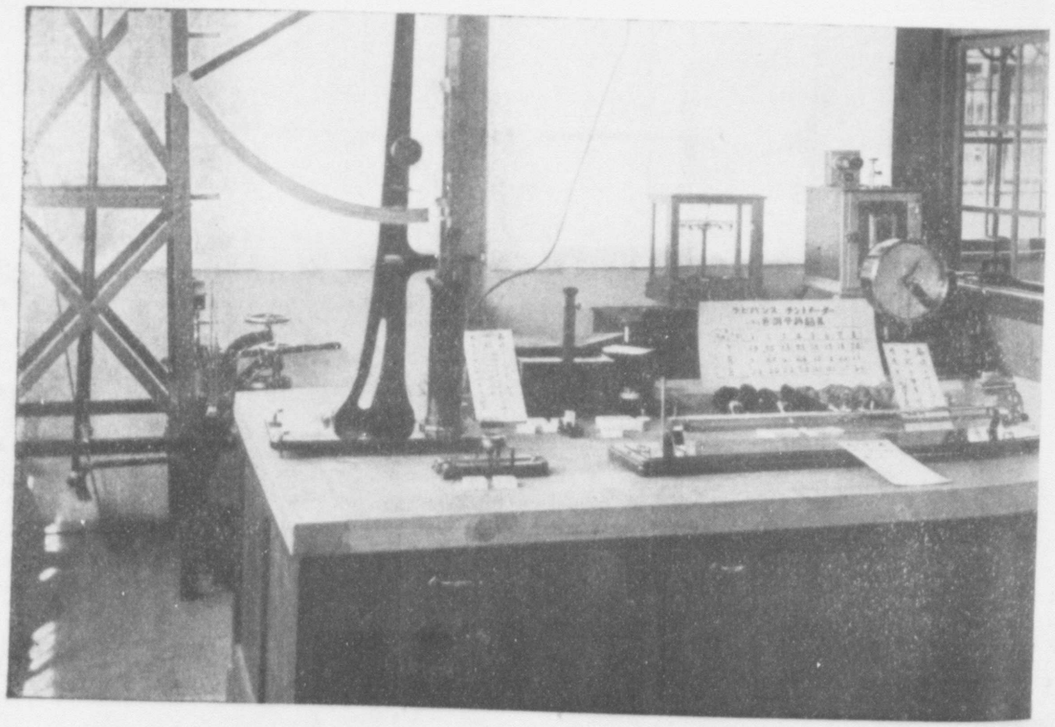
刑政

第四十七卷　五月號　第五號

行刑に於ける人間學と人間審査方法の統一（卷頭言）	正木亮	2
德川幕府の教育刑政策	細川龜市	5
假釋放制度の法律的・政策的考察（中）	東邦彥	25
滿洲國監所之沿革（二）	鈴木裕	47
英國に於ける刑務所人口の減少に就て（上）	船橋虎雄	55
海外時報		66
雜報		70

財團法人　刑務協會發行





浦和刑務支所における革帯縫製品研究室開所式

矯正図書館

刑政



第四十七巻
第五號

行刑に於ける人間學と人間審査方法の統一

二十世紀に於ける行刑上の飛躍はなんといつても囚人の個性探及を科學的になし遂げようとするところの計劃が是認せられるに至つたことである。囚人の個性を科學的に審査しようといふことは換言すれば科學の力を考慮しなかつた從來の行刑敎化が不徹底で且稍もすれば無效に終つたといふことを宣明するものである。わたくしは從來の敎化事業に於ても幾多の成果の擧げ得られたことを知り且之を信じて居るのである。しかし、かやうな成果は或場合は奇蹟的であり、ある場合に於てはまぐれ當りであつて決して後の模範となり得るものでもなく前例ともなり得るものではないのである。敎化事業の根柢たるにはかやうな模索的方法を捨てて斷定的な確定的な方法によらねばならぬといふところに二十世紀の科學的行刑が生れるに至つたのである。

この科學的行刑といふ觀念は今日に於てはわが國に於ても漸く人口に膾炙されるやうになつたし又法令にも亦その必要性が强調されるやうになつた。例へば假釋放審査規程第二十三條及び行刑累進處遇令第九條に於て明定されて居る受刑者の個性及心身の狀況に付き醫學、心理學、敎育學及社會學等を調査判斷の基礎とすべきことがそれである。

しかし、今日わが行刑に於て用ゐられつつあるところの科學的個性探査の方法を見ると甚だ心易からざるものが尠くないのである。先づ第一に、自ら科學的個性探査の衝に當らうとする人たちが、どれほどその探査の對象たる「受刑者その人」に付いて認識を持たねばならぬかを認識して居るかを疑はねばならぬのである。科學者は稍もすれば自己の專門とするところの技術方法を知つて對象を閑却するの弊がある やうである。例へば、囚人の個性探査をこととする心理學に於ける場合に付て見れば、心理學者は稍もすれば探査の方法のみに專念して人そのものの構成を忘れる場合があり得る。方法のみによつて解決出來るものであれば科學的行刑は心理學者のみで解決出來るのであるが科學的行刑はそんな簡單なものではない。科學的行刑を徹底せしめるが爲めには必ずそこに「人間學」を知得した科學者の方法を必要とするのである。

かやうな意味に於て今日の行刑に於て特に價値づけられて來たのが卽ちかの犯罪生物學なのである。わたくしは今玆に詳しく犯罪生物學の何物たるかを說く餘裕を與へられて居らぬから之を省畧するが、尠くとも今日の科學的行刑に於ては個性探査に着手する前提として「人を認識する學問」卽ち生物學又は人類學が討究される必要のあることだけは附加して置かねばならぬ。最近歐米刑事學界に於て好評を受けつつあるアドルフ・レンツの犯罪生物學原論などは特に人間學と方法學とを合せて居る點にその意義があるとわたくしは思ふ。今次吉益醫學士が司法資料第百八十二號によりその全譯「犯罪生物學原論」を刊行されて居るから特に科學的行刑の意義を明かにせんとする人人はそれを一讀される必要があると思ふ。

右人間學と方法學との問題、之による囚人の個性調査に關する問題は一九三〇年のプラーグの國際刑法及監獄會議以後益々旺んになつた。そして、それがグラーツのアドルフ・レンツ A.Lenz バイエルンのフィールンスタイン Viernstein 及びブリュッセルのベルヴェック Vervaeck によつてその完成の準備工作が步一步とあげられつつあるのである。しかし、とにかく、この囚人の科學的審査は決して完成の域に達したものではない。否むしろ、今日は未だ試練の時代であるのである。從つて、刑務所内に於ける探査方法も亦決して一樣ではない。そこで、稍もすれば、その探査に當る人々は自己の用ゐる方法を固執して他を顧みること

なく、時には他の方法と互に争ひ玆に科學上決して許すべからざる白と黒との相反する結果を導くに至る場合が起るのである。フリードリツヒ・フオン・ローデンが最近出版した「犯罪生物學の方法學入門」Friedrich von Rohden, Einführung in die Kriminalbiologische Methodenlehre, 1933. に於てはかやうな方法上の爭ひを固くいましめて居るのである。卽ち、氏は方法學の統一 Einheitlichkeit der Methodik といふことを特に强調しつつあるのである。

わたくしが傳へ聞くところによると刑務所の事務が分化すればそれだけ相互に感情が分れ事務方法に統一を缺ぐといふことである。さなきだに困難な方法學の適用に際して相互の感情まで加へようものなら科學的審査は結局いふべくして行はれるものではない。

その意味に於てわたくしは玆に行刑累進處遇令が科學的審査を明定したことを機會として行刑の各部門にたづさはる人人に高らかに叫び度いのである。卽ち、科學的個性審査の成果を納める基本は結局御互が仲よく相扶け相補ひ、受刑者に對する各各の觀察を持ちよつて之を公平に比較判斷することでなければならぬといふことを。

醫者も心理學者も教育者も、何れも人間判斷を自己藥籠中のものと考へてはいけない。所謂人間學は多くの人の干與によつて始めて明瞭になり得るところの學問であるといふことを決して忘るべきではない。

吉益君の譯著とローデンの新著とを讀んで特に累進處遇令下に於けるわが行刑に對する批判を下せば凡そ以上の如くである。

昭和九年四月二十四日夜

正木亮

德川幕府の教育刑政策

——人足寄場を中心として——

細川亀市

一 はしがき
二 人足寄場の創設
三 人足寄場の制規
四 人足寄場と囚人
五 人足寄場の衰滅

一

一 德川幕府の刑法の基調は應報刑主義であり、威嚇刑主義であつた。すなはち、刑罰は犯罪に對する應報であるべきであると觀、且つこれを以つて廣く世人に對する威嚇たらしむるために、刑の執行を公衆の面前において行つてゐた。例へば極刑たる鋸挽について見るに、『一日引廻、兩之肩二刀目を入、竹鋸に血を付、側に立置、二日晒、挽可』申と申もの有之時は、爲』挽候事、』(一)と

いふ風に極端なる酷刑を行つた。しかも、その死刑の種類のみにても、鋸挽、磔、獄門、火罪、斬罪、死罪下手人の七種類があり(二)、いづれもその犯罪に應じてこれを課したのである。殊に姦通せる男女を死罪に處し、以つて威嚇刑の實を擧ぐるとともに、この姦通せる男女を殺した夫は無罪であつた事實の如きは(三)、當代刑法の一特色として注意するに足るであらう。

徳川時代の立法官の中には、刑罰はすべて威嚇主義のものであると思つてゐた程であつて、評定所員の中に、『都而御仕置は見懲之爲與申內、引廻、晒、其外死骸を晒候御仕置ハ見懲之趣意ニ御座候、』と言つてゐる。しかも、その刑法は前述の如くすこぶる苛酷であつた。文政九年に關東地方において長脇差を帶した無宿の無賴漢が徘徊して良民が安堵し得ないため、勘定奉行から彼等を捕へて、當分の間死罪に處したいと老中の指令を仰いで來た。老中は例によつてこれを評定所に審議させたが、一座もこれに同意して言ふには、かくの如きものを嚴科に處せられたならば、萬民の害を除くばかりでなく、『無宿共恐怖改心いたし、百姓共も惡業に不押移、年月不立內風儀立直り、一殺多生ニ而則格別之御仁惠ニ可有御座』云々と言つたから、老中もこれを裁可して、この種の犯人は當分死刑に處する非常處置を許すこととし、關外もそれに准じたが、それから六年の後ち天保三年に至つて、彼等の取締りもほぼ附いたので、その復舊に關し老中より評定所に審議させたところ、一座はこの非常處分の効果の顯著なることを述べて、當分の間はその儘據へ置くを可とする意見を答申して、『一體嚴科に被處候者、平民ニ之御仁惠ハ勿論、惡黨風俗ニ可押移ものもおのづから右御仕置を及見聞、其身を愼、其上惡黨無宿之內ニも御仕置を見怖、改心歸農いたし候もの是迄數多有之、左候ハヽ嚴科之儀は惡黨共之爲ニも却而御仁惠之御趣意ニ可有御座』と言つた(四)。すなはち、浮浪、無賴の徒に對し死刑を以つて臨むに至つたので、彼等はこの嚴科に恐れ改心し歸農したるものも數多あつた程であるから、これを更に寬刑たらしむるのは刑事政策上よろしからずと言ふのである。その威嚇主義の一班を知るに足るであらう。

一　徳川禁令考、後聚第四帙、昭和六年司法省本、第三八五頁。
二　徳川禁令考、後聚第三帙、昭和五年司法省本、第三八七頁。
三　右揭本、第三八五頁以下。
四　三浦博士、續法制史の研究、第三二三頁。

二

徳川幕府が封建政府であるの故を以つて、その刑事政策の根本基調が威嚇刑主義であり、しかも、それが最も極端化してゐたことは敢て異とするに足らない。いづれの國においても、封建政府の刑罰が慘酷、威嚇的であることを原則としたる事情は、洋の東西を問はない明らかな事實である。蓋し、封建諸侯は、自己の臣下と農奴とに對して絶對的服從を誓はしむることに依つてのみ自己の身分を維持し得たのであり、しかもその貢納者たる農奴は近代的自由民の如くに人格を認められない地位に在つたから、これ等の者より近代的自由思想に基づく『刑罰の人道化』の要求が未だ萌芽する段階に達してゐなかつた。從つて、封建諸侯が自己の臣下および農奴に對し威嚇的刑罰を課しても一應の目的を達することは可能であつたのである。

然るに、かやうに威嚇刑主義を以つて基調とせる徳川封建社會において、その後半期にいたり

一つの注目すべき教育刑の行はるるに至つたことは興味深き事柄である。即ち、ここに取扱はんとする人足寄場がそれであつて、特にこれが徳川後半期に出現するに至つたといふことは、或る意味において、従来の威嚇刑主義が破綻しつつあつたことを暗に物語るものとも言ひ得るであらう。威嚇刑と教育刑――それは実に全く相反する対蹠的観念であつて、この両者を共に政策の基調として採用することは不可能である。従つて、幕府の刑事政策は依然として威嚇主義を基調としつつも、ただ軽罪の者のみに限つて人足寄場における労役を適用したるに過ぎなかつた。わたくしは、以下の数節において人足寄場に関しやや詳細に究明したいと思ふ。

二

人足寄場は『犯科ノ徒ヲ徴シ役使スルノ場』であつて(一)、寛政二年二月十九日に始めてこれを開設する議が定まつた。すなはち、

> 此度無宿共加役方人足ニ被仰付候、右御用可相勤、場所之儀者、石川大隅守屋敷裏葭沼壹萬六千三拾坪餘御用地ニ成、右之内江取建被仰付候間、御普請奉行相談、其方江請取地所築立等之儀追々可被相伺候、
>
> 右場所、以来加役方人足寄場と可被相唱候、
>
> 二月
>
> 長谷川平藏

とあるのがそれであつて(二)、敷地は一萬六千三十坪に達し、長谷川平藏なる者をしてこれを取扱はしめたのである。しかして同年同月の評定によれば、常陸國筑波郡上郷村へ人足寄場を開設し、地方官これを統率して管内の荒蕪地を耕墾せしめ、その督役處刑はすべて右の場合に準ずる記錄があるから(三)、人足寄場は江戸と常陸とに置かれたことが知られるのである。

一　徳川禁令考、後聚第一帙、昭和四年司法省本、第五二頁。

二　右掲本、第五八――第五九頁。また、天保十二年九月二十二日の評定の一節にも、『元来人足寄場之儀者、寛政之度、格別御仁恵之御趣意を以、御取建ニ相成候儀ニ付』云々と言つてゐる(徳川禁令考、後聚第一帙、第七一頁)。

三　徳川禁令考、後聚第一帙、第七五頁。

三

一　人足寄場に關する官制が如何に定められてゐたかは明瞭に知ることが出來ないが、前に引ける寛政二年二月の文書に依つて、その初期にありては長谷川平藏をして主宰せしめてゐたことが知られる。しかるに、これより五年後なる寛政七年五月二十一日の書付には、

> 寄場見廻並御仕置もの等之儀ニ付御書付
>
> 町奉行江
>
> 寄場見廻り並御仕置もの等之儀、以来何れも懸りニ可被致候、尤先只今迄長谷川平藏取計候趣ニ相心得、存寄も於有之者、可被伺候、森川主膳寄場奉行江も申渡候間、可被談候、
>
> 五月

右、戸田采女正殿御渡

とありて(一)、このとき長谷川平藏に代つて町奉行が人足寄場の主管者となつたことを物語つてゐるが、しかも、文中に『寄場奉行』なる者も見えてゐるから、町奉行が如何なる程度までその權限を與へられゐたかは疑問である。されば菊池駿助は『按ニ寄場奉行ハ既ニ一區ノ專職タリト雖モ、諸書其統屬分明ナラズ』と言つてゐる(二)。ただ、寛政十年二月晦日、小田切土佐守および村上肥後守の書付に、『此儀、寄場ニ而人足共江是迄都度々々掟之趣並何々惡事致し候ものハ、何々申付候旨を巨細ニ申渡來候處、此度改候而ハ其始末ニ寄、何何申付候と申渡候ニ付人足共心取弛み逃去候ものも多可相成哉之趣、尤之儀ニ御座候得共、寄場之儀ハ刑名を顯し、夫を以、取締致し候儀ニ付、一ト通者尤ニ候得共、此度組直ニ而格別弛み候事ニ者無之、元御仁惠之趣を以、御取立有之候所ニ而是迄之定ニ而者、惡もの共ハ格別、中ニ者無罪ニ而無宿一ト通り之もの等、一旦之心得違ニ而寄場より之使先杯より逃去候迚、直ニ死刑ニ被行候者、却而御仁惠之處薄く相成可申哉ニ付、彼是相含御定書等江引當改正之儀申立、其通相濟候儀ニ付、以來者掟を背候もの始末ニ寄、死罪遠島夫々御仕置可申付旨を爲讀聞置、心底相改、手業等出精仕候もの者、御仁惠之趣を以、寄場奉行方ニ而是迄之通取計可然儀と奉存候、(下略)』とあるより見れば(三)、寄場奉行は囚人の取締りについても管掌してゐたことが明らかである。

しかしながら、これに對し町奉行も若干の關渉を有してゐた。その限界が如何なる程度までであつたかは不明であるが、天保十二年十二月に勘定奉行の照會に對する町奉行鳥居甲斐守の

書簡において、『御書面之趣致承知候、寄場人足とも死罪、遠島等申付候節者、平人同樣ニ而相替候儀者無之、外人足共江右御仕置之次第申渡候手續者、寄場奉行江相達候ニ者無之、組與力差遣同所おゐて與力共より爲申渡候、前々仕來ニ候得共、其始末ニ寄、右申渡不致分も有之、先例區々ニ相成居申候、依之及御挨拶候、』と言つてゐる(四)。すなはち人足寄場の囚人のうち、死罪、遠島等を申し付けた者のある場合には、その旨を他の囚人達へも申し渡すのであるが、その申し渡しは寄場奉行がなすのではなくて、町奉行が與力を差遣し與力をして申し渡さしめると言ふのであつて、寄場奉行のみが人足寄場に對する唯一の責任者でなかつたことが知られるのである。

一　德川禁令考、後聚第一帙、第六〇—第六一頁。
二　德川禁令考、後聚第一帙、第七五頁。
三　德川禁令考、後聚第一帙、第六三—第六四頁。
四　德川禁令考、後聚第一帙、第七六頁。

二　人足寄場の囚人は無賴の徒が多く、寛政十二年三月晦日の小田切土佐守の書付にも、『然處、寄場之儀、當時ハ居合候儀とハ乍申、一體右人足共ハ無賴之もの共にて、謹候而手業致し候者少く、先ツ者逃去候儀を心懸候もの多可有之、』といふ有樣であつたから(一)、かかる者に對しては嚴科を以つて臨んだ。もとより刑罰にも若干の變遷があるが、寛政九年閏七月七日に改正された御仕置書は、その內容を說明すること最もつまびらかである。すなはち曰く(二)、

一、寄場圍ひを破逃去候者　死罪
一、寄場內仕業ニ出置候處人々目合見合逃去候もの　入墨敲之上如元寄場ニ差置

但、一旦入墨敲ニ相成候後、又候逃去候者死罪

附、寄場ニ差置候内、心底相改候上、引取人有之候ハヽ引渡遣ス

一、寄場使先より取逃致し候もの　死罪
一、寄場使先ヨリ逃去候者　重敲
一、寄場逃去盗致候もの　死罪
一、寄場ニ而致盗候上、可逃去と地所内隠居候もの　死罪
一、寄場ニ而盗致し候もの　拾両以上者　死罪
　　拾両以下者　入墨敲

但、一旦入墨ニ相成候後、又候盗致し候もの死罪

一、寄場逃去可申と地所内ニ隠居候もの　入墨重敲
一、寄場逃去候得共、自分と立歸候もの　重敲
　　逃去候節圍をやふり候もの　入墨重敲
　　使先又者仕業出置逃去候もの　敲
一、寄場可逃去と申合候得共、後難を恐逃去不申もの　三十日　手鎖
一、無斷寄場圍外江罷出候もの　二十日　手鎖
一、願之上他出致し夜ニ入罷歸候もの　二十日　手鎖
一、於寄場博突致し候もの　遠島

（中略）

一、徒黨ヶ間敷儀致し候者ハ、其始末ニより御定書ニ準し御仕置可申付候

一、十五歳以下之もの者、都而大人之御仕置より一等輕く可申付候。（下略）

人足寄場の制規に反する者はかくの如き嚴科を課せられたが、かかる嚴科それ自體は依然として幕府の威嚇主義を反影せるものとして注意すべきであらう。

一　德川禁令考、後聚第一帙、第六六頁。

二　德川禁令考、後聚第一帙、第一二五頁以下。

三　もともと人足寄場は無宿無賴の徒を收容し勞役せしめるために設けられたものであつて、寬政二年二月の制定にかかる『寄場人足共へ申渡書』の冒頭に、『其方共儀、無宿之者ニ付、佐州表江可差遣處、此度厚き御仁惠を以、加役方人足ニ致し、寄場江遣し、』云々（一）とある通りである。然るに、文政三年にいたり江戸拂以上追放等の者をも人足寄場へ差遣して勞役せしむることとなつた。同年八月十二日の伺書にいはく（二）、

江戸拂以上追放等之者人足寄場へ差遣候儀奉伺書付

關東在々取締之ため、廻村爲仕候御代官、手附、手代共召捕候惡黨もの之內、別而手放難置類者無宿又者宿有之ものニ而も、御仕置濟候上、佐州江水替人足ニ差遣候儀、文化二丑年閏八月牧野備前守殿御勤役中、伺之上當分伺之通可取計旨被仰渡、押借、ねたり又ハあはれ歩行候若輩之もの者、右之通取計候得共、及年輩若者之頭分杯申類、又者公事出入之腰押等いたし、村方を爲騷、其身者陰ニ相成居、愚昧之もの共江申勸、無謂儀を企、終ニ者村方衰微之基ニ相成候もの共も不少、右者水替働扞いたし候年齡ニ無之、佐州江難遣候間、常州上鄕寄場有之節者、右寄

場江遣候ものも有之候處、當時者上郷寄場相止、佐州而已ニ付、差支候儀有之、且者佐州江遣候程之ものニも無之候得者、三五年之内ハ元居村徘徊爲致候江者、良民之迷惑ニ可相成もの等も有之候間、勘辨仕候處、江戸拂以上御仕置追放に相成候ものニ而も、人足寄場江差遣、寄場外之稼不爲致、寄場内之手業爲致置候得者、牢内又は溜預申付置候も同様に而御構場所徘徊いたし候筋に者無御座候(下略)

即ち江戸拂以上追放等の者を人足寄場にて勞役せしめて置けば、牢内または溜預けと同様であるから左様に處置したいといふ意見に對し、幕府は同年十月七日にいたり『書面伺之通可仕旨、被仰渡』たので(三)、これまで佐渡金山の水替人夫として勞役に服せしめられてゐた者の一部は、これより江戸の人足寄場にて勞役に服することとなつた。なほ、常陸國上郷人足寄場は、この頃すでに廢止されてゐることを注意すべきである。

一 德川禁令考、後聚第一帙、第一一五頁。
二 德川禁令考、後聚第一帙、第六八頁。
三 德川禁令考、後聚第一帙、第六九頁。

四

一、人足寄場で役使する徒は、始め男女の別なく、すべて無宿、無賴の徒を收容してゐたが、その後ち間もなく男のみとなり、更に享和元年七月から男のみ收容といふことが一層嚴格になつた。例へば、享和元年七月五日松平田宮の伺書には、『右之者――甲州無宿人、かね――、去ル五日岡部内記より寄場江引渡候ニ付、別紙居所取膳差置申候、然ル處、女無宿之儀、長谷川平藏御先手加役ニ而寄場取扱候砌迄ハ不絕有之候故、女溜抔同樣ニ取膳致し差置候趣ニ御座候得共、近來女無宿寄場江引渡ニ相成候者無之、當時も男無宿共計罷在候場所、女壹人差置候儀ニ付、萬一不取締等之儀出來仕候而ハ如何ニ奉存候間、書面之無宿女かね儀溜内江成とも引渡候樣仕度旨、寄場奉行申聞候、此段奉伺候、以上、』と見え、同月七日附の同人の承り附にも、『書面伺之通被仰渡、以來共女者寄場江不差遣、萬一不差遣候而不叶節ハ、伺之上取計可申旨、岡部内記江被仰渡候旨被仰渡、承知仕候』と言つてゐる(一)。

人足寄場へ收容したならば、先づ注意書を讀み聞かせる。その内容は時代によつて同じくはないが、寬政十年二月の申渡書によれば、その内容は次の如くである(二)

寄場人足共へ申渡條目

共方共儀、無宿之ものニ付、佐州表江可差遣處、此度厚き御仁惠を以、寄場人足ニ致し、銘々仕覺候手業を申付候、舊來之志を相改、實意ニ立歸、職業出精致し、元手にも有付候之樣可致候、身元見屆候ハヽ年月之多少ニ無構、右場所を差免、百姓素生之もの江者相應之地所被下、江戸表出生之もの江者、出生之場所江店を爲持、可爲致家業候、尤公儀よりも職業道具被下候歟、其始末に寄、相應之御手當可有之候、若又御仁惠之旨をも不辨、申付ニ背き職業不精に致し候歟、或は惡事等於有之者、重き御仕置可申付もの也、

一、此度人足に申付候上者、職業出精致し、渡世相續可致體ニ成候もの者、寄場差免、家業可相成

程之手當差遣、身寄之もの江引渡、身寄無之もの者、出生之所名主、或は地役人ニ引渡家業相續爲致候事、

一、寄場逃去候もの　始末ニ寄死罪
一、於寄場盜いたし候もの　或死罪入墨敲
一、徒黨ケ間敷儀致し候もの　死罪
一、於寄場博奕いたし候もの　死罪或は遠島重敲
一、職業不精又者申付不用もの手鎖入牢、其始末に寄、咎申付候而も不用におゐては遠島申付候事、
一、博奕又ハ惡巧等致し候もの有之趣申出候もの江者、其品ニ寄相應之褒美を可差遣候事、
一、門外江出候儀、堅可爲無用事、
一、火之元入念大切ニ可致候事、

此度御仁惠を以、佐州並在溜差免候上者、右之條々堅相守、銘々職業可致出精もの也、

この申渡條目は寛政十年のものであり、從つて前述の如く江戸拂以上追放等の者をも寄場に收容するに至つてからは、申渡條目に二種の別が出來たのは言ふまでもない。例へば、文政三年十月制定の『寄場人足共へ申渡條目』において、『其方共儀、追放ニ相成候處、此度厚き御仁惠を以、寄場人足ニいたし、銘々仕覺候手業を申付候、』云々(三)とあるのは、すなはちその一例である。

一　德川禁令考、後聚第一帙、第六七頁。
二　德川禁令考、後聚第一帙、第一一六——第一一七頁。

三　德川禁令考、後聚第一帙、第一一八頁。

二

人足寄場にて勞役に服する徒は、普通ノと異りたる『目印』を附けられた。天保十四年十二月二十三日の伺書には、『當九月廿六日越前守殿御勤中評議いたし可申上旨被仰聞御渡被成候、寄場人足目印之儀ニ付、榊原主計頭御目付之節申上候、書付並阿部遠江守町奉行之節、島居甲斐守江も談判之上取調申上候書面、夫々一覽仕候處、主計頭見込之趣者、寄場人足共仕着之儀、是迄水玉染出し候を相用候得共、右者脫捨候得者、更ニ目印無之逃去候節召取方手掛薄く候間、以來男子者片眉毛剃落し、女者切禿にいたし候得者、目印顯然ニ付、自然人心も居合、逃去候もの相減可然旨申上、遠江守見込之趣者、寬政度年限を以、寄場入申付候もの、年限中片鬢剃落置候儀も有之候得共、一般ニ眉毛等剃落候而者、寄場一體之風俗ニ拘り不容易儀ニ付、以來罪之輕重ニ隨ひ、片鬢或ハ眉毛剃落、女者切禿ニいたし、無罪又ハ至而輕罪之ものニ至り候而者、是迄之通取計候方可然趣ニ御座候、』と申してゐる。しかして、この意見が幕府の許可になつたのは同月二十七日であつた。即ちこれによれば、これまで人足には水玉染出しの着衣を使用せしめてゐたが、これでは脫捨てて逃亡しても捕縛が容易でないから、遠江守は、罪の輕重に隨ひて片鬢または眉毛を剃り落し、女は切禿とし、無罪または輕罪の者は從來通り水玉染出しの着衣を用ひしめたいといふ意見を上申し、これが許可になるに至つたのである。

初め人足寄場に收容するにあたつては一定の年限を定めた。それは各人によつて同じくはなかつたが、文政三年八月十二日の伺書に、『……御構有之もの者、其段寄場奉行江相達、凡五ケ年

も相立候上ニ而御構場所外之ものより引受相願候はゝ、引渡遣し候樣仕度……』とあるやうに(二)罪の比較的に重い者は寄場で五ケ年ほど勞役させ、改悛の情顯著にして引受人ある場合にはその引受人に身柄を渡すといふことになつてゐた。しかし、輕罪の徒に至つては、引受人のこれ有り次第身柄を渡したことは、右伺書に、『……其品により人足寄場江差遣、尤一通寄場江遣し候もの共者、引受人有之次第引渡遣候仕來ニ候……』と言つてゐる通りであつて、この種の者は別に年限の定めがなかつたやうである。寬政二年二月の人足寄場法度はこの點を更に明白に述べて、『其方共儀、無宿之者ニ付、佐州表江可差遣處、此度厚き御仁惠を以、加役方人足ニ致し、寄場江遣し、銘々仕覺候手業を申付候、舊來之志を相改、實意ニ立かへり、職業を出精いたし、元手ニも有附候樣ニ可致候、身元見屆候ハヽ年月之多少ニ無構、右場所を免し……』と言つてゐる(三)重罪の徒を佐渡の金山の水替人夫に遣し、輕罪の徒を人足寄場にて役使したことは、この法度の前段によつて明らかであらう。

これ等の徒の勞役は、各人の得意とする作業に從事せしめることを原則とし、寬政二年二月二十六日の『人足寄場開設ニ付御書付』の第一條において、『此度加役方人足寄場所取建被仰付候ニ付、人足之作業之儀者、勝手次第得手之儀を爲致可申候』とある通りであるが(四)、しかし、その第八條において、『人足共追々相增候節、御藏人足、其外御普請場、川浚等之場所江も差出し候樣致し、其外も遣方心附候儀ハ追々可被申聞候、』とあるやうに(五)、臨時の雜役に使役されることも珍しくはなかつたのである。

更に同書付の第二條に規定して曰く、『職業出精致し、渡世相續可致躰ニ成候者ハ、寄場差免、家業可相成程之手當差遣し、身寄之者江引渡、身寄無之者ハ、其者出生之所名主、或者地役人江引渡、家業爲致候樣ニ可申渡候』と(六)。すなはち、寄場にて作業に精勵し、改悛の情顯著にして渡世し得るやうに相成りたる者は放免して、釋放後の生計費を添へて身寄りの者へ引渡し、身寄の者が無ければ當人の生所の名主又は地役人へ引渡して渡世し得るやうに配慮してやるのであつて、威嚇主義を基調とする封建政府の刑事政策としては寧ろ奇異の感なきを得ない程である。

一　德川禁令考、後聚第一帙、第七三頁。
二　德川禁令考、後聚第一帙、第六八頁。
三　德川禁令考、後聚第一帙、第一一五頁。
四　德川禁令考、後聚第一帙、第五九頁。
五　德川禁令考、後聚第一帙、第六〇頁。
六　德川禁令考、後聚第一帙、第五九頁。

三　人足寄場に收容する徒は、多くは無宿にして浮浪せる者や無賴の徒であり、後に至つて江戸拂以上追放の徒も加へられたが、由來、封建社會は屢々浮浪せる者を犯罪人として取扱つて來た。それは我が近世封建社會のみに限らず、イギリスに於いてもフランスに於いても同樣の事實に接することは興味深き事柄である。

例へば、ヘンリー八世の治下における一五三〇年の法律——老年にして勞働能力なき乞食は乞食するの許可を與へられる。しかし、身體强健なる浮浪者は鞭打と監禁の罪を受くべきであ

る。彼等は荷馬車の後部に繋がれて鞭打たれ、血の滴るまでに至らしめられた後、郷里へなり最近三ケ年間居住してゐた場所へなり皈還して、『勞働すべき』旨の誓を立てねばならない。また同治世第二十七年に、從前の法律は更に反覆され、加ふるに新たなる諸種の補則を以つてヨリ苛烈にされた。彼等は再び浮浪罪で捕へられると、鞭打を受けて耳を半分切り取られる。三度目には、重罪犯人および公安の敵として處刑される。

またエリザベス女王治下の法律(一五七二年)――十四歳以上にして許可證を有せざる乞食に對しては、これを二年間雇傭せんとする者なき時は、烈しく鞭打つて左の耳朶に烙印すべきである。十八歳以上の者にして再度捕へられた場合には、これを二年間雇傭せんとする者なき時は刑に處し、三度び捕へられたときは、容赦なく叛逆者として處刑すべきである。

更にジェームス一世治下の法律――浮浪し乞食する者は、無賴者および浮浪者と見做される。輕罪即決法廷における治安裁判官は、彼等を公然と鞭打たしめ、初犯者は六ケ月、再犯者は二ケ年の禁獄に處する權能を有してゐる。矯治の望みなく危險なる無賴者は、左肩にRの字を烙印して懲役に就かしめ、再度乞食として捕へられたるときは、容赦なく處刑すべきである。これ等の法律は、第十八世紀の初葉にいたるまで有効であつたが、アン女王治世第十二年法に依つて始めて廢止された。

これ等の法律が、浮浪し乞食する者を、無賴者および浮浪者として罪人視してしゐた點は、我が德川後半期における幕府當路者と奇蹟的にその觀點を一にしてゐるが、イギリスの法律が極めて苛烈であり威嚇的であつたに反し、德川幕府の態度は飽くまでも當人のヨリよき教育といふ點に重點を置いてゐたことは、ここに特筆に値するであらう。特に、初めて入場する者に讀み聞かせる申渡書の如きは、當人の良民に還るべきことを切言し、釋放後における當局者の厚き保護をも懇々として披陳してゐる點の如きは、いはゆる教育刑の政策を最もよく物語れるものであると言ふべきであらう。わたくしは、惡政の限りを盡せる德川封建政府にして猶ほ且つかくの如き刑事政策を取つてゐたことを發見して、いま感慨無量である。察するところ、浮浪および無賴の罪人を『教育』してその効果の見るべきものがあつたから、間もなく江戸拂以上追放の刑にあたる罪人をも人足寄場に收容し勞役せしむることによつて、彼等を更に廣範圍に『教育』せんとしたものであらうと考へられるのである。

五

以上の如き特異の地位を占むる人足寄場の制度は何時頃まで持續したかといふに、ほぼ德川時代末期を以つて衰滅したるものの如くである。蓋し德川末期にいたると、外國との通交次第に頻繁の度を加へ、國内の開拓が大いに留意せられるに至ると、幕府は蝦夷地の開發に着眼し、大多數の囚徒は蝦夷地へ移してその開拓に從事せしめることとなつたからである。すなはち、蝦夷地へ移したる囚徒は箱館奉行をして主管せしめ、彼等をして大いに『御國之御爲』に勞役せしむるとともに、善人に還らしむるために『教育』するのが目的であつたのである。『德川禁令考』に收むる文久二年五月の記錄は、この間の事情を述ぶること詳細である。わたくしは、わたくし自身の

言葉を以つて說明するよりも、記錄自身をして語らしむるであらう。曰く(一)、

去ル九日評議致し、可申上旨被仰聞御渡被成候御書取一覽仕候處、箱館表江輕罪之者並女犯之僧等差遣候儀、最前評議之趣を以、相達候得共、一體刑律之儀、時勢に隨ひ、沿革ハ不得止事ニ而、近來外國御通信、且開港等ハ開闢以來之一變ニ而、差向外國人之遊歩第一ニハ、非常之節御國中之御取締ニ有之、就而ハ無宿浪人等之中ニハ、非常之節如何樣之及所業候もの無之とも難申儀ニ而、追放之科ハ有宿無宿ニ不拘、御改正相成可然、遠島之律是又御變革當時之時勢ニ而、右ハ各島非常之御備も無之、外國船滯留致候得ハ、必流人共右船江近付可申、其內ニハ女犯之僧を始、文筆相應出來候もの有之、外國船ニハ大抵支那人雇入候ニ付、通詞無之候而も差支無之、往々如何樣之大害生し候も難計儀ニ付、蝦夷地江差遣候得ハ右之掛念も無之、是又御赦之儀も臨時ニ難相成ハ勿論ニ候得共、御法事等之節赦免申付候もの、是迄ハ改心之否見屆候と申ニも無之候間、一向ニ蝦夷地江差遣、箱館奉行江相任せ、彼地ニおゐて改心之者、箱館奉行得と見屆候歟、又ハ御開拓其外御國之御爲非常之功を立候もの御赦之儀、奉行より相伺候樣相成候ハヽ、御仁意一層活用いたし候御處置ニ而、一廉御開拓之御爲ニも相成、御府內徘徊之者も無之可然儀ニ付、以來女犯之僧も年數相當改心致し、又は御國之御爲非常之功有之者ハ御赦相成、總而有宿無宿ニ不拘、遠島以下重中輕追放、江戶拾里四方追放、江戶拂、入墨、重敲、又ハ敲、入墨、手鎖可相成もの、隱賣女、無罪無宿ニ至迄、蝦夷地江差遣、尤吉原町ニ而改出候隱賣女ハ是迄之通据置、右差遣候もの改心有無ハ箱館奉行見極之上、御赦相伺候積り取極、差立候迄在牢之儀ハ是迄之通りニ而ハ、病人又ハ死亡等も可有之候間、市中を離れ候場所江一構ニ牢屋敷取建、假牢と唱、病人等入置、手當致し遣、箱館江ハ、年々兩度ツヽ差遣候樣取計候ハヽ、差支も有之間敷、近來外國人御府內江立入候ニ付而ハ、惡徒散在ハ不取締之基、且市中人別も減省致し、且島々御取締も相立可申、時勢不得已事ニ付、御定書之內御改正相成候方ニハ有之間敷哉と之趣ニ御座候、

かくて死罪を除く外の大部分の犯罪人は、女犯僧たる浮浪人、無賴漢であるとを問はず、みな一樣に蝦夷地へ遣はしてその地で勞役に從事せしめ、一つは蝦夷地の開拓を計畫したのであつた。この結果、人足寄場は衰滅するの外なきに至つたのである(二)。

しかしながら、人足寄場は衰滅しても、教育刑の精神は依然として繼受せられた。右の文中に『右差遣候もの改心有無ハ箱館奉行見極之上、御赦相伺ふ』の制度が卽ちそれであつて、この自由刑こそは、とりも直さず教育刑に外ならないのである(三)。幕府もしその政策を誤つて從來の如く女犯僧を死罪に處することを嚴守したならば(四)、ただ徒らに人身を損ふのみにて蝦夷地の開拓と、當人の還善とを期すること到底不可能であつたであらう。——刑罰は、徒らなる苦痛や應報を主義目的とすべきではなく、犯人の還善と從つて生ずる社會の淸掃を期せねばならないが、しかも思ひをここに廻らすとき、われわれは上來述ぶるところの歷史的事實を顧みるの必要があるとともに、封建的刑事政策として注目するに値するであらう。

一 德川禁令考、後聚第四帙、第四八四頁以下。

二　かやうに人足寄場制度の機能はほぼ德川末期を以て衰滅したが、しかし、人足寄場そのものは明治初年まで猶ほ持續されてゐた。この點に關しては本稿の續篇において詳細に述ぶる機會を有つであらう。

三　正木學士は最近『行刑を基點として考察したる不定期刑』と題する論文を公けにせられ、その第一章において、『以上四箇の觀察點を綜合し、具體的事實より歸納して自由刑の意義を定めるに於ては、自由刑とは、即ち、犯罪人を共同社會に復歸せしめる手段たるに外ならぬ』ことを論明せられ、從つて、『自由刑の意義を教育なりと解し、之を前提として討究を進め』てゐられるのである（志林、第三十六卷第三號、第四一頁）。

四　女犯僧に對する德川幕府の刑法については、『德川禁令考』後聚第三帙、第一六五頁以下參照。

假釋放制度の法律的・政策的考察（中）

東　邦　彦

一　はしがき
二　假釋放制度の基本精神
三　假釋放制度の發達過程
四　假釋放制度の法律上の性質（以上前號）
五　行刑累進處遇と假釋放
六　短期自由刑と假釋放（以上本號）
七　假釋放制度に對する要請
八　結　語

五

近代的自由刑(一)は、既にその誕生の當初に於て、社會的危險性ある者を改善せんとする目的をもつてゐたものであると謂ふことは、十七世紀初頭のアムステルダム女懲治場の門頭高く掲げられた『怖るゝなかれ！予は汝の惡行に對して復讐せんとするものにあらず、かへつて汝を善に導かんとするものなり、予の手や嚴なりと雖も予の心や親切なり』(二)との言葉を想起する者

の否定し得ざる處である。スペインの監獄改良運動に貢獻し、アメリカに於けるエルマイラ制の成立に多大の影響を與へた、かのモンテシノス(Colonel Montesinos)も曾て『刑罰制度の道德的目的は刑を科すると謂ふことよりは寧ろ矯正すること、即ち怠惰にして惡意の人間を受取り、これを能ふべくんば正直にして勤勉なる市民として社會に復歸せしむる事でなければならぬ』(三)と謂つたことであつたが、この行刑に於ける改善目的こそかのペンシルバニヤ制、オーバン制、自治制或は累進制の如き行刑制度の生れた根源を成すものであることは謂ふ迄もない。殊に累進制度が現代に於ける世界各國の自由刑執行方法の根幹をなすに至つた所以は、之れが自由刑の性質に最も良く合致した、最も效果のある犯人改善方法であること、換言すれば一九二九年のブロイセン累進行刑令第一章第三條に規定せるが如く『受刑者ヲシテ適法ニシテ秩序アル生活ヲ爲サシムルヤウ之ヲ教育スル』の方法として最も效果のあるものであると謂ふことが一般に認識された結果に他ならない。

そもそも自由刑なるものは法律上より謂へば、犯人の自由を剝奪し之を監獄に拘置することを內容とする刑罰である(刑法第十二條、第十三條、第十六條)。自由刑の教育的任務は實にかゝる監獄拘禁と謂ふことを條件として遂げられなければならない。從つてその教育方法は監獄に於ける拘禁生活の特質を考慮して構成されたものでなければその妥當性が無いと謂ふことは極めて明なことである。ジーフェルト(Rudolf Sieverts)も亦『行刑をしてその教育的任務を遂行することを得せしめんが爲めには、其處で囚人が社會上有用な人間に教育されなければならぬその

環境の影響に就て知る處がなければならぬ』(四)と謂つてゐるのであるが、拘禁生活なるものは社會の自由生活の條件とは大に異つた條件に支配されてゐる、ビルンバウム(Birnbaum)の所謂『不自然な生活條件の狀態』(五)であることが先づ認識されなければならぬ。

刑罰拘禁の特異性の第一は社會的隔離と謂ふことである。即ち監獄に拘禁することにより受刑者をその家族、友人、同業同職の仲間等は勿論一般社會から隔離するのである。この社會的隔離が最も極端に行なはれるのは勿論嚴正獨居拘禁であるが、緩和獨居拘禁に於て雜居を認める場合や雜居拘禁の場合も亦今迄彼等を圍繞した人々とは異つた未知の人々との間に强制された社會が造られるのである。その第二は强制と謂ふことである。監獄に於ける囚人の生活は監獄法規、所內規程、其他の規則命令によつて束縛せられ、起床、喫食、作業、休憩、入浴、運動、就寢等總て自己の自由意志を超越して强制的に實行せしめられるのである。その第三は單調と謂ふことである。拘禁生活に於ける受刑者の空間的活動の自由は原則として監獄の構內に限られてゐる。しかもその構內にあつても、更に一日の大部分は狹い獨居房又は雜居房若しくは工場內に極限され生活しなければならぬ。かゝる制限された空間の生活は勢ひ同じ官吏や同じ囚人と共に毎日生活することゝなり變化に乏しいものであるが、その上更に大多數の監獄作業の無味乾燥なことは、監獄と謂ふ環境を特殊の單調なものとするのである(六)。

かゝる社會的隔離と强制と單調とが支配する拘禁生活が、受刑者に如何なる影響を及ぼすものであるかは極めて明かである。勿論かゝる環境が彼等の精神生活に變化を與へその精神的

改善の爲めに有利の條件を提供することも看過するを許されない。例へば獨居拘禁に於ては、外界からの印象や刺戟が缺乏するために、これを調節せんとして彼等の內的生活が增大し、その精神的體驗の分化が增加し、その結果彼等をして自己の內的生活を觀察せしむる所謂自己觀察の過程となつて現はれ、又獨居拘禁に伴ふ彼等の無力感、抑壓感や孤獨意識が、宗教心理の原始的根源たる恐怖と幸福欲を惹起し、彼等の精神生活を宗教的に發展せしむる契機ともなるのである。

しかしながら行刑の究極の目的たる社會的人間への教育、換言すれば非社會的な者を國民共同社會と謂ふ有機體の中に復歸せしめんとする一種の社會的教育の爲めには、かゝる環境は必ずしも有利なものではない。それは受刑者の意志を緊張せしむることよりは寧ろ沈滯せしめ易きものであるからである。社會生活とは凡そ緣の遠い生活に安住する者は決して生存競爭の激しい社會生活の勝利者たることを得ないのである。

かくて自由刑の執行に就き要請せられる處のものは、自由刑の彈力性 (Elastizität der Freiheits-strafe)(七)を極度に發揮せしむることである。卽ち受刑者の改善の程度に應じて刑罰强制を緩和することに依り、彼等の發奮努力を促し、その自立心を昂め、漸次その自由を擴大することに依つて彼等の將來の社會生活に必要な責任觀念を涵養すると共に、特殊の條件に支配されてゐる拘禁生活から漸次正常な社會生活に馴致することが要請せられるのである。この要請を具體化したものが行刑累進處遇であることは謂ふ迄もない。されば、かのリープマンも『囚人を社

會に復歸せしむることを目的とする行刑の精髓は結局累進的行刑である』(八)と謂つてゐるのであるが、累進制の最も樞要な指導精神たるべきものは第一に受刑者をして自己の努力が卽ち自己の運命を開拓する唯一の鍵であると謂ふことを自覺せしむることであり(九)、その第二は彼等をして善良な市民としての社會生活に慣れしむることである。我が行刑累進處遇令も亦この指導精神を認めその第一條に『本令ハ受刑者ノ改悛ヲ促シ其ノ發奮努力ノ程度ニ從ヒテ處遇ヲ緩和シ受刑者ヲシテ漸次社會生活ニ適應セシムルヲ以テ其ノ目的トス』と規程してゐるのである(一〇)。

假釋放制度は實にこの累進制がその目的とする處のものを實現するに就き缺くことの出來ない構成要素をなすものである。換言すれば累進制は假釋放制度と有機的に結合された場合に、初めて自由刑執行に於ける教育的方法としてその刑事政策的機能を發揮することが出來るのである。それは既に述べたやうに假釋放なるものが累進處遇上の優遇と同一の關係に於て否寧ろ、それ以上の最大の希望として、受刑者の發奮努力を促すものである許りでなく、累進處遇上認められた最上層階級に次ぐ最終の段階として受刑者をして正常にして適法な社會生活を實社會に就き最も良く修練せしめ得るものであるからである。キヤンターはアメリカのパロール(パロール)に就て次のやうに謂つてゐる。『假釋放は囚人を市民社會に復歸せしむる爲めに累進的に改善する一の機構(メカニズム)たるべきものである』(一一)と。この性質は敢てアメリカのパロールのみが有つべきものでないと謂ふ迄もない。

假釋放制度と累進制とを有機的に結合せしむるが爲めに要請せらるゝ處のものは、第一に受刑者を假釋放するに至る迄に累進處遇上相當充分な社會的訓練が彼等に施されてゐなければならないことゝ、その第二には假釋放中の監督指導の方法も亦累進的でなければならないと謂ふことである。第一の要請を滿す爲めに必要なことは、累進處遇が妥當に運用せられ、その本來の任務たる受刑者の社會適應性の涵養に役立ち、充分な社會的訓練が爲し遂げられなければならぬと謂ふことである。假釋放は勿論受刑者の改善機構たるべきものである。しかし決して單獨に特殊な改善價値を有するものではない。この點を誤信して、行刑上に於て充分な社會的訓練を遂げずして、受刑者を無暗に假釋放するときは、假釋放制度はアメリカのパロールの實際が示す如き效力の甚だ軟弱なものとならざるを得ないのである(一二)。殊に累進處遇上の上級者に對しては彼等が假釋放せられた後に環境の刺戟と誘惑に打ち克つに充分な自己統制を修練せしむる爲めに自治的訓練が施さるべきである。この點に就ては『監獄は各囚人が最大の個人的自由を持つ制度でなければならぬ』とのモツト・オスボーンの主張が肯定せるべきものであり、又我が行刑累進處遇令の認めてゐる個人的或は團體的自治に關する規定(一三)が妥當に運用せられなければならぬ。しかしながらこの囚人に自治を認め自由を與ふべしと謂つても現行法の下に於ては自ら一定の限度の存するものである(一四)、將來の行刑立法に於てはアイルランドに於けるが如き中間監獄制度の設けらるべきことが要請せられる。從て我が刑務法豫備草案が一種の中間刑務所を認めてゐることは正當と謂はなければならぬ(一五)。

更に一歩を進めて考察すれば、かくの如く行刑上累進處遇によつて、受刑者の社會的訓練が最大限度に於て遂行せられたと假定しても、若しも假釋放後に於ける監督指導の方法がその當を得ないときは、行刑の效果は結局水泡に歸せざるを得ないのである。既にリープマンも亦累進制に對する要請の一として次のやうに謂つてゐる。『刑務所の內部に於ては單に教育活動の發端を行ひ得るに過ぎない。これをして效果あらしめ得んが爲めにはこの教育活動が外部に於て、卽ち釋放後同一の精神を以て繼續されなければならぬ。(中略)從て釋放後の保護活動、殊に個人的團體的保護觀察が釋放の第一日より始められなければならぬ。監獄內の教育活動の成否如何はこの努力の結果如何に決定的に依繫するものであり、若しもこの保護活動なきときは教育活動は底なき桶に水を吸むに等しきものとなる』(一六)と。これは勿論假釋放の場合に限らず廣く一般の釋放に就て謂はれたものであるが、假釋放に就き特に妥當するものであり、この釋放者の監督方法の實質こそ假釋放制度の生命であると謂つても過言でないのである。殊にその監督が如何なる機關によつて爲さるべきかの問題は極めて重要な問題であるが、これは後に述べることゝし、此處には單に累進制との關係に於て重要な問題たる監督期間に就き考察するに留める。

累進制の基本精神が受刑者をして自己の努力により自己の運命を開拓しその生活を向上せしめんとすることに在ることに就ては旣に述べた通りである。この精神は又假釋放者の監督指導に就ても依然として繼續せしめられなければならぬ。卽ち假釋放者の監督も亦累進的で

なければ、假釋放を累進制と有機的に結合することを得ないのである。玆に累進的と謂ふのは監督の實質を假釋放者の行狀、社會復歸の程度を斟酌して寬嚴その宜しきを得べしと謂ふ意味である。從て完全に社會に復歸したものに對しては爾後監督を癈罷するを妥當とするのである。現行制度に於ては假釋放者に對する警察監督は彼等が如何に善行を保ち、正業に就き、その再犯の虞なきことを確認せられたときでも假釋放期間の全部を通じて原則として繼續せられるのである。このことは保護が寧ろ干渉に化し却て本人の社會復歸を妨ぐることゝなるものであることは謂ふ迄も無い。殊に不定期刑の宣告を受けた者を假釋放した場合には一般に殘刑期が相當長い爲めにこの感が特に深いものがある。この點に於て刑法改正草案が假釋放者に對する監督としての保護觀察の處分は『其ノ執行中何時ニテモ之ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得』(第百四十六條)としたことは現行制度に比較して喜ばしき進歩であると謂はなければならぬ。尙この點に就きアメリカの一部のパロールに於けるが如く、假釋放後一定の試驗期間を設け、この期間を取消さゝることなくして經過したる場合に確定釋放とする制度(一七)を採用することが妥當なりや否の問題が生ずる。しかしながら私は、假釋放中の監督は本人の社會復歸が確認されると同時に廢罷するを適當とするも、期間中の心理的强制は依然存續せしめる方が、本人をして過誤なからしめ、以て社會を防衛する上に於て有效なものであると信ずるが故に試驗期間を設定することは必ずしも妥當なものではないと思料するのである。

1 近代的自由刑(Die moderne Freiheitsstrafe)と謂ふ言葉を特殊な意味で初めて用ひたのはヒッペルである。彼は古代、中世紀の應報、畏嚇、排害のみの目的しかもつてゐなかつた拘禁刑に對し、『秩序と勞動への計畫的校育』(Planmässige Erziehung des Gefangenen zur Ordnung und Arbeit)を主眼とする近世の自由刑を指稱して近代的自由刑と謂つたのである。(Hippel, Beiträge zur Geschichte der Freiheitsstrafe, ZSt W. XVIII. 1898.)

二 この言葉の原語は Schrick niet ! ick wreeck geen quaet, maer dwing tot goedt, Straf ist myn handt, mar lieftijck myn gemoedt. となつてゐる(Hippel, Deutsches Strafrecht, S. 584.)が、本文揭出の文句は正木亮學士、行刑の變遷を探ねて、一四五頁)。

三 Wines-Lane, Punishment and Reformation, pp. 201——202.

四 Rudolf Sieverts, Haftpsychologie(Handwörterbuch der Kriminologie, S. 631.)

五 Karl Birnbaum, Die psychopatischen Verbrecher, 1926, S. 159.

六 Sieverts, a. a. O. S. 632.

七 Kriegsmann, Einführung in die Gefängniskunde, 1912, S. 197.

八 M. Liepmann, Die neuen "Grundsätze über den Vollzug von Freiheitsstrafen" in Deutschland, 1924, S. 6.

九 この點に就ては、かの點數制の創始者マコノキー(Capitain Alexander Machonochie)の謂つた『若しも囚人が彼自身の監獄の鍵を握つたときは、彼は直ちに之れをもつて監獄の錠を開くことが出來るやうに化するであらう』との言葉が想起せらるべきである。(Cantor, ibid. p. 286.)

又木村教授はこの點を巧に表現して『累進制の本質は刑罰の執行を國家の手から犯人の手の中に移すものたるに在る。それは、單に自由刑に處せられた者を外部から改善し、再び善良なる社會人とならしむるのみならず、かかる社會人への努力を受刑者の內面的有意的努力に依繫せしめることに因つて意思教育の根本精神を貫かんとするものである』(刑事政策の諸問題、六二頁)とされたことであるが、正木亮學士は早

くよりこの點に着眼し累進制は他力的改善より自力的改善への轉向であると謂つてゐられる。(正木亮學士、自由刑執行の累進制度、志林第二五巻第六號以下)。

一〇　正木亮學士『累進處遇に於ける責任と自治』(刑政四七巻二號、九二頁)には『犯人を對象とする累進處遇がその最後の目標を道徳と人類の責任とに置くことはいふまでもない。行刑累進處遇令はその第一條に於て「受刑者の改悛を教育學的に觀察すれば社會の一員としむるを目的とす」と規定して居るが、その改悛を教育學的に觀察すれば社會の一員として負擔すべき責任を自覺せしめることとで、社會生活に適應せしめるとは道徳社會及法律社會に於て責任生活をつくし得るに至らしめんとすることを意味するのであるる』とされてゐる。

一一　Nathaniel F. Cantor, Crime Criminal and Criminal Justice., p. 356.

一二　アメリカのパロールが必ずしも成功してゐないことに就ては　Clair Wilcox, Parole: Principles and Practice(Journal of Criminal Law and Criminology, November, 1929)。

一三　我が行刑累進處遇令の認める囚人自治には檢身及居房捜檢の免除(三四條)交談免除(三五條)自由遊歩(五六條)接見立會の省略(六五條)等の個人的自治と工場委員制度(三二條、三七條、四四條、四九條)共同の構内洒掃(三三條)無戒護就業(四八條)、集合(六五條)競技、遊戯、運動會(五八條)集團散歩(五九條)等の團體的自治とがある。

一四　正木書記官は『前者(個人自治)に於てはそれによつて各個の責任を完ふせしめ、その責任を完ふすることによる内的生活の充實を意識せしめようとするのである。後者(團體自治)に於ては小我を捨てて大我を採ることが團體平和の基調たる所以を知らしめ、所謂好意による團體結成が人類生活の最高峯たる理を感得せしめようとするのでである』とされてゐる。(正木亮學士、前揭、九八頁以下)。

一五　我が刑務法豫備草案第百十四條は『累進處遇上上級ニ屬スル者ハ刑務委員會ノ評議ヲ經テ之ヲ特ニ設ケタル刑務所(中間刑務所)又ハ刑務所内ニ於テ分界シタル場所(中間區)ニ收容スルコトヲ得、前項ノ收容者ニ對シテハ左ノ處遇ヲ爲スコトヲ得、一看守者ヲ付セサルコト、二刑務所ノ用務及釋放準備ノ爲外出セシムルコト』としてゐる。尚ほアイルランドに於けるラスクの中間監獄には外塀も障壁もなく、囚人の勞働取得金の自由使用を認め、又獄衣を着用せしめずして無戒護で遠隔の作業場にやつて就業せしめた。これは囚人が實際改悛せるや否やを試み、そのセルフコントロールの力や外部の誘惑に打克つ力の有無を吟味せんとするものであると共に相當期間自然的條件の下に訓練し社會の自由生活の準備をなさしめんとするにあつた。又社會人との交通の自由を認めた。これは囚人をその釋放後雇傭せんとする雇主をして、その勞働能力、信用の有無を確信せしむるに適當な機會を與へたと謂はれてゐる(Wines-Lane, ibid. p. 197.)。

一六　Liepmann, a. a. O. S. 14.

一七　アメリカに於ける一部のパロールは受刑一年經過後に爲され、六ヶ月の試驗期間を經過したときは、確定釋放となり、然らざるときは再び刑務所に引戻され累進制の

を導き入れねばならぬ。そして受刑者に自己統制の機會を與へねばならぬのである。しかし監獄の中に自由を導き入れ囚人に自治を許すといふことに關し今日の法律制度は吾人にその餘地を與へることが少ない。少くともわが監獄法は受刑者を監獄内に拘禁することを以てその本義として居る以上われわれはこの教育學上の要求を全輻的に認容することは出來ない。故に今日の行刑教育は監獄内の生活に於て見出し得る最大限の自由と自治とをその根柢とせねばならぬのである』としてゐられる。(前揭、九八頁)

一五　我が刑務法豫備草案第百十四條は『累進處遇上上級ニ屬スル者ハ刑務委員會ノ評議ヲ經テ之ヲ特ニ設ケタル刑務所(中間刑務所)又ハ刑務所内ニ於テ分界シタル場所(中間區)ニ收容スルコトヲ得、前項ノ收容者ニ對シテハ左ノ處遇ヲ爲スコトヲ得、一看守者ヲ付セサルコト、二刑務所ノ用務及釋放準備ノ爲外出セシムルコト』としてゐる。尚ほアイルランドに於けるラスクの中間監獄には外塀も障壁もなく、囚人の勞働取得金の自由使用を認め、又獄衣を着用せしめずして無戒護で遠隔の作業場にやつて就業せしめた。これは囚人が實際改悛せるや否やを試み、そのセルフコントロールの力や外部の誘惑に打克つ力の有無を吟味せんとするものであると共に相當期間自然的條件の下に訓練し社會の自由生活の準備をなさしめんとするにあつた。又社會人との交通の自由を認めた。これは囚人をその釋放後雇傭せんとする雇主をして、その勞働能力、信用の有無を確信せしむるに適當な機會を與へたと謂はれてゐる(Wines-Lane, ibid. p. 197.)。

一六　Liepmann, a. a. O. S. 14.

一七　アメリカに於ける一部のパロールは受刑一年經過後に爲され、六ヶ月の試驗期間を經過したときは、確定釋放となり、然らざるときは再び刑務所に引戻され累進制の

最初の階梯から進まなければならぬことゝなつてゐる。 Herr, Strafenwesen und Strafvollzug in den Vereinigten Staaten von Amerika. (Vergleichende Darstellung, Allgemeinr Teil, IV. S. 476.)。

六

假釋放制度は累進制との關係に於てその最大限度の刑事政策的機能を發揮することが出來るものであるとすれば、累進制の適用を不適當とする短期自由刑に對し本制度を適用することが果して妥當なりや否やの疑問が生ずる。

累進制は比較的長期の自由刑の執行方法として一般に是認されてゐる處のものである。それは自由刑の刑期が短かいときはこれに累進制を適用しても長期の自由刑の場合のやうに、受刑者をして自己の努力によつてその境遇を向上し運命を打開し度いと謂ふ希望からその發奮努力を促すことが難かしい許りでなく、累進制の本質的內容を成す集團處遇を基調とせる社會的訓練なるものは、一面に於て惡風感染の弊があるからその準備的訓練を施す暇のない短期受刑者の處遇方法としては適當しないからである。故に一九二五年のロンドン會議は『短期自由刑ノ宣告ヲ受ケタル者ニ對シテハ長期自由刑ノ宣告ヲ受ケタル者トハ異リタル處遇ヲ爲スヘキモノトス、後者ニ對シテハ計畫的處遇ヲ行フコトヲ得ヘキモ前者ニ對シテハ之ヲ適用スルコトヲ得ス』と決議したことであつたが、我が行刑累進處遇令も亦その適用範圍を刑期一年以上の懲役受刑者に制限してゐるのである。このことは勿論短期刑受刑者に對する行刑の教育的任務を斷念するものではない。累進處遇以外の教化的效果を期待し得べき適當な處遇方法が講ぜらるべきものであることは謂ふ迄もない。問題となるのはこの場合に假釋放が利用せらるべきものであるか否かと謂ふことゝ、若し利用すべきものとすれば如何なる意味に於て利用せらるべきかと謂ふことである。

短期自由刑の宣告を受けた者(一)に對する行刑處遇を如何にして效果的ならしむべきかは最も困難な問題である。そもそも短期自由刑なるものは既に一八七二年のロンドン會議に於て伊太利のデ・フオレスタ伯(A de Foresta)に依つて指摘されたやうに『監獄に於て墮落せしめるには充分な期間ではあるが、監獄に於て教育せんが爲めには餘りにも短い期間』(二)であり、又クリーグスマンも謂つてゐるやうに『畏嚇するにあらず、改善するにあらず、無益のもの』(三)であることは、一般に認められてゐる處である。從てこれに教育的效果を期待せんとすることは既に困難な問題である。しかしながら如何にそれが困難であつても、最後の一人の囚人に至るまで行刑の教育的任務を放擲することは許されない監獄としては能ふる限りの最善の方法を講ずべきものであるが、この場合に考慮せらるべき事柄は第一に短期自由刑の弊害を如何にして避くべきかと謂ふ消極的方面と第二に如何にして教育的效果を擧ぐべきかと謂ふ積極的方面とである。

從來の我國に於ける行刑の實際を見るに長期受刑者には累進處遇を施し、短期受刑者には獨居拘禁を用ふることが殆ど公式化されてゐた。これは第一の點の要請には合致するかも知れ

ないが、第二の點に就ては必ずしも合目的とは謂へない。私は短期自由刑の執行に就ても亦積極的な敎化活動にその重點が置かるべきものであると信ずる。それが爲めには先づ第一に短期受刑者をその犯罪傾向に應じて分類し、その各類別毎の拘禁別異を嚴格にし相互の惡風感染の弊を除去するに努むべきは勿論、各類別毎に妥當な改善處遇が施さるべきものである。この場合に於ける處遇は刑期の關係上原則として嚴格たるべきことが要請せられるのであるが、しかし人間の向上心に訴へてその發奮努力を促すことは總ての敎育の基調たるべきものであるから、假令その效果は長期刑の場合の如く顯著でないかも知れないが、短期自由刑に就てもやはり一種の累進的執行を認むることが合目的的であると信ずるのである。我が刑務法豫備草案が『累進處遇ヲ爲ササル受刑者紀律ヲ遵守シ善行ヲ保持シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ處遇ノ緩和ヲ爲スコトヲ得』(第百十四條)とし、またプロイセン職務及執行規程が『懲役ニ付テハ受刑九月、禁錮ニ付テハ受刑三月ヲ經過シタル後作業勉勵、行狀善良ナルトキハ通常ノ刑罰執行ヲ緩和スルコトヲ得』(第五十三條)として一種の累進的執行を認めたことはこの意味に於て正當である。

短期受刑者の處遇に於ても累進的執行を認めることが妥當であるとするも、處進の重點は勿論類別處遇に依る個別的敎化と謂ふことに置かれなければならぬ。この類別處遇を爲すには、先づ受刑者の人格調査を行ひその犯罪傾向の程度に依り之を數種に類別しなければならぬ。私は我が監獄に於ける短期受刑者の現狀に照らし、大體これを甲類、乙類及び丙類の三種に類別

して處遇するを妥當であると思ふ。而して甲類に編入すべきものは、犯罪傾向の稀薄なもの、即ち(イ)取締法規により處罰されたるものにして犯罪傾向を認め得ざる者、(ロ)受刑者の人格に著しき犯罪傾向を認むることを得ず主として本人の不注意又は過失に依り罪を犯したる者、(ハ)憤怒、嫉妬、羞恥又は驚愕等の衝動的感情の亢進に依り罪を犯したる者、(ニ)積極的犯罪傾向は之を有せざるも其の性格薄弱にして他人の誘惑又は外界の刺戟に抵抗する力なく或は其の正義感情又は名譽感情劣等なる爲其の利己的衝動を克服すること能はずして罪を犯したる者等であつて、これ等の者に對しては刑罰强制の比較的緩和された處遇を行ふべきものである。例へば偶發犯人や激情犯人等は通常最初から顯著な改悛の情を認むることを得べく、自己の犯罪に對する責任觀念を自覺することが深いものであるから、これ等の者に對しては必ずしも嚴格な處遇を必要としない。寧ろその名譽感情を尊重し將來の生活に對する氣力を鼓舞激勵しつゝ、その既存の人格の缺點を矯正治療するに努むることが肝要であり、又機會犯人の如く一般に計畫的熟慮によらず專ら瞬間の刺戟により罪を犯し、殊にその人格の力薄弱な爲に他の囚人に惡化せられ易きものに就ては、特に之をその惡風感染の危險から保護すると共に、その意志を鍛鍊することに處遇の重點を置き秩序と勞働に馴致するに努むべきである。

第二に乙類に編入すべきものは、犯罪の消極的傾ある者、即ち(イ)酒精分含有飲料又は其の他の麻醉劑若は麻醉毒の無節制嗜好に依り罪を犯したる者、(ロ)性格放縱にして規則的勞働を嫌忌し浮浪生活を爲し輕微の不良行爲を慣行せる者、(ハ)重大なる射利心に基き犯罪を慣行する者等で

あつて、これ等の者に對する處遇は甲類に於けるよりも嚴格に行はるべきものであり、專ら秩序ある勞働生活に依り釋放後の經濟生活の獨立を得せしむる爲め嚴重に作業を督勵し、又勞働嫌忌、浮浪、放恣、飮酒等の性癖ある者に對しては特にその惡癖矯正に努め、勤勉力行の風習に馴致し、勞働能力と勞働意欲（四）を涵養することにその重點が置かれなければならぬ。この部分に屬する受刑者中最も敎化の困難なのは狀態犯人であつて、その多くは社會に於て低劣な生活をなす裡にその名譽感情や道德心を喪失し、刑を受くるも何等の感受なく、一般に刑務所の規律や職員の命令には良く服從し、善良なる囚人たるを常とするも、精神的には何等の反響なく、敎誨師の說敎の如きも宛かも蠟に水を注ぐに等しく何等の效果なき場合が多い。故にこれ等の者に對する處遇は殊に嚴格に行ひ、一面釋放後の保護を充實するの方法を採ることが肝要である。

第三に丙類に編入すべきものは、犯罪の積極的傾向あるもの、卽ち(イ)積極的犯罪傾向を有し考慮されたる犯罪の準備の下に計畫的に罪を犯したる者、(ロ)智能秀で計畫的犯罪を慣行する者、(ハ)重大なる射利心に基き犯罪を慣行する者中犯罪傾向濃厚なる者等であつて、これ等の者に對する處遇は主として其の精神的改善に重點が置かるべきものである。卽ち獨居拘禁に依り外界の刺戟を絕ち孤獨裡に反省せしむると共に居房訪問に依る刑務職員の意識的敎化活動に依り其の精神的改善を促すことが肝要である。

尙ほ各類別毎に、行刑成績良好なる者に對し相當の處遇緩和を爲すことが認められるべきであるが、更に進んで社會的危險性の除去されたる者に對しては短期受刑者と雖も假釋放を適用すべきものである。殊に甲類所屬の受刑者の如く一般に早くより改悛の情顯著にして、自己の責任を自覺すること深きものに對しては、彼等が監獄の氣風に慣れさる以前に成るべく速に、出來得べくんば假釋放條件期間の經過したる直後に於て假釋放することが、短期自由刑の弊害を避ける意味に於ても、又必要なきものに刑を用ひないと謂ふ假釋放の精神から謂つても妥當なりと信ずるのである。

從來我が國に於ては、行刑の實務家の間に短期自由刑には假釋放を爲すべきものでないとの思想が相當强く根を張つて居たやうである。これは小河滋次郎博士が曾て『假出獄ハ長期ノ受刑者ニ對スル階級的行刑法ノ一部ニ屬シ其本來ノ性質ヨリ之ヲ見レハ之カ處分ヲ爲シ得ヘキ所ノ者ハ嚴正ナル監獄紀律ノ下ニ行刑ノ大部分ヲ經過シタル長期ノ受刑者ニ限ラサルヘカラス、且ツ實際ノ必要ヨリ之ヲ言フモ改悛ノ眞相ヲ認ムルコトニ因テ階級ヲ追ヒ漸次、自由制限ノ程度ヲ輕減スルノ結果、終ニ假出獄ノ處分ニ到ラシムヘキモノナルカ故ニ其間勢ヒ相當ノ歲月ヲ要セサルヲ得サルヘキハ當然ニシテ到底、事實的ニ短期受刑者ヲシテ假出獄ノ惠ニ浴セシムルコトノ不可能ナルハ明カナリ、若シ短期囚ニ對シテ之カ適用ヲ見ルカ如キコトアリトナラハ獨リ立法要求スル所ノ條件（改悛）ノ具備ヲ充タサシムル能ハサルノミナラス之カ爲メニ勢ヒマタ刑罰權ノ效果ヲ薄弱ナラシムルニ至ラサルヲ得ス』（五）との理由から『設令法文ニ制限ヲ設クル所ナシト雖モ、執行後少クモ一週年ニ近キ期間ヲ經過シタル者ニ付テ假出獄ノ申請ヲ爲スヲ本則タラシムルコトヲ要ス』（六）と主張されたことが大なる影響を及ぼしてゐたものゝやうで

ある。勿論博士が假釋放を累進制との關係に於て立論せらるゝ所は正當である。しかしながら受刑者の改悛の眞相は必ずしも執行後少くとも一年に近い期間を經過したときでなければ之を確認し得ざるものでもなければ、又それによつて刑罰權の效果を薄弱ならしむると謂ふが如きことも杞憂に過ぎない。われわれが短期自由刑の執行に就ても亦行刑の敎育的任務を放棄するものでない以上、行刑の敎育機構としての假釋放制度はこれに適用せらるべきこと當然である。しかしながら短期自由刑の場合に於ては、假釋放制度は長期自由刑の場合の如く、最大限度に於てその刑事政策的機能を發揮することが出來ないことは勿論である。否短期自由刑そのものが、刑事政策的見地よりすれば意味のないものなのである。そもそも自由刑の刑期なるものは、決して啓蒙時代に考へられたやうに、犯罪に對する正當な應報の程度を數學的に標價したものではない(七)。所謂應報的正義の要求に基づき客觀的な犯罪事實の輕重に從ひ犯人の道義的責任を標價して刑期の長短を決定することは、或は被害者や社會一般の應報感情を滿足せしめ得るかも知れないが、國家が高處に立ちてその國家的正義を全ふし、その國民に對する責務を遂所する所以ではないのである。

一九二七年のカールスルーエに於けるIKVは『總て刑の量定に就いて、先づ第一に犯人を適法にして秩序ある生活に復歸せしむる爲めに如何なる方法を必要とするものであるかと謂ふことが考へられねばならぬ』との決議をしたことであつたが(八)、かゝる見地よりすれば自由刑の刑期なるものは第一にその犯罪人を改善するには如何なる期間を必要とするものであるか

と謂ふ主觀的事情に應じて定められなければならぬことゝなるのである。自由刑の刑期の本質的意義をかくの如きものと解するときは、刑事裁判上定期刑の宣告を爲すことは極めて大膽な冒險であると謂はなければならぬ。極めて常識的ではあるが由來このことは監獄と病院とを比較することに依つて說明されてゐる。ウイルコックス(Clair Wilcox)は謂ふ。『肉體的疾患者は病院に收容せられ、治癒したるときに其處から退院せしめられる。それと同樣に社會的疾患者は監獄に收容せられ、彼等が社會的健康を回復した場合に監獄から釋放せらるべきものである。醫師は診察の初期に於て患者の病氣を發見するもそれが何時治癒するかを斷言し得ない。同樣に裁判官は如何に聰明なりと雖もその裁判のときに當つて犯人が何時完全に改善されるかを豫言し得べきものではない』(九)と。實に犯人の社會的危險性が矯正治療されたりや否やは、行刑の經過を俟つて初めて判斷し得べきものである。かの點數制の創始者たるマコノキー(Capitain Alexander Machonochie)がノーフオークに於ける監獄の刑罰拘禁の期間を囚人の勞働と行狀によつて決定せんとすることをそのプリンシプルとしたのも(一〇)、亦かのフランツ・フオン・リストが刑の量定を固定せしめざることを前提として裁判官の刑の宣告後に行刑の結果に基づき刑を短縮又は延長せしむべきことをその刑事政策上の要請の一としたのも(一一)、その理由は總てこの點にあるのである。

自由刑は國家が犯罪から社會を防衞する爲めの手段である。しかしそれは同時に國家が犯人を改善するの方法でなければならぬ。否『改善による防衞』と謂ふことこそ自由刑の眞使命で

なければならないのである。從て自由刑の執行に於ては改善せられない犯人は社會に放つべきものでないと同時に改善された犯人はそれ以上監獄に留めて置くべきものではない。かくて自由刑制度の避くべからざる結論として不定期刑(一一)を是認しなければならぬことゝなるのである。しかしながら不定期刑が法律上一般に採用されてゐない我國に於ては、刑事裁判上比較的長期の自由刑を宣告し、行刑上假釋放制度を運用することに依り、不定期刑の目的とする處のものを達成すべきであつて、短期自由刑は飽く迄も排撃されねばならぬ。唯だ、長期自由刑を採用する場合に於ては、假釋放制度の運用が特に適確妥當に行はれなければならない。しからざれば一方に於ては佛蘭西革命以來樹立された個人自由の保障と謂ふ刑法の一面の大使命が破壞されることゝなり、他方に於てはアメリカのボーム法(Baumes Law)に於けるが如く監獄の囚人を失望落膽せしめ、爲めにアメリカ各地に惹起したやうな監獄暴動を生まない迄も、犯人を刑によつて改善し社會を防衞せんとすることは到底望み得ないことゝなるのである。

かくて假釋放制度を適確妥當に運用せんが爲めに如何なる事項が要請せらるゝものであるかと謂ふことが考察されなければならないのである。

一　昭和八年十一月十五日現在による司法省行刑局の調査によれば、全國(內地)刑務所收容懲役受刑者總人員五萬八十三人(初犯者二萬四百十六人、累犯者二萬九千六百六十七人)中刑期一年未滿者は九千九人(初犯者六千四百三十五人、累犯者二千五百七十四人)の多きに達してゐる。尙ほ刑期二年以下の者は一萬六千百十六人(初犯者四千七百六十四人、累犯者一萬千三百五人二人)である。

11　Prisons and Reformatories at Home and Abroad, 1872, p. 410.

三　Kriegsmann, Einführung in die Gefängniskunde, S. 318 ff.

四　クレーブスは謂ふ。『總ての囚人は、その年齡職業の如何を問はず、自己の意志を以て働くよう指導しなければならぬ。單なる勞働の習慣をつけると謂ふことは餘り重要なことでない。これは人間の最も內面の最も深い力を轉向せしむることなく單に表面のみを飾らしむるに過ぎないやうなことが多いからである。囚人の勞働能力の他に勞働意欲を增進すること卽ち囚人が自己の衷心から必然的に働くことを欲するやう指導されることが必要である。かくしてのみ將來の生計の安定が保障され得るのである。勞働意欲こそは自己活動の意欲を生ぜしめ、自立と責任に對する要求を起さしめるものである』と。(Krebs, Gefangenenarbeit, Roform des Strafvollzuges, S. 194.)。

五　小河滋次郎博士、日本監獄法講義(明治四十五年)、五九五頁。

六　小河滋次郎博士、前揭、五九六頁。

七　ランガーは謂ふ。『啓蒙時代は總ての人間が法律の前に平等であると謂ふ原則を樹立した。今日の形態に於ける自由刑はこの時代に形造られたものである。この時代に至るまでは生命、身體、財產等が國家の刑罰の對象であつた。人道主義の運動はこれに滿足しなかつた。彼等には各人に平等に標價せられ平等に價値多き法益であある處の自由なるものを剝奪することが、刑罰のよりよき對象であると考へられたのである。自由刑こそは驚くに價する程、數學的に分割することが可能なものであり、法律違反の意志を繼續的に屈服することを得るものであると謂ふ點に於て、總ての犯罪の咎責として最良の方法であると考へられたのである』と。　Langer, Bedingte Begnadigung und vorläufige Entlassung. (Monatsschrift für Kriminalpsychologie und Strafrechtsreform, 2, Jahrg. 1905, S. 473.)。

八　Max Grünhut, Forderung zum Strafvollzugsgesetz. (Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft, Bd. 51, 1 Heft,

1930, S. 83.)

九 C. Wilcox, The Open Door. (Annals, 1931, Sept. p. 107.)

一〇 Hafner-Zürcher, Schweizerische Gefängniskunde, 1925, S. 295 ; Krohne, Gefängniskunde, S. 258.

一一 v. Liszt, Kriminalpolitische Aufgaben. (Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge, 1. S. 334, 336 ff.)

一二 正木亮學士『行刑を基礎として考察したる不定期刑』(法學志林、第三十六卷第三號以下)は本邦に於ける本制度の組織的研究の最初の貴重なる文獻である。

木村龜二教授『國際刑務會議』(行刑論集六九一頁以下)にその沿革と國際監獄會議に於ける本制度の思想的發展沿革が述べられてゐる。 Edwinh. Sutherland, Criminology, p. 510, 512

にはアメリカに於ける本制度發達の過程が簡明に述べられてゐる。

アメリカに於て不定期刑制度が一般に是認せられ、四十州近くの各州に採用されるに至つたのは自由刑の改善作用を徹底せしめんとする趣旨からであつて、改善困難な犯人の隔離作用を全ふせんとする趣旨からではない。卽ち我が少年法第八條に認められた不定期刑と同一の精神からである。故にアメリカの多くの州に於ける不定期刑の適用範圍は主として改善可能な犯人に限られて居り、常習犯人は之を除外してゐる。これに反して歐洲に於ける思想傾向は不定期刑を主として改善困難者殊に常習犯人に對する社會防衞方法として採用せんとするにある。一九三一年のエッセンに於けるI・K・Vドイツ部會は常習犯人に對する不定期刑を可決してゐる。我が刑法改正草案も亦この意味に於ける不定期刑を認めてゐる。(拙稿、假釋放審査規程釋義、一七一頁以下)。

滿洲國監所之沿革 (二)

滿洲國行刑司監獄科衞生股長 鈴木裕

內容

一、民國以前(以上前號)
二、民國時代(以上本號)
三、滿洲國時代
附表

二民國時代

民國以後の改良——驍て武昌起義に會し、監獄改良の方も一時停頓の形に置かれたが、新共和國が成立し各行政機構の改造されると共に再び注意が向けられた。

政府は先づ其の根本をなす法令の制定を始めとして、建築物の完成及內部制度の改革と云ふ三方面に力を注いだのである。

名稱統一——民國二年今迄地方的に異つて居た全國監所の名稱統一が企てられた。此の時迄判然として居らなかつた已決及未決犯拘禁區域はしかと區別され、審判廳に附設せる被告人拘禁の場所は某々廳看守所、昔より罪犯習藝所其他重罪監、輕罪監等と稱し居りし已決犯拘禁所はすべて監獄となされた。且前清法部籌備清單に依て成立し、某省模範監獄と稱せられ居たものは單に某々縣監獄、他の地方監獄は之を一律に某縣舊監獄と呼び、また同一廳下に看守所、同一縣城內に監獄各二個以上ある際は之等に分所及分監なる名稱が用ひられた。

同年奉天省模範監獄は瀋場監獄同じく奉天省罪犯習藝所は瀋場分監と改められ、次で分監は本監に併合されて了つたのである。吉林省獄は其の折新らしく增築中、一度火災に遭つて燒失し、民國三年漸く竣工したが中央の名稱統一に從はず、吉林省模範監獄と名付けられた。黑龍江省城の罪犯習藝所は宣統元年旣に龍江監獄と改名さ

れて居たのである。

看守所はすべて監獄内に分隔附設されて居た事は云ふ迄もない。

舊監改良辨法——同年舊監獄に對しては舊監獄改良辨法を以て其の行くべき所が示された。之によると各舊監獄には雜居房以外に獨居房を設け、若し未決犯を拘禁する時は既決犯と嚴重に分隔すべしとなし、且病室及人數の多寡による工場の設置等に關して改良すべき點を指示して居るのである。

新監建築樣式——同年一月當時の司法總長許世英は新監獄建築の標準を與へて、其の建設を奬勵した。之には約五百名を收容する五翼パノプチコン式普通監房の他に工場、女監、病監、殊に病監には精神病及傳染病監を別設し、蒸氣煖房を用ひる等、歐米監獄に匹敵して恥しからぬ設計がなされて居た。其の後の新設になる東三省殊に吉林省新監はすべて本建築圖式に據て建築される樣になつた。

各監所規則公布——同年監獄規則、看守所規則を始めとして重要監所規則が公布され、越えて三年には監獄官制が制定されて監獄看守所の根本原則が決せられたのである。

東三省に於てもかゝる空氣に導かれ、新監獄建設、舊監獄改良共に民國二三年を契機として起されたと云つてよい。

監所の監督——當時北京司法部の內には監獄司が設けられて全國監獄及看守所の監督に當つて居た。各省の高等檢察廳長は司法部の委任を受けて、管轄區域內の監獄看守所を直接に管理し、廳內の監獄科は其の事務を擔當して居たのである。

新監獄の制度——新監獄は典獄長の下に一、二、三科及教務醫務所があり、三名の看守長、醫士、教誨師を始めとして技士、主任看守、看守が其の指揮に依り事務を行つて居た。獄內には徒刑及拘役監の他に監禁所（勞役場）をも附設し、收監、監禁、戒護、勞役、教誨及教育給養、衞生及醫治、接見及書信、保管、賞罰、赦免及假釋、釋放、死亡の各般に亘つては夫々進步せる制度をとる事となつた。

看守所制度——一方看守所は所長或は所官の下に所丁長、所丁、醫士が全所の事務を辨理し、入出所、衣食、書信、接見、送入、懲罰、檢束、習業、衞生及醫治、死亡等に關しての規定も定められた。

體刑及戒具——民國以後の行刑に就て特に關心すべきは前清末迄行はれて居た笞杖刑の如き肉刑の廢止され文明國に倣つた獄內罰が施行さるゝに至つた事である。併し乍ら尙頑强不馴、手に負へぬ者に對しては掌責を許すと云ふ辨法のみが殘されて居た。又前清時代に用ひられて居た、項練、撐子の如き苦痛甚しき戒具の使用は禁止され、窄衣、脚鐐、手銬、捕繩、聯鎖が用ひられる樣になつたのである。

此等の大改革はすべて全國一時に行はれたものではない。東三省に於ても奉天省城監獄他二三を除いては尙舊來の惡習を繼續して居たのである。

新監設立と名稱改正——民國五年政府は司法會議の結果、再び舊監の整頓と新監の推廣とは相並行して行はるべき旨を令した。新監は之を數縣或は十數縣に一個、普時の府治、道尹、或は審判廳等の所在地に拘泥せず、最も適當なりと考へらるゝ所を選んで設立せらるべしとなした。而も其の收容數寡少に過ぎる時は多額の經費を用ひて却て內容を欠く事あるが故に今後の新監建設には少くとも地方は三百名以上省城は五百名以上を以て標準としなければならないと云ふ事が示されたのである。同年縣名を以て呼ばれて居た新監は共の設立順序により某省第一、第二監獄と改稱される事となつた。之によつて民國六年、瀋場縣監獄を始めとして各縣分監と稱せられしものは全部奉天省第一、第二監獄の順序に改められ、以後吉林黑龍江兩省に於ても多少年代の相違はあるも同樣の名稱が用ひられる樣になつたのである。

舊監規則公布——民國八年先に舊監改良辨法を與へられたのみにて共の大綱原則を有せざりし各縣監獄、看守所に對し、新に各縣監獄看守所規則が公布され、此處に始めて新舊監看守所共に共の據るべき法令の完成を見たのである。

新監分年建設案——同年八月司法部は分年計畫案を以て愈々積極的新監建設に乘出す事となつた。本計畫案は民國九年より同二十一年に亘る向ふ十ヶ年間を分期し、全國的に收容三百名以上の新監を建設すべきものとなしたのである。東三省には此の時分奉天省九、吉林省三の新監が存して居たのであるが、共の他の地方に對する設立順序は別表の如く定められた。(附表一) 卽ち籌設數は奉天省六、吉林省五、黑龍江省四個所で民國九年より同十四年の間に共の完成を見る事になつて居たのである。

奉天省の監獄計畫——奉天省は本計畫によつて先づ實行に移つた。卽ち高等檢察廳は民國十一年より十二年に亘り、舊監整頓、新監增設に對しての調査を始め、同十

二年には遂に之に基いた全省監獄計畫を立てたのである。卽ち全省五十六縣を分つて十五區となし、(附表二)毎區一個の新監を設立する爲、更に六監獄の新設を計畫した。同年直ちに全監獄は起工を開始し、年內には早や第十乃至第十五監獄が竣工開廳し、此れと同時に舊有九監獄も大改修が加へられて新監たる面目を新にする様になり、舊監收容犯人はすべて之等に移監された。舊監獄は東邊道、內蒙方面の一部を除いた他、看守所に改組されて了つた。翌民國十三年高等檢察廳は更に舊監に對して、徒刑二年以上の犯人は之を新監に移送すべき旨を通令したのである。次で民國十五、六兩年には委員を北京及日本に派して其の監獄制度を視察研究せしむる等、奉天省は此の時代に於て民國成立以來の目醒しい働きが見られたのである。

之に反し吉林、黑龍江兩省に於ては其の改良進步眞に遲々たるもので從前より新監數も少なかつた上に豫定年次より後れて民國八年漸く各三個の新監が設けられたに過ぎない。

かくの如くして民國十六年東三省には列國の治外法權撤廢委員會の視察調査當時旣に二十二の新監が存し、殊に奉天省の十五は支那全省中に於ても最多數を示して居たのである。

規則の改正——民國十七年には監獄規則、監獄處務規則及看守所暫行規則の改正及諸種規則の公布がなされた。此の時より看守所のみは高等檢察廳長の監督權が法院長に移管され、また從來用ひられて居た所丁長、所丁の如き職員呼稱は之を主任看守、看守に改められる事となつた。當時より肉體罰は掌責と雖も許されざるに至つたのである。

丙種監獄辨法——民國十八年吉林省政府は財政上、新監建設が思はしく進まない事情に鑑み、吉林內種新監獄章程を公布して旣未決犯二百名以上を收容し得る各縣監獄は檢察廳が省公署に申請する事によつて丙種新監に改組し得る事とした。けれども其の後本辨法によつて改組された舊監は今迄一個所もなかつた。

同年奉天省監獄は同省の名稱改變によつて遼寧省第一第二監獄と呼ばれる様になつた。

民國十九年奉天省第一監獄の收容犯人は已未決犯合して二千人を突破し、管理上困難なる爲、附設せられし看守所を分離獨立せしむる事となつた。

同年看守所暫行規則の再改正公布あり、次で民國二十、二十一兩年にかけて監所に關する新法令は引續いて發布

されたのである。

熱河監獄——次に熱河省を見るに之は始め東三省とは關係なく、特別區域として都統署が置かれて居た。民國十一年張作霖は該省に迄手を延さんとして部下汲金純を都統に祀り上げたが、同十二年彼は山西軍に放逐されて逃げかへつた。同十三年張は再び湯玉麟を都統に推して自己の勢力を張り、かくして始めて東三省とのかすかな關係が成立したわけである。民國十八年都統署は省公署に改められた。故に監所の發達も自ら他省と異るのみならず、殊に其の實狀に至つては詳かならざる所が眞に多かつたのである。監獄は始め前淸時代乾隆年間に朝陽、平泉、凌源の諸縣に起されたと云ふ事が記されて居る。其の後、省城承德には宣統三年熱河審判籌備處が五百名收容の監獄を設立し、民國十二年六月新修して新監に改造した。之はもと熱河模範監獄と呼ばれて居たが後に承德監獄及看守所と改稱されるに至つたものである。

北滿特區監所——此れより先露國が三國干涉による援助を口實に滿洲の鐵道利權を獲得し、東支鐵路公司を設立する際に、鐵道附屬地には自國の裁判機關を設けた。此の時之に附屬して出來たのが未決犯拘留所で光緒三十年(一九〇四年)には哈爾賓に同三十四年(一九〇八年)には滿洲里に其の設置を見た。民國九年中華民國が此等鐵道に附屬する利權を奪回するに當り、拘留所をも手に入れ、直ちに改修して東省特別區監獄及分監となしたのである。同じく今迄黑龍江交涉局拘留所であつたものを第一看守所、橫道河子及海拉爾にありし露國邊界地方廳未決監を夫々第二、第三看守所となした。

各監所は主として露國犯人を拘禁する關係上、長官も引續いて露國人を任命する事となつたが之等を監督せしむる爲、別に監所監督處なるものを設け監督一名を置いた。最初の監督は高等法院首席檢察官が之を兼任する事となり、副監督が其の下に事務を掌つて居た。民國十一年兼任制及副監督を廢して專任監督を置く様になつたのである。東省特別區監所は、第一看守所を除くの他すべて外國犯人を拘禁する爲に他の監所と事情も異り、其の施設制度一切は歐米式に構造されて稍見るべきものがあつた。

かく民國時代の監獄改良も新舊監共に行はるべきを示され乍ら尙經濟上より新監一方に傾かざるを得なかつた。多くの建設規則は新監に對してのみ行はれ、舊監の狀態は淸末のそれと少しも變らなかつた。只民國十二年奉天省が其の一部を看守所に改め、且新監との連絡を保

たしめた以外に何物をも見られなかつたのである。

監所の實狀——最後に此等監所の實狀に就て一見する必要がある。

過去二十幾年の間一方に於て外觀を整へつゝあつた監獄は他方に於て內部的腐敗を續け、多くの醜狀を恬然として恥ぢざるものが多かつた。

民國時代の監獄は獨り司法犯のみならず、軍事犯、行政犯をも多く拘禁して居たのである。而して軍閥は自身に叛逆する者、地方勢力家は已に反對する者は苦しめる爲、報復的手段に用ひて居るものがあつた。また獄內に在ては金を運用する事に依て、特別優待も受け得れば甚しきは刑の執行すら免れ得たのである。故に行刑感化の如き望み得ざるは當然の事で、身分簿の作成、行狀審査等を形式的にでも行つて居たのは二三の新監に止り、假釋は殆んど實行されず、民國十八年以後は之等すら全く其の影を絕つに至つた。

此等の實狀を釀すに至つた原因は一に財政の困窮と監獄官史の無知識とに歸結しないわけにはいかない。

監獄の財政——監獄の豫算は民國八年以前國會に於て決定されて居たが、其れ以後は高等檢察廳が省政府の承諾の下に司法部に報告した後、之を實施して居た。高等檢察廳は省政府より得たる經費を新監には直接に、舊監には縣公署を經て支給して居たのである。併し乍ら省政府が往々にして經費支出を遲らす爲に、各縣に於ては補給策として司法收入の流用が行はれ、また地方行政費を以て之を補ひ、其の額は實に全經費の九割乃至全額にも達して居た。また富豪の寄附によつて成立して居た監獄もあり、最も甚しきは犯人自身に其の費用の一部を負擔させて居た事である。卽ち黑龍江省の如き最近迄每犯人一日二十錢宛囚糧費徵收を行つて居た。且舊監中には管獄員が所要人員、器具一切を携帶して之を請負ふと云ふ珍現象を呈して居たのである。

折贖辨法の公布——民國十八、九年各省では監獄の經濟困難を救ふ爲に折贖辨法が公布された。之によると監房の狹隘或は囚糧費の不足が起つた時又は累犯の懼なき行狀善良の者があつた際には特種犯人を除いて罰金による贖罪を許したのである。範圍は本刑三年以下の者に限られ、且犯情重大者及累犯者を含まず、大體一年以上の刑期を有する者は其の一部を服役せる後、一日を一圓又は二圓の罰金を拂つて脫れ得る事となつた。

監獄作業の不振——かくの如き諸種の困難を生むに至つた財政上の問題は、また監獄作業の不振が其の一因をなして居る。舊監は經理作業以外には始んど課役せるものを認めず、新監も二三の他、習藝所時代其儘の幼稚なるものであつた。隨て其の收入も求めらるべきものなく剩へ國庫に歸すべき性質のものが大部分典獄長の私腹を肥して居たのである。之れ民國十四年公布に係る監獄作業餘利給獎規則の惡用からも容易に生じ得る所であつた。同規則には一年間に每在監人十五圓以上の收益を擧げさせた場合、其の收益の百分の五乃至百分の二十を獎勵金として該監獄に給する事を規定されて居たのである。

監獄官吏の養成——民國以來各新監獄には監獄官訓練所が附設され、看守の養成に當つて居たが、其の成績も期待し得る所少く、且養成の數も僅少であつた爲、地方の監獄を充たす迄には至らなかつた。各縣には尙一條の監獄法令をも解せず、只舊來の惡習を守つて居た營利的な管獄員が多く眼に一丁字もなき、無智文盲の看守が戒護の任に當つて居たのである。

監獄官吏の腐敗——監獄官史は俸給が極めて少なかつた故にあらゆる手段を以て收入の道を講じて居た。上級官吏は下級官吏の俸給を一部着服し、或者は犯人に與ふべき乾飯を粥に代へて餘剩を手に收めた。地方監獄の犯人は犯情如何に係らず脚鐐を架せられて居たが之も金あらば容易く取除かれたのである。最も極端なる者は賄賂によつて獄門を開き犯人の脫逸を助けた者すら出した事である。看守は拘禁犯人に屆けられる差入の金を强請りまた監房內の自由行動を見逃す爲に金を請求した。また犯人が勝手に監房內で炊事する事を許し、其の買出を引受ける事によつて利益を得て居たのである。

優待房——或る監獄には優待房と云ふのが設けられてあつた。優待とは決して善行犯人或は病者を優遇する意味のものではなく金によつて獄內に於ける特別處遇を受けさせたものである。最近奉天、黑龍江兩省に於ては其の名稱が廢されたが實狀は依然存して居た。只吉林省城には其の儘殘つて居たのである。優待房に入る犯人の身分は軍犯であれば連長以上、司法犯であれば公民資格を有するものとなつて居た。之に收容する權限は典獄長にあり、收容者からは每人一ヶ月幾許かの金が徵收された。監房は別建せられ、內部も淸潔で其處には自身の日用調度品携帶が許された。衣食は求むるものを得る事が出來煙草、阿片の吸引を始めとして、碁、將棋等の娛樂さへ思ふ儘であつた。彼等はまた隨意に前庭を散策する事を得、接見、通信の自由は愚か外出すらなし得る所もあつたのである。

監房內に自身の調度品を持ち込む事や喫烟、娛樂、調理を行ふ事位は優待房に限つたものでなく、普通監房に於ても看守の內諾によつて公々然と行はれた。

細民の苦痛——之に反して一方貧民の犯罪者は眞に慘

酷なる取扱ひを受けねばならなかつたのである。元々支那に於ては一般の監獄に對する觀念が變つて居た。大清會典によれば監獄が少くとも犯人に對して諸種の給與をなす事は大恩惠だとの見方をして居る。地方の監獄長官は無爲にして給食されて居る犯人が感謝の印だとして贈つた扁額を擡げて微笑んで居たのである。故に犯人を虐待し、給與を怠つたとて共れが大して問題となる行爲とも考へられて居なかつた。新入監者にして相當の金を支出し能はざる細民は食が與へられざる事あり、また他犯人の鞋と共に床下に寢かせられた。冬期には着るものもなく相次で凍死して居たのである。また看守の罵詈、毆打あらゆる慘虐にも反抗する事が出來なかつた。

炕頭制度——監獄によつては監房內の管理が惡い意味に於て或る特種犯人の自由に任せられて居る所があつた。各監房の權力家を炕頭（權頭とも云ふ）と呼び、彼等は看守と通じて房內一切の權限を持つて居たのである。民國十九年十二月司法部が各省高等檢察廳に權頭廢止の訓令を出して居る所を見ても之は獨り滿洲のならず民國全體に存在して居たものらしい。炕頭とは火炕（溫突）の頭の意、卽ち冬期煖房の効小き監房內に在て最も溫き火炕の焚口に陣取り得ると云ふ所から生じた名稱である。之には監房內でも最も刑期長く、罪情重大な犯人で監獄の事情によく通じて居る者が推薦された。新入監者は必ず炕頭に若干の入監費を收め、其れによつて食器其他用具の貸與を受けるのであつた。不幸にして金を收め得ない者は一同の恩惠から遠ざけられ、床下に寢かせられたり、特別に驅使された。彼等がまた良き衣服、器具を携帶し來れる時之を炕頭に奉るべき事になつて居た。監房內に於て喧嘩爭鬪ある際には彼が直ちに之を中止せしめまた裁判したのである。

警斑兒——監房內の雜役に從事するものを警斑兒と呼んだ。警斑兒は經理作業に從事するものとして監獄より服役せしめられて居るものでなく犯人同志が之を命じ、命ぜられて居るものであつた。此の役には入監費用を提供しない者を始めとして各犯人が交替で當る事になつて居た。彼等には日中、整頓掃除を行ふ一方、夜は徹宵して放尿せんとする犯人の許へ尿壺を運ぶのが仕事であつた。さもなくば放尿に立上る犯人の脚鐐の音で多數犯人が睡眠を妨げられるからであつた。かゝる獄內の紊亂は必ずしも全部と云ふわけではない。又年と共に漸次改革されつゝあつたとは云へ各省に瀰漫して居たのである。

各種の監獄報告は虛飾せるもの多く、監督官吏の巡閱も外面的に流れた結果、此等內部の實狀を摘發、改善すると云ふ事は望むべくもなかつた。

建國前かくして滿洲の監獄數は百七八十の多きに增加し、其の收容數も一萬數千を算して居た。

英國に於ける刑務所人口の減少に就て（上）

船橋虎雄

內容

はしがき
一、懲役刑務所に於ける減少
二、禁錮刑務所に於ける減少
（イ）保護觀察の影響
（ロ）罰金支拂方法の改善（以上本號）
（ハ）酩酊者の減少
（ニ）一般犯罪率の影響
（ホ）特殊收容所の發達
三、特殊收容所に於ける狀況
四、結　論

はしがき

英國では近年收容者の數が減少したので、刑務所は取壞はされたり、拂下げられたりしてゐるといはれる。一九三〇年の刑務所收容者數を一八五七年のそれに比較すると、人口は倍加してゐるに拘らず、却て半數以下に減少してゐるのである。しかも、それが一般犯罪率の減少に因る結果ではない——といふ事實は、一體何を物語るものであらうか。

スザランドは最近この點に關して一つの研究を發表してゐるのである（Edwin H. Sutherland, The Decreasing Prison Population of England, The Journal of Criminal Law and Criminology, vol XXIV）。彼はこの驚くべき事實の原因を求めて之を刑事政策上の變化、卽ち保護觀察並びに罰金支拂猶豫期間の制定と、社會狀態の改善、卽ち酩酊者の減少とに見出すことが出來るとなしてゐるのであつて、それは別にカルヴアートが最近書いてゐるところ（Roy Calvert, The Law-Breaker, 1933）と所見を同じくしてゐるのであるが、唯スザランドの研究には數字的に材料の豐富なるものが見出

されるので、次ぎに一應紹介しておきたいと考へたのである。

スザランドはその冒頭に於て、英國に於けるこの減少の原因を探究することは、刑務所を建てゝも〳〵足りないアメリカ行刑にとつて、進むべき改善の方途を指示するものであることを信ずる、と書いてゐる。惟ふに、傳統的刑罰制度に於ける監獄の地位といふものについては隨分と吟味し直さるべきものがあるのである。監獄を以て唯一の犯罪對策となすところの刑事政策は既に古いとせられる。監獄の作用をして益々純化を徹底せしめると共に監獄以外の對策乃至は施設を發達せしめるところに近代的刑事政策の要諦が存するのである。

我國に於ても最近の行刑累進處遇令が監獄の作用の純化に向つて重大なる役割を演じようとしてゐる時、私もまた、英國に於けるかくの如き動向の研究が我國刑事政策の發達のために貢獻するところあるべきことを信ずるものである。

一、懲役刑務所に於ける減少

懲役刑務所 convict prison の收容者は一八五七年の二、八四一人から一九三〇年の五三六人へと次第に減少した。人口十萬人當り一年の收容者率は一八五七年乃至六四年の一三•五人から一八九五年乃至九九年の二•四六人に減少し、一九〇五年乃至〇九年には稍々增加したが一九一五年乃至一九年には再び一•二五人に減少し、その後は現在に至るまで殆んど變つてゐない。卽ち、次の如くである。

年次	人口十萬人當り收容者數
一八五七——六四	一三•五〇
一八六五——六九	九•一二
一八七〇——七四	七•〇四
一八七五——七九	六•六二
一八八〇——八四	五•四三
一八八五——八九	三•四〇
一八九〇——九四	二•八六
一八九五——九九	二•四六
一九〇〇——〇四	二•七六
一九〇五——〇九	三•〇五
一九一〇——一四	二•二七
一九一五——一九	一•二五
一九二〇——二四	一•二八
一九二五——二九	一•二二

然らば右の減少は如何なる原因に基づくものであらうか。スザランドはこの點につき、一八五七年より一九〇〇年に至る迄と一九〇〇年以後との二期を分つて說明を爲してゐるのである。何故なれば、一九〇〇年以後殊に一九一五年頃の急激なる減少については、刑事政策上特別の注意を拂ふべきものが存するからである。先づ前者から見よう。曰く——

懲役刑務所の收容者が減少した最大の原因は、裁判所が犯人を禁錮刑務所 local prison に送るやうになつたことである。一例として窃盜乃至强盜の場合を見て見よう。一八五七年には一、四一九人の者がこれらの罪を犯し、その內四〇•〇〇パーセントの者が懲役刑務所に送られ、五九•一パーセントの者が禁錮刑務所へ送られてゐる。それが一八九四年には一、一三七人となり、その內六•二パーセントが懲役刑務所に送られ、七六•四パーセントが禁錮刑務所に送られてゐる。卽ち懲役刑務所へ送られたる者は二四•二を減じ、禁錮刑務所へ送られたる者は一七•三を增してゐるのである。

かくの如く懲役刑務所の代はりに禁錮刑務所が選ばれるやうになつたのは、嚴罰を避けようとする一般的傾向の結果であつたのである。卽ち一八二七年頃の英國の政策では、少し重い罪に付ては死刑を科し、後それを七年乃至終身の行刑殖民地への流刑に減刑するのが常であつたのが、この政策に對する反對が增大するにつれて、懲役刑務所が代用せらるゝに至り、一八五〇年頃にはそれが主たる刑とせらるゝに至つた。續いて懲役刑務所に於ける刑期も一八五七年の平均七•六年から一八八〇年の六•五年、一八九三年の五•三年、一九三〇年の三•八年に短縮されてゐる。懲役刑務所に於ける最短刑期は一八九一年以前は大部分五年であつたが、同年それが三年に短縮された。從つてそれより短い刑期の者は自然禁錮刑務所に送られることになつた。特に一八九一年最短刑期が三年に短縮される迄は裁判所は懲役刑務所に必要なる長期を避ける爲め、多くの犯人を禁錮刑務所に送つたもので、この最短刑期が短縮されると共に懲役刑務所收容者の率は幾分增加するに至つた。

かくの如く懲役刑務所に對する禁錮刑務所の代用といふことが、懲役刑務所人口減少の最大原因ではあるが、加ふるに、一八五四年に設けられた矯正院及び授產學校、更に一八七九年及び一八八七年の法律に依つて設けられた保護觀察並びに善行保證 recognizances の制度など、

懲役刑務所以外の手段が利用されたことも擧げて置かねばならない。

併乍ら、それは一般犯罪率の減少と必ずしも直接の關係を有するものではない。この點については二箇の材料が存する。一は警察に知れたる正式起訴罪 indictable crimes の件數にして、二は正式起訴罪に付き起訴せられたる者の數である。懲役刑務所の收容者數も、警察に知れたる正式起訴罪の件數も、正式起訴罪に對する起訴件數も、すべて、一八五七年より一九〇〇年にかけて徐々に減少はしてゐるが、收容者の率は犯罪指數に比較して遙かに著しく減少してゐるのである。即ち人口十萬人當り警察に知れたる犯罪件數は一八五七年乃至一九〇〇年に於て四三パーセントを、起訴件數は四一パーセントを減少してゐるに過ぎざるに、收容者數は八一パーセントの減少となつてゐるのである。次の表に於ても明かなる如く、警察に知れたる犯罪一千件につき懲役刑務所に收容せられた者は一八五七年乃至六四年の三〇・一人より一八九五年乃至九九年の九・七人に減少してゐるし、同じく起訴件數一千件に對する懲役刑務所收容者數は一八五七年乃至六四年の四八・八人から一八九五年乃至九九年の僅か一五・〇人に減少してゐるのであつて、即ち收容者率は犯罪指數の三倍も減少してゐるのである。

年次	警察に知れたる犯罪件數一千件中懲役刑務所收容者	起訴件數一千件中懲役刑務所收容者
一八五七——六四	三〇・一	四八・八
一八六五——六九	二〇・六	三二・九
一八七〇——七四	一九・二	三〇・三
一八七五——七九	一八・五	三〇・六
一八八〇——八四	一四・八	二三・四
一八八五——八九	一〇・九	一六・六
一八九〇——九四	一〇・〇	一四・九
一八九五——九九	九・七	一五・〇
一九〇〇——〇四	一〇・八	一五・九
一九〇五——〇九	一〇・七	一六・七
一九一〇——一四	八・四	一二・九
一九一五——一九	四・九	七・三
一九二〇——二四	四・六	八・三
一九二五——二七	三・七	七・五
一九三〇	三・六	八・三

次ぎに犯罪率の減少は、懲役刑務所收容者をその罪種

について考へて見るとき、更に重大なものでないことが分かる。即ち、犯罪率は之を人身犯、暴行に依る財産犯、暴行に依らざる財産犯の三大罪種に分けることが出來るが、これらの罪種は各々懲役を受ける程度に相違があり、また實際一八五七年以來の變動にも相違を見せてゐる。暴行に依らざる財産犯は正式起訴罪の約八〇パーセントを占めるものであるが、殆んど懲役に至ることはない。而して警察に知れたる犯罪の內、暴行に依らざる財産犯は一八五七年乃至一九〇〇年に於て四八・パーセントを減少し、人身犯は一一・一パーセントを、暴行に依る財産犯は僅か一一・七パーセントを減少してゐるに過ぎない。故に、一般犯罪率の減少は大部分懲役刑務所に送られることの殆んどない、暴行に依らざる財産犯の減少に因るものであつて、懲役を科せらるゝことの多い人身犯や暴行に依る財産犯は殆んど全く減少して居らないのである。そこで、結論として、犯罪率の減少は必ずしも懲役刑務所の收容者數に直接の影響を有するものでないといふことが云へるのである。

併乍ら、この犯罪率の減少が有する心理的影響は蓋し重要なものがあるであらう。何故なれば、犯罪率の絕えざる減少に依つて生ぜる安全感が裁判所をして重刑を避けしめ、從つて、懲役の宣告に代へて禁錮乃至は保護觀察を選ばしめるに至つたことが考へ得らるゝからである。

第二の問題は、一九一五年頃に於ける懲役刑務所收容者數の急激なる減少の說明である。この減少は實際は一九〇九年から一九一五年の間にかけて起つて居り、收容者數は一九〇八年の一、二一二人より一九一三年の八一五人、一九一四年の五九一人、一九一五年の三五一人へと徐々に減少してゐる。而して一九一五年以後の一年平均收容者數は四七七人で、毎年殆んど大した相違はない。しからば如何にしてこの約五〇〇人といふ急激なる減少は生れたのであらうか？ その答へとしてスザランドは三箇の原因を擧げて居る。曰くボースタル院の設置。曰く保護觀察。曰く豫防拘禁。以下順次之を見よう。

第一は一九〇八年に於けるボースタル院の設置である。ボースタル院の收容者は一九〇九年には一七一名、一九一〇年には四二六名、一九一二年には五一五名であつた。それ以後時に高低あり、一九一五年には減少したが、一九二〇年には七八〇名、一九三〇年には七七四名となつてゐる。かくの如く、ボースタル院の收容者は、懲役刑務所への收容者が約五〇〇名を減じてゐる間に、

零から約五〇〇に增加してゐるのであつて、その間には明かに關係があると見ねばならない。從つて玆に重要な問題は、ボースタル院の收容者が、もしボースタル院がなかつたとしたならば、禁錮刑務所、懲役刑務所の何れに收容せられたであらうか、といふことである。一九〇七年、卽ち未だボースタル院の設立せられざる以前、禁錮刑務所には十六歲乃至二十歲のボースタル級の青年が二七〇名居り、懲役刑務所にはそれが一五〇名であつたが、これはボースタル級の者の半數以上が禁錮刑務所に居ることを示すものである。しかしながら、このボースタル院に依る特別訓練は之を長期の青年受刑者に集中せねばならぬといふ議論が提出され、この議論はボースタル政策の組織に與つて力があつたので、最初この制度は主として青年犯罪者に對する懲役刑務所の代用を目的としたのであつたが、後年、行刑當局者は裁判所をして禁錮刑務所に對する禁錮の宣告の代用としてボースタル院送置の宣告を爲さしむるやうになつたのである。從つて、最初主として懲役刑務所の代用を目的としたボースタル院も、今ではずつとその性質が變つて來てゐるのである。

一九〇八年乃至一五年に於て懲役刑務所の收容者を減少せしめた第二の政策は保護觀察であつた。一八七九年及び一八八七年の法律は保護觀察、善行保證並びに不起訴處分を認むるに至つたが、不起訴處分には時に損害賠償乃至費用の支拂を命ずる場合もあつた。これらの規定は一九〇九年の保護觀察法によつて更に擴張せられた。正式起訴に依つて判決を受けた者の內保護觀察に付せられたる者の率は一九〇八年の一三・九三パーセントより一九三〇年の二六・一パーセントに增加してゐるのに、懲役刑務所に送致された者は一〇・一パーセントより七・六パーセントに減少してゐるのである。かくて、懲役刑務所の收容者が減少を續けてゐる間に保護觀察は增加してゐるのである。

懲役刑務所人口減少の第三の要素は一九〇八年に設けられた慣習犯人は對する豫防拘禁刑務所である。最初に收容を見たのは一九一一年のことで、刑期滿了の懲役囚が收容せられたのであつた。今迄に最も多く收容せられたのは一九一二年の一一三名であつたが、それ以來減少して一九三〇年には僅か二五名になつてゐる。それは、この政策に對する一般の熱が冷めた結果であるが、しかし、この政策が初期に於て懲役刑務所收容者の減少に關係を有したことは否めない。

一九〇八年以後に於ける懲役刑務所人口の減少も犯罪率の減少を以ては說明が出來ない。二つの犯罪指數——警察に知れたる正式起訴罪の件數及び正式起訴罪に因つて起訴せられたる者の數——は一九〇〇年より大戰の終までは平行に進み、共に一九〇五年以後少しく減少の傾向をたどつてゐたが大戰の終に至つて著しき相違を見せるやうになつた。卽ち、警察に知れたる犯罪の件數は大戰後急激に增加し、今では人口に對する割合が一九一五年乃至一九年のそれよりも四七パーセントを增加してゐるのである。之に反し、正式起訴罪の起訴件數は大戰後も減少を續け、今や人口に對する割合一九一五年乃至一九年のそれよりも六パーセントの減少となつてゐるのである。併乍ら、「實際」の傾向は恐らくこの二指數の間にあるのではあるまいか。と云ふのは、警察に知れたる犯罪の件數には、犯罪の報告が完全になつた爲めの虛構の增加が含まれてゐるであらうし、又起訴件數の方は人口の移動が激しくなり搜査、逮捕並びに證據の蒐集が困難になつた爲め、實際の犯罪件數に比して減少してゐるであらうからである。それにしても、警察に知れたる犯罪件數が四七パーセント增加したことは、たとへ事實は一五乃至二〇パーセントの增加に過ぎないとしても、懲役刑務所收容者の減少を說明することは出來ない。又起訴件數にしても、それは犯罪件數の指數として信用の出來兼ねないものであり、問題の說明には役立たない。何故なれば收容者數は一九〇五年乃至一四年において起訴件數の二倍も減少してゐるのである。況んや起訴件數の減少は大部分懲役刑に至ることの殆んどない、暴行に依らざる財產犯について起つてゐるに於てをや。暴行に依らざる財產犯の起訴件數は人口十萬人につき一九〇〇年乃至〇九年より一九三〇年にかけて一四・九パーセントを減じてゐるのであるが、暴行に依る財產犯の起訴件數は逆に三八・八パーセントを、人身犯のそれは二二・二パーセントを增加してゐるのである。窃盜乃至强盜に因る一年の起訴件數は一九〇五年乃至〇九年より一九三〇年にかけて一六・八パーセントを減少したが、以上の罪に因り懲役刑務所に收容せられたる者の數は五三・〇パーセントを減少したのである。以上の理由に依り、罪種の變化も懲役刑務所人口減少の直接の說明とはならないことがわかる。

右の期間についても、さきに述べたる期間に於けると同じく、犯罪率減少の心理的影響が相當にあつたらう事は想像される。犯罪人の處分についての判決は裁判所が

爲す所であり、裁判所の態度は警察に知れたる犯罪件數よりは起訴件數に依つて決定されるものであり、しかもその起訴件數が徐々に減少しつゝある以上、裁判官の安全感が、たとへそれが正當なものでないにせよ、懲役以外のより寬大な手段を選ぶやうになるのは當然であらう。併乍ら最近また判決の峻嚴さが少しづゝ增加しつゝあるやうに見える。

之を要するに、懲役刑務所の收容者數は、一八五七年乃至一九〇〇年に於ては主として禁錮刑務所が用ひられるやうになつたことの爲めに減少し、又一九〇八年乃至一五年及びその以後に於ては主として一九〇八年及び一九〇九年の三新政策卽ちボースタル院、保護觀察及び豫防拘禁の出現乃至發達に依つて減少した。犯罪率はこの減少について、一八五七年乃至一九〇〇年及び一九〇五年乃至三〇年の初期に於ては恐らく幾らかの影響を與へたやうであるが、一九〇五年乃至三〇年の後半に於ては何等直接の影響を與へてゐない。卽ち警察に知れたる犯罪件數を標準にして見ると、懲役刑務所の收容者は減少するよりは寧ろ增加してゐなければならぬ譯だからである。併し、起訴率の減少が安全感を生み、それが懲役刑の代用物を選ばしむるに役立つたことは勿論である。

二、禁錮刑務所に於ける減少

禁錮刑務所に於ける收容者減少の傾向は凡そ次表の如くなつてゐる。

年次	人口十萬人當り禁錮刑務所收容者
一八五七——六四	四九四・八〇
一八六五——六九	五四七・八二
一八七〇——七四	五九三・八八
一八七五——七九	六二六・三二
一八八〇——八四	六一一・六四
一八八五——八九	五四五・八一
一八九〇——九四	四九八・八四
一八九五——九九	四八〇・九六
一九〇〇——〇四	五二四・三六
一九〇五——〇九	五二九・〇八
一九一〇——一四	三九六・四九
一九一五——一九	一一二・三三
一九二〇——二四	一一七・三一
一九二五——二九	一〇二・九八
一九三〇	九五・〇八

右の表に於て最も目につくのは一九〇五年乃至〇九年から一九一五年乃至一九年にかけて急激なる減少の行はれてゐる事である。この減少は旣に一八八〇年に始つたもので、それが偶々一九〇〇年乃至〇九年の十年間に於て一時遮ぎられてゐたに過ぎないが、兎に角一年の收容者數が一九〇四年の一九七、〇二三人から一九三〇年の三七、五三一人に減少してゐるのである。然らば何が、世界大戰の少し前と今日この間に於て、この約一五〇、〇〇〇といふ減少を來たさせたのであるか？

スザランドはその原因として保護觀察及び罰金支拂方法の發達、並びに酩酊及び之に關聯せる犯罪の減少を擧げ、一般犯罪率の變化は大した影響を與へて居らないと爲してゐる。而してこの減少の原因を分析する爲めには、禁錮刑務所の收容者を先づ正式起訴罪に因る收容者と略式起訴罪 non-indictable crimes に因る收容者に分ち、次ぎにその各々を罰金との選擇を許さゞるものと罰金の支拂不能に因る收容とに分つことが便宜である。併乍ら、この區別は一九〇四年以後に限る。その以前の統計にはかゝる區別がないのである。以下之を見よう——

（一）保護觀察の影響——保護觀察は主として罰金との選擇を許されざる禁錮刑務所收容者への代用物であつた。それは正式起訴罪を犯したる者、略式起訴罪を犯したる者の何れの爲めにも用ひられたが、次第に後者よりは前者の爲めに多く用ひられるやうになり、從つて、兩者に對するその意義には稍々異る所がある。

正式起訴罪に付ては、罰金との選擇を許されざる禁錮刑務所收容者は一九三〇年には一九〇四年よりも一二、七四六名を減じ、保護觀察を許されたる者は一九、〇〇三名を增加した。卽ち一九〇四年には正式起訴罪に付て有罪の宣告を受け又は有責と認められたる者の內一七・七パーセントが保護觀察に付せられたるに過ぎないのに、一九三〇年にはそれが五〇・七パーセントとなつてゐる。

略式起訴罪については少しく譯が違ふ。罰金との選擇を許されざる禁錮刑務所收容者は一九三〇年において一九〇四年よりも五一・六八六名を減じたが、保護觀察に處せられた者は二二、二六二名を增加したに過ぎない。卽ち、保護觀察はこの種收容者減少の一半の原因を爲すものではあるが、せい〳〵減少の半分以下に當たるに過ぎない。しかも、その影響は主として一九〇八年乃至一五年に限られてゐる、といふのは、保護觀察の言渡は一九〇四年には略式起訴罪につき有罪の宣告を受け又は有責と認められたる者の七・四パーセントに對して與へられ

一九一〇年乃至一四年に於て一一・四パーセントに上り、その後はずつと同じだからである。且つこれら略式起訴の場合に於ける保護觀察は不起訴處分に外ならず、一九〇年には保護觀察處分中の七八パーセントがさうであり、一九三〇年には八二パーセントがさうであつた。總括的に云へば、保護觀察は相當重要なものではあるが、略式起訴罪につき罰金との選擇を許されざる禁錮刑務所收容者減少の說明としては足りない。その外に酌酌並びに之と關聯せる罪種の減少を擧げねばならぬが、その點については後に述べる。

(二) 罰金支拂方法の改善——罰金の不拂に因つて禁錮刑務所に收容せらるゝ者の減少したことは、大部分罰金支拂方法の改善された事に依り說明がつく。一九〇五年乃至〇九年に於て罰金の言渡を受けたる者の平均數は四九八、九五八名であつて、その內一九・六パーセントの者は罰金が支拂へざるために拘禁せられたる者であつたが一九三〇年にはそれが四九六・一三九名となり、その內支拂へざる者は二パーセントに過ぎなくなつた。而して正式起訴罪については、その減少が比率としては大きいに拘らず絕對數としては少いのであるが、この減少の一部は罰金を支拂つた者の增加したことに依り、殘りは保護觀察、ボースタル院その他の施設が廣く用ひられるやうになつた事に原因してゐる。

略式起訴罪に付ては罰金の不拂に依る收容者の減少が特に目につく。而してこの減少は罰金を支拂つた者の增加と殆ど一致してゐる。卽ち、一九〇五年乃至〇九年には全体の一五・七パーセントが罰金の不拂による收容者であつたが、このパーセンテージは一九一〇年乃至一四年に於て一二・九と稍々低下し、更に一九一五年乃至一九年に於ては二・九と急激なる低下を見せ、その後は大体さしたる變動がない。之に反して罰金を支拂つた方の者を見ると、一九〇五年乃至〇九年には六五・六パーセントであつたものが一九一〇年乃至一四年には六七・三パーセントに增加し、更に一九一五年乃至一九年には八二・六と急激なる增加を示し、その後は殆んど變りがないのである。しからば何故に罰金を支拂つた者は增加し、その不拂に依る收容者は減少したのであらうか？

罰金刑の宣告を受けた者で、之を支拂ふことを得ずして刑務所に收容せられる者の率はある程度迄は一般經濟狀態の如何に依つて決せられる。卽ち、一八九三年乃至一九一三年の間に於てはさしたる變動のなかつたものが、同年に至つて急激に減少したことは、大戰中に於ける經濟狀態の改善に因る事勿論であるが、經濟狀態の惡くなつた大戰後に於ても大した增加はなかつたのである。從つて、國民所得の增減は僅かに狹い範圍の變動を說明するにすぎず、決定的の變動を說明するには足りないと云はねばならぬ。

罰金の不拂によつて收容せらゝる者が減じ罰金を支拂ふ者が增加した原因の最も直接にして且つ最も重要なる說明は一九一四年の條令に之を見出さねばならぬ。この條令は略式手續裁判所は罰金を科するに當り、もし被告人が直ちに之を支拂ふ能力を有せざるとき又は裁判所の管轄內に一定の住所を有するとき、若しくは裁判所がその他の特別の理由に依つて相當と認めたるときは、被告人に對して猶豫期間を與へねばならぬことを規定したのである。この條令の效果は蓋し重要直接なものがあつたに違ひないが、猶豫期間を與へられた者の全數の統計がをいので、正確なる立證は不幸にして出來ない。この點に關しては唯一つバーミンガム Birmingham 刑務所の特別調查があるのみである。それは一九一三年の收容者を一九一五年の收容者と比較し、一九一四年の法律の效果を見ようとしたもので、それに依ると、罰金刑に處せられたる者の內、一九一五年には一九一三年よりも一一・九パーセントだけ多くの者が刑務所の外に在つたことが示されてゐる。尤もその中には「行方不明」の者が約三分の一を占めてゐるが、三分の二の者は指定期間內又は逮捕後直ちに罰金を支拂つた者である。もしこの比率を以て一九一五年以後今日に至る全國の趨勢を示すものとするならば、一九一四年の法律は罰金の支拂へざる收容者を年々約六〇、〇〇〇人づゝ減少しつゝあることになるのであるが、この假定は殆んど成り立つまい。たゞ統計によつて知られる唯一の事は猶豫期間を與へられず、罰金を支拂へずして收容せられたる者の數が一九〇五年乃至〇九年の九七、八五九人より一九三〇年の八、〇六三人に、卽ち、罰金を科せられたる者の一九・六パーセントより一・六パーセントに減少し、同時に、猶豫期間を與へられながら支拂へずして收容せられた者の數は一九〇五年乃至〇九年の零から一九三〇年の四、四三四人、卽ち罰金刑者全体の約一パーセントに增加してゐることである。猶豫期間を與へられながら支拂へずして收容せらるゝ者の數は次第に增加しつゝあるが、これは罰金刑の大部分に對して猶豫期間が與へられるためであらう。兎に角この法律が幾千の犯罪人を刑務所に送らずに濟ませてゐることは疑なきところである。

海外時報

少年犯人の改善は不可能—?

ボストン少年審判所處遇成績

ボストン少年審判所（Boston Juvenile Court）の取扱つた一千の少年犯人が、意氣込んだ感化處遇も其功遂に空しく、再び邪しまな生活に陷つていつた、といふことを聞いたならば、ピーノロヂストや社會學者ばかりでなく、一般社會の人々も、いたく失望すること、思ふのである。そればかりではない、更らに悲しむべきは、ハーバード大學の社會倫理學（ソーシアル・エシックス）の教授リチヤード・シー・キヤボツト博士が、最近の「サーベー」（調査）誌上で、現在採用せられてゐるどんな方法にしろヂユベナイル・デリンケント（少年犯人）を改善する力を有つてゐるものがあらうかといふ、極めて心細い疑惑に滿ちた一文を發表してゐることで、經濟上並びに道德上のクライシス（危機）が、アメリカと曰はず、世界の少年の心に頽癈的な悪い影響を及ぼしてゐる今日、ボストンの審判所に於けるヂユベナイル・リホーム（少年感化）の失敗の記錄は、この事業の前途にかけた吾人の期望に一抹の暗翳を投げずにはをかないのである。

しかし、これといふのも、少年感化の任に當る職員の努力が足らないといふのではないので、明かに、其原因は、リホームの組織上の機構とこの事業其者の本來の性質上の困難なる點に存するのである。實際、自然から受けた素質遺傳、其後に得た習慣、更らに延いて、社會的の環境、かういふものは、容易に矯め直すことのできない型の人間を作り上げる力を有つてゐるのである。

この少年感化のノーブルな努力と其失敗の物語は、今度、ハーバード大學のシエルドン・グリユツク及び其夫人たるエリーナー・シエルドンの兩博士の同大學出版部より公にした「少年犯人一千人」（"One Thousand Juvenile Delinquents"）の中に詳しく出てゐるのである。

グリユツク夫妻は多年少年の犯罪と其感化改善の方法の研究に身を委ねてゐた人々で、この一千人の少年といふのは、ボストンの少年審判所の判事キヤボツト氏がペーカー判事財團（Judge Baker Foundation）の研究所のヘリー博士及びボンナー博士の兩博士に附託して處遇の方法を議し、其兩氏の意見を容れてそれ〳〵プロベーション（保護觀察）に付し、プレーシング・アウト（"placing out"——良家に預けること）を取り計ひ、又は、感化院（"reform school"）に收容したものである。

グリユツク博士夫妻は、此等の少年のトリートメント（處遇）の終了したと思はれた後の五年間の經過を精査して、一千人中の九百二十三人の少年の所在を確かめたのである。これだけでも實に大變な仕事なのである。其結果、此等少年の八八・二パーセントは、此の五年間、依然犯行を繼續して居り、七〇パーセントは各自平均三・六回逮捕され、三分の二のものは重罪犯で刑の言渡を受けてゐる、といふことが發見されたのである。言ひ換へると、キヤボツト博士の曰つてゐるように、「トリートメントを受けた後、改まる處ではなく、彼等は以前と同じように不良で、むしろ一層悪くなつてゐるのである。」

この事實は、何と說明すべきであらう。此等の少年は其平均年齡は十三歲と五ケ月となるのだが、シカゴやニユウヨークの同じ年輩の少年に比して別に特に悪化してゐるわけではないのである。彼等の性格は、專門の精神病學上の手續によるテストにかけて研究され、プロベーション、プレーシング・アウト、並びに、感化院といふ一般に廣く行はれてゐる方法によつて處遇されたのである。然るに、「グリユツク氏の著書に依つて見るに、此等の方法がリホーム（改善）せられざる限り、いな恐らくは改善された時になつてすら、此等の少年犯人をリホームするの難きことが證されてゐるのである。グリユツク夫妻が一千の不幸な少年の間に發見したような社會的瑕疵やら、不健全な心理的環境、不良な遺傳、道德上の觀念の低劣な標準、並びに、家族内に存する犯罪的傾向といふような背景をもつてゐる十三才の少年犯人のリホームを試みることが、斷じて時間と金の無用の浪費に終ることにはならない、といふには、それが、更らに猶ほこれから先きの事實によつて證據立てられなければならないのである。審判所に於ける理想的な一人の判事及び二人の經驗を積むだ專門の精神病學者（サイキエトリスト）と數人の助手がゐても少年の診斷と處遇とが別人の手で行はれてゐる間は、改善はたしかにむづかしいのである。この點が肝心な處で少年は一人の手から他の手へと移つて行つて、しまいには、ボーイの生活の筋道が入り組んだ機構の中でめちやくちやにされてしまうのである。」と、キヤボツト博士は「サーベー」誌上で書いてゐる。

さて、グリユツク博士の調査した所によると、此等一千のボーイズの大部分は、其素質が生れつき低劣なので

ある。精神のノーマル（正常）なものは其四一パーセントで、一三パーセントは精神耗弱者（フィーブルマインデッド）、其他のものは正常者ともつかず耗弱者ともつかず、さうでなければ、鈍感（ダル）低能者であつた。彼等の四分の三は學校で一年又は二年進級が後れてゐるし、彼等の五分の四は已に工場通ひをして居り、半數は街上で働いてゐたものである。而して彼等の六三パーセントはボストン少年審判所に來る以前に犯罪を行つてゐたもので、更らに、最も重要視すべき點は、彼等の九五パーセントが、學校に於て又は家庭に於いて、少年犯罪の事に精通した人ならば何人も其少年の將來の性行を豫斷して憚らないような風の不行狀を敢てしてゐたことが知れ渡つてゐたことである。彼等の大部分がさうなつたように、將來竊盜になるだらうといふことは、其時分から殆んど見え透いてゐたといつてもよかつたのである。

改善されるチヤンスの多いのは、何等かの監督の下に在つたもので且つほんの小さい內に捕へられたボーイであるらしい。グリユック博士夫妻の研究した所からみると、家庭に於て立派な親の監督を受けたもので、學校で不行跡の履歷もなく、落第もせず、十六才になるまで何等の犯行なく、且つ、犯行があつても、少年審判所に來る前に十年とは續いて犯行をやつたことのなかつた少年犯人が、比較的に改善のチヤンスを多く有つてゐることが察せられるのである。これの反對の場合には、チヤンスは比較的少いのである。グリユック夫妻の報告は少年に對して同情のある手加減したものであるが、ボストンの審判所や其處のクリニツク（診斷所）のことを「少くもそれはいかがはしいものだ」と曰つてゐるのである。

しかしながら、キヤボツト博士は斷じていかがはしいものとは思はないのである。氏は、「クリミナル（犯人）が我々他のものと全く同じで別に異つたものではないといやに感傷的な斷言をする人達は、クリミナルについて知る所の少ない人達である」といふ感じを常に有つてゐるのである。キヤボツト博士の說く所によれば、「グリユック夫妻の此の書は、もう一つの他の彼等の著書と同じくクリミナルが普通我々とは甚だ異つてゐることを證據立てゝゐるようにみえるのである。普通我々の場合だと、たとへ一時は過つても、また改まる術を學ぶこともできるのであるが、クリミナルは、恐らく我々の多くを矯め直すことのできようと思へる防止的の効力のある經驗にぶつかつてゐるにも拘らず、尙且敎しへても敎しへても改むることのできない人達である。一部は生れつきの素

質で、一部は環境のため、更らにまた、一部は習慣によつて、犯罪生活に陷つて行くような牢乎として拔くべからざる性癖を作り上げてしまつたのである。現在利用し得べき凡ての智識と理解とを應用して（しかも現在はちつともそんな事はしてゐないのだが）、近き將來に何等かの方法で此等の根强い性癖を變化せしむるを得るやいなやということになると、自分は言ふ所を知らないのである。グリユックの二つの著書は、自分をしてそれを疑はしむるのである。」と、キヤボツト博士は悲觀してゐるのである。

グリユック博士の他の著書といふのは、一九三〇年に出版された「五百人の犯罪生活」（"500 Criminal Careers"）で、一九一一——一二年の間にマサチユセツツ州立リホーメートリーを出た五百十一人の成年受刑者の研究である。彼等の八〇パーセントは出所後五年乃至十五年間改善せられずに依然犯罪生活をつゞけてゐたものである。このリホーメートリーは「顯著な失敗」であつた、とキヤボツト博士は曰つてゐるのである。

しかし、キヤボツト博士の摘示してゐるように、今後グリユック博士の研究した一千人の少年犯人の內に於けるよりも、此等のケースの內には改善のパーセンテージが大きかつたのである、其犯かした罪も少年犯人の場合よりも重大ではなかつたのである。

とにかく、此等の二つの研究によると、リホームがリホームしなかつた、ということになるのである。是に由て之を觀るに、犯罪といふものは、たゞ、人々各自に一層自由な幸福な環境を與へて、生存競爭に於けるチヤンスを一層均等ならしめ、且つ、防止し得べき犯罪の原因を夙く見つけ出して之に處するの道を講ずるより外に、防止減殺する方法はないのではあるまいか。社會は早晩この事を覺らなければなるまいと思ふのである。と、キヤボツト博士は所說を結んでゐる。

Literary Digest, March 10, 1934

浦和刑務支所における軍需縫製品研究室開所式

刑務作業中益々重きを加へつゝある軍需縫製品（被服類）の生産に關し其の作業施設、作業能率並に應用方面の專門的研究をなし以て一般刑務作業の進歩發達を期し、併せて軍需縫製品研究の協力分担をなす事を目的として、昨昭和八年八月行刑局長指令に基き設立中の浦和刑務支所洋裁工場内の軍需縫製品研究室は、最近内部の設備の完了を見たので、四月十四日これが開所式を擧行せらるゝに至つた。この日夜來の雨も霽れ、櫻花は七八分の綻びを見せて人出を誘ふによき日、本省側よりは鹽野行刑局長代理として正木書記官、それに芥川衞生官、岡、東兩書記官を始めとして屬官多數、來賓としては白井陸軍被服本廠長、飛田主計正、副見埼玉縣警察部長、猪俣特高課長、定形浦和警察署長、柳澤浦和區裁判所監督判事並に松岡、豊田兩判事、岡田、相川兩檢事、それに岡部巢鴨、小橋川横濱、長山千葉泉川越少年の各所長を始として近縣刑務所代表者等七十餘名列席し午前十時過ぎ開式された。最初に吉田豊多摩所長起つて挨拶として刑務作業に於ける軍需品製作の增大の趨勢より收容者に及ぼせる影響、將來の發展の可能を擧げて研究室設置の意義を明かにし、更に來賓江湖の援助によつてその成果を擧げんことを期待された。續いて正木書記官は行刑局長代理として挨拶を述べらるゝ所あり、我が國刑務作業の今日に至るまでの發展の經過を分析して、今や刑務作業が積極的に國家の福祉に貢献すべき段階に達したものであるとして研究室の使命を力强く宣明された。かくて式を閉ぢ直ちに研究室並に工場の參觀に移つた。研究室はすなはち新設されたる洋裁工場の一部を占めるもので、今の處設備も簡單なものに過ぎない。續いて埼玉會館に於て午餐の饗應があり、午後來賓は越ヶ谷の御獵場へ案内を受け、趣味多き見學を遂げられた。

尚ほ右研究室の研究項目は次の通りである。

一、縫製作業に關する研究
　イ、各種軍需品縫製方の研究改良　ロ、各工程の部分的研究及改良　ハ、各工程の施業順序方法の改良
二、縫製作業能率增進に關する研究
　イ、各工程の作業動作の研究改良　ロ、各工程の科程の設定　ハ、手縫其他手工に關する研究　ニ、機械作業に關する研究
三、作業機械器具に關する研究改良
　イ、作業台、其他作業工程配置方に關する研究　ロ、作業機械器具と作業動作との關係に關する研究　ハ、作業機械器具の改良考案　ニ、特種機械器具の考案試作實驗
四、製品の檢査に關する研究
　イ、製品の質に關する研究　ロ、製品の出來榮に關する研究　ハ、規格に關する研究改良調査　ニ、各刑務所實地指導
五、被服本廠研究班と連絡研究

繩飛び運動について

文部省學校衞生官　醫學博士　岩原拓

本文は岩原博士が茶話會で講演された筆記である。間違ひ等はすべて記者の責任である。

（一）

私は醫者の癖に運動のことを研究し、職務もこの方面に關係を有つてゐる。言はゞ醫者出來損ひである。自分としては出來損ひとしても、運動に關する研究は國家的に見て重要の意義を有つことゝ信ずる。私は當初刑務協會から繩飛びの話をせよ、との依頼を受けて甚だ異樣に感じた。醫者である私が繩飛びの話をするのも異樣であるが、一體刑務協會が何の必要あつて繩飛びの話を御聽きにならうといふのであるか。刑務所と繩飛びとがいかにして結び付けられるのであらうか、と當時の私の頭では判斷がつかなかつたのであるが、段々いはれを聞いて見て、成程と合點がいつたやうな次第である。今日の行刑は昔とちがつて收容者の教育といふことが目的である。誤つて刑に觸れたものを、一人前の立派な人間に作りかへて世間へ送り出すといふのが目的となつてゐる。從つて收容者に對しては、入所中に於てもよくかれ等の健康を慮つてやらなければならぬ。それには體育であるが、しかし刑務所はいろ〳〵な制限のあるところであるから、世間のいはゆる體育の方法をそのまゝに實行しかねる事情がある。そこで刑務所内で實行し得る體育、といふことが問題となつて繩飛びといふやうなことをも御考へになつたのだといふ。さう承つて見れば、私が異樣に感じたのはいはゆる私の認識不足にすぎなかつた。體育を收容者の生活の中に織り込まれるといふ御考へと御努力とはまことに結構なことゝ思ふ。私たち日頃體育といふことを取扱つてゐるものとしても實に喜ばしいとゝいはねばならぬ。成程考へて見れば、一區劃内に閉ぢ込められて運動といふ方面に事缺きがちであらう收容者こそ、體育といふことが切實の問題となつて來るわけであらう。私たちが文部省にあつて體育の問題を研究してゐるのは、スポーツが世間の流行になつてゐるからだの、又世界的の風潮であるからだの、といふわけではない。體育は人間生活の向上と進歩とのために必要缺くべからざるものである。智育、德育と相並んで、ひとり健康增進の

ためばかりでなく、精神教育に資するところ大である。勿論體育は一面から見れば遊戯である。競走をやつたり、鐵丸を投げたり、棒を飛ばしたり、高處を跳び越えたりする。これ等は何れも遊戯と見られる。しかしこの場合、遊戯といふ觀念に少し考察を加へて見る必要がある。例へば子供の遊戯は子供の生活である。生活といふよりも生命である。生命の伸び育つ姿なのである。さう考へると、遊戯といふことには、貴い嚴肅な意味さへ含まれてゐるのである。大人の遊戯とても同じことである。試に體育の歷史を回顧して見やう。今日の意味に於て體育といふことが始めて言はれ出したのは、ドイツにおける一人の青年憂國者によつてである。ナポレオンが蓋世の資を以て、馬を躍らして歐洲を席捲した。當時ドイツ、殊にプロイセンは最も痛ましくナポレオンの軍隊のために蹂躙された。その時同國にルードリツヒヤーンといふ一人の青年でゐたが、敵將のために無慘にも踏み荒されて行く自國の有樣をぢつと見詰めながら、憤慨やる方なく、いかにもしてこの不名譽を恢復しやうと心に誓つた。かれはいろ〳〵考へた末に、この不名譽を恢復するには理窟ではダメだ、實行であると痛感したのである。いかに口舌を働かして說いても國人は對にこれを耳に入れやうとしない。しかしながら身みづから筋肉を動かし、肉體を鍛え、それによつて又精神を養ふ。それに全心魂を打ち込むのである。肉體は健康となり精神は緊張する。國民がこの心身兩全の境地に達し得たときに始めて國家は救はれ、且つ興るのである。要するにドイツの不面目を雪がんとせば先づ體育から始めなければならぬ。ルードリツヒヤーンはさかしくもかやうに決心したのである。率先してこれを唱へ、且つ自ら實行して見せたのであつたが、漸次に青年の共鳴を得た。最初は極く少數であつたが、間もなく全土にわたつて約百萬の會員を獲得し、一大團體を形作るに至つた。この團體は要するに體操をする團體で、同時に愛國精神を鼓舞するところの言はゞ體育的愛國團體とも稱すべきものである。體操といつても至極簡單平易なもので、一、二、三と手を左右に動かし、脚を上下に動かすだけである。それを毎日規則的に、正確に實行するのである。今日でいへばラヂオ體操といつたやうなもので、百萬からの會員が擧つてそれを實行することになれば、その效果は著しい。到底他では得られない力を獲得し得るのである。これが國民的元氣の源泉の一つとなつて、ドイツは大に興つたのである。古い言葉だが、健全な精神は健全な身體に宿る、といふのは不變の眞理である。

（二）

世の中の文化が進むに從つて、人間の生活が機械的になつて來る。機械文明は機械的の人間を作るのである。多くの人間は、人間としてよりも機械として役に立つことになる。從つて人間の本義のためよりも、必要のために働くといふ結果となつて來る。人間本來の生活は第二義的のものに墮してしまふ。現代人の生活は多くそれである。かれ等は機械の如く動き、機械の如く休んでゐる。機械を使ふよりも機械に使はれてゐるやうにさへ見える。かうした生活が人々の健康に如何なる影響を及ぼすであらうか。無論よからう筈がない。機械文明の影響を最も多く受けてゐる都會人の健康が田舍の人のそれに比し著しく劣つてゐるのを見てもすぐ判ることである。その結果として都會人にはいろ〳〵の運動方法が考案されてゐる。紳士向きのものあり、學生向きのものあり、婦人向きあり、小兒向きありで、一樣ではないが、要するに機械的な事務生活の拘束から脫して、新鮮な外氣の中で、筋肉をのび〳〵と動かさせたいといふかれ等の要求から來てゐるのである。これによつて都會人の健康を或程度まで補つてゐることは爭へない。運動は又健康ばかりでない、精神修養に大に役立つ。擊劍、柔道は勿論のこと、一切の運動がそれと密接の關係を有つてゐる。昔は靑年の間に度胸試しといふやうなものがあつて、夜中妖怪談などをしたり、墓場に塔婆拔きなどに出かける。すると他のものが前以て墓場の影にかくれてゐて不意に「やツ！」と聲をかけて驚かしたりする。それには流石の勇者も思はず膽を冷したりなどするのであるが、これが膽力の養成になるのである。これが武士の子弟の精神修養の一つの方法であつた。世間が開けて來た今日ではさういつた方法はあまりはやらない。それに代るべき方法を現代に求めたならばやはり運動であらう。文武兩道といふが、武の方の役目を受持つものとしては運動を擧げねばなるまい。運動は筋肉をきたえると共に、或程度の冒險を意味する。運動家はそれに向つて勇敢でなければならぬ。尻込みばかりしてゐたのでは始まらない。精神の鍛練も肉體の鍛練から始まる。否二者は同時的で且つ相互的のものである。精神といつても、これを抽象的の範圍中にとゞめておいたのではイザとなつて實行力が伴はない。いはゆる「腕に覺えがある」といふ自信はいかなる場合でもその人の精神を落付かせることが出來る。その自信がないとあわてる。あわてるから過を招くことになるのである。かやうに肉體的にも精神的にも運動の必要なことは今更申すまでもないことであるが、さてその方法である。今日では各學校でも體育といふことに非常に重きをおいて、いろ〳〵な設備もあるから、學校へ行けば自由にそれが出來る。だから學生は比較的に運動方法に事缺かない。しかし社會生活をしてゐる多數の人々には、多くの場合その機會が乏しい。第一に時間がない。設備に惠まれない。富有な階級では家庭內に種々の設備を設けることも出來るし、又時間も何とか都合つくであらうが、普通

のものはそこまで惠まれない。何とか運動をしたいと思つても適當な方法がないのである。殊に外國に比し、日本ではその嘆が深い。これは甚だ遺憾なことである。この問題を打開する方法としては、出來得るだけ簡易な運動方法、何人も手輕に、おつくうがらずに、卽座に實行し得るやうな運動方法を考案する必要がある。言ひかへれば、現代の多數の人々は特別の設備なしに、又零細なる時間を利用して、運動の效果を擧げ得る「簡易體育」を要求してゐる、と見ていゝと思ふ。その要求に應ずべく考案されたものの一つはラヂオ體操である。毎朝一、二といふあの朗かな號令の聲が聞えて來る。それを聞いては眠つてもゐられない氣がする。早速飛び起きて、學校の校庭へかけつけるなり、自宅なりで、體操をはじめることになる。それを朝の日課にしてゐると、第一に朝食がうまい。心氣爽快である。肉體的にも精神的にもその效果は著しいものがある。も少し複雜な第二ラヂオ體操も出來る筈である。最近會社とか工場とかその他の團體で、ラヂオ體操を利用することが大にはやつて來た。昔風に考へると、大の男が小供の中に立ち交つて、一、二、三など手足を動かしてゐるのは滑稽なやうにも見える。しかし言ふまでもなくそれは大間違ひの考へである。最初はそんな風に考へた人もあつたかも知れぬが、今日では當り前のこゝとして何人もあやしまない。みな勇み進んで實行してゐる。ラヂオ體操が日本國民の保健に寄與するところは大であると思ふ。その他、工場でも特に纖維工業に從事するものに對しては如何なる體育を施すべきであるか、又農村居住者にはいかなる體育が適當であるかといふやうな問題について、專門家は自らそれ〴〵研究を進めてゐる。やがてはそれ等の問題に對しても適當なる成案を得るであらうと思ふが、ひとり工場や農村ばかりではない、一般國民にわたり、それ〴〵の職業に應じて、比較的短時間に、又特別の設備を要せずして、出來得るかぎり效果的の運動方法を考案することが必要である。遂にはそれ等も完成されて、國民の間に廣く行はれて行くことになるであらう。

（三）

そこで繩飛であるが、これは讀んで字の如く、繩をまはして、それを跳び越える運動であつて、簡單至極のものである。又私共小供の時分には必ずやつたものである。現在でも到る處で小供たちがやつてゐる。そんな有り觸れた、平凡な小供の遊戲位に講演などゝは物々しすぎると一應は考へらるゝかもしれぬが、しかしそんな有りふれた、平凡な繩飛びにも、研究して見るといろ〳〵な意味も內容もある。又同じ繩飛びでも又いろ〳〵複雜な、多岐的な方法を考へ出すことが出來る。從來の小供の繩飛びは言はゞ原型的なもので、そこから種々の派生的な方法が考へられる。それ等の方法やその效果を考へることがいはゆる科學的の研

究である。又繩飛びの有つ意味や內容についても一應科學的に考へて見たい。言つて見れば繩飛びの再認識、再吟味である。現代人にとつてはさうしたことも必要であらう。

繩飛びは繩を廻はしつゝ、自分でその繩を跳び越して行くのである。原理はそれだけのものである。從來の繩飛びは立派にその原理にかなつてゐる。ではこの原理は生理的に、はた心理的にいかなる意義を有つてゐるであらうか。私はそれ等のことにつき聊か考察を費して見やうと思ふ。先づ生理的に觀察するならば、繩飛びは、種々の運動の中で跳躍運動の範圍に屬するものである。運動には鐵丸を投げたり、棒を投げたりするやうな跳躍しない運動もあるが、多くは跳躍性が伴ふ。跳躍運動といふのは、自分の身體を自分の脚力によつて、或は前に或は高く持運ぶ運動である。だから跳躍運動は身體全體筋肉が活動することになる。人間の筋肉といふものは妙なもので、盛んにこれを使ふとその作用が活潑となり、よく發達するが、使はずにゐるとその作用がにぶり、筋肉は衰弱する。これは恐く怠けものに對する神のおしおきであらう。人間は自分の筋肉の見る〳〵痩せて行くのを見て、自分が怠つてゐるといふ自覺を呼び起すやうに神樣が作つておいて下すつたのであらう。病氣をして一二週間も床についてゐたあとでは、一寸起き上るにも足がフラ〳〵する。筋肉がにぶるといふのは筋肉を組織する細胞が縮まることで、細胞がちゞまるから肉がちゞまり、それにつれて骨が上るのである。かやうに筋肉は使はずにゐるとにぶり、しかもその半分は働きを止めてしまふのである。千のものなら五百の筋肉が働きをやめたとすると、その止めたことによつて人間の肉體の活動を殺ぐばかりでなく、活動を續けてゐる他の一半の筋肉の御荷物となるのである。邪魔をするのである。言ひかへれば、働かなくなつた筋肉は半分としても、それによつて受くる損害は半分に止らない、それ以上である。筋肉は平素から適宜に働かせてゐなければならぬことはそれでも判るのである。跳躍運動は自分の目方を自分で運ぶのである。つまり自分で自分の身體を支配し、統制する運動である。その點に意味がある。その中でも繩飛びは障碍跳躍運動に屬する。唯跳躍するなら障碍はないが繩飛びには繩といふ障碍物がある。しかもその障害物は自分で作るのである。障碍物を自分で作つて、自分でそれを跳び越えるのである。作るのは手である。跳び越えるのは足である。手と足とがある諧調を保たなければならぬ。諧調がみだれればこの運動は出來なくなる。その意味で精神が緊張してゐなければならない。手と足と諧調を保たなければならぬと同時に、肉體と精神とが一致して働かなければならない。そこに心身の全體にわたつて一定のリズムが現れて來る。このリズムは又心身に快い感觸を與へる。繩飛びの有つ

重要なる特色の一つはこゝにある。これは餘談であるが、障碍物を自分で作つて自分でそれを跳び越える、といふことには何かしら人生的、運命的な暗示がふくまれてゐるやうに思ふ。その場合、一條の繩は運命の繩である。人はやゝもすればその運命の繩につまづき勝ちである。自分の繩で自分が縛られるのである。收容者の生活にもそれに似たやうなことが多からうと思ふ。

繩飛び運動のも一つの特色は、その運動量が非常に多いといふことである。手足を同時に運動させ、そして跳躍するのであるから、身體全體の筋肉が活動を開始するとになる。元來足を使用するのは手を使用するのに比して、一般に運動量が多いのである。手を一度動かすよりも足を一度動した方が運動量が多いのである。何故かといふと、足は手よりも筋肉が多いからである。のみならず足は人間の體重を荷つて動くのである。普通の人間なら十五六貫位はあらう、さうした重みを上にのせて動くのだから一層運動量が多くなるわけだが、たゞに動くだけではない、それを以て地上を跳躍するといふことになれば、運動量は益多くなるばかりである。運動量が多ければそれだけ血液の循環もよくなり、新陳代謝の作用も旺盛となるのである。つまり健康を増進さすことになるのである。足の跳躍だけでも效果は大きいのに手も同時に働く運動量は多くなるばかりである。しかも前述の如くに手と足と、運動がまち〳〵にならない。手の止るとき足も止り、足の止るとき手も止る。運動量が常に平均してゐる。

繩飛び運動は又心臟を鍛練するによい。四肢の筋肉が活動するために血液を盛んに要求する。そのために心臟は平素の職務以上に餘計なおつとめをして、必要な血液を又盛んに四肢、殊に足の方へ送る。運動がリズミカルであるから心臟の活動も亦自づから調子よく旺盛に活動する。その旺盛な調子に慣れて心臟はだん〳〵に強くなる。そして空中から攝取された新しい酸素を血液に與へる。酸素を吸入するためには肺臟がその役割を働く。酸素を多量に必要とすれば、肺臟の活動もはげしくなる。肺臟は時としては大に之を擴げ、又縮めてやらなければならない。肺の尖端と下部とは狹いものであるから、時にこれを擴げておかないと遂には縮つたまゝにふくらまないやうになる。するとその部分の細胞の新陳代謝がにぶり、バイキン等に浸されやすいことになる。平時の呼吸だけを續けてゐたのでは肺臟の伸縮がとかく自由を缺くことになる。それ故肺臟を時に大に擴げ又縮まさぬ人は、病氣に對して寬大なる態度を取つてゐる人といはなければならない。尤も肺臟の活動を盛んにするには何も繩飛びに限つたことではないことは勿論だが、繩飛びの如きは多くの運動の中でも適正を得たものである。非常に過激な運動といふわけでもないから虛弱な人にも出來る。運動の度合の加減は、自分

で自由に出來る。心臟や肺臟が負擔が多すぎると思つたらやめればいゝ。肺臟をふくらますことなら深呼吸をやつてもいいが、深呼吸は少しやつてゐると飽いて來る傾向がある。その點、運動の結果としての深呼吸は永續きする。繩飛びをしてゐると自づから深呼吸をすることになる。しかも運動を繼續してゐる間は、止めやうとしても止まない深呼吸である。同じ深呼吸をするにも、運動に伴ふそれを利用する方が、保健上最も有效である。

（四）

次ぎには心理的の考察であるが、心理的といつても生理的と相關的のもので、兩者は密接の關係がある。生理的に效果的なものは心理的にもやはり效果的である。私は先きに繩飛びはリズミカル、即ち律動的な運動であるといつたが、これが心理的に非常に良い結果を招來するのである。手足を適度に、同時に働かして同じ動作を繰り返してゐる間に自づから一定の調子が出て來る。その調子はいかにもなだらかで、自然で、無理がない。律動的な諧調を保つて、偏せず、且つ角張らずに繰返されて行く。血液が身體中すみからすみまで、萬遍なく彈み流れて行く感じである。音樂を聽いて氣持がいゝのものである。その感じは實に愉快なはそのリズミカルな點にある。リズムのない雜音は耳に快くない。運動の律動的なものは氣持がいゝ。少くも飽きが來ないのである。運動それ自身の調子に釣り込まれるとが第一の條件である。運動をして愉快を感じない位ならばやらぬ方がいゝ。しかし運動といふものは大體快感を伴ふやうに出來てゐる。運動をすると皮膚の血管が膨脹して血液が身體の外部に集まる。それだけ內臟の血液は減るのである。皮膚に血液が集まると皮膚の感覺が鋭くなり、快感をおぼえる。反對に內臟の方の感覺は鈍るのである。運動をしなくとも、心に愉快を感ずることがあると顏の色が赤くなる。運動をしたときの血液の循環の狀態と、愉快を感じたときの血液の循環の狀態とは生理的にいつて同じことである。すべて皮膚に血液が集まることは愉快を感ずることである。風呂に入つたとき、酒を飲んだとき、大ていの人は愉快な感じがする。それは外部に血液が集まるからである。顏が赤くなるのはそのためである。酒を飲んでも顏が赤くならない人は、面白い氣持がしない。つまりその部分の愉快さをそれだけ減らされてゐるわけである。又律動的な運動は愉快を感ずるばかりでなく、疲勞を感ずることが少ない。同じ分量の仕事でも、一氣に詰めてやらうとすると疲勞を感ずることが早い。例へば或る重いものをウンと持ち上げてゐるといふやうな仕事はすぐに疲れる。これに反し、一定の調子をとり、一定の間隔をおいて、つまり律動的な動作によつてこれを行ふときは、長持ちがする。線路工夫が工事をやつてゐるところを見ると、鶴嘴の上げ

下げに一定の調子があり、一定の速度がある。數人でやつても、律動的な一つの共同動作に統一されてゐる。その律動的な共同動作につれて、かれ等は又律動的な歌を歌ふ。かくてかれ等のすべての感覺は律動的な快感に誘はれ、疲勞も少く從つて仕事も捗が行くことになるのである。この律動原則の一番著しい例は心臟である。心臟は五十年も七十年も、晝夜間斷なく働きつゞけて倦むところを知らない。それはその運動が律動的に出來てゐるからである。伸びては縮み、働いては休み、その間一定の調子を失はない。これが亂調子に働くものとすれば、あれ程長持ちをするものではない。何の仕事でも長持ちをさせ、效果的であらしめるためには律動的でなければならない。その點に於て繩飛びの如きは最も理想的の運動方法である。競爭意識でなく、一人でやつても相當樂しめるのはそのためである。

（五）

繩飛びのも一つの心理的效果は、自分で一つの障碍物をつくり、それを自分の力で跳び越すといふ點に存する。前にも一寸述べたが、これは心理的にいつて大いに意味のあることである。かやうな遊戲は、遊戲の中でも繩飛び獨特のものである。他にも障碍物を跳び越える運動はあるが、それは障碍物が地上において固定してゐるのだ。又場所もチヤンと分つてゐる。靜的であつて變化がない。繩飛びは邪魔物を自分で作つて、しかも上げたり下げたり、又速くしたり、遲くしたり、自由に變化さして、その變化に應じて、足の運動を調節するのである。自分で作つて、自分で處理するといふところに、心理の均齊と統制とを心要とする。それはやがて責任意識でもある。それを果し了すといふところに苦勞が存する。繩飛び運動はこれを行ふものにこかやうな心理的效果を受けることが出來ると思ふ。又繩飛びは簡易な運動ではあるが、上達するにはなか〳〵骨が折れる。誰れにでもすぐ出來るが、割りに奧がある。最初は五十囘もやるとへタばる。次ぎの日は七十、次ぎの日は八十、といふ工合に囘數をます。その中に膝の關節と足の關節とがだん〳〵强くなつて跳ぶにも調子がよくなる。繩を廻す方も同じくだん〳〵上手になつて行く。ずつと上達すれば殆んど無心にして法にかなつた運動となる。大げさにいへば鞍上人なく、鞍下馬なし、といつた境にも達する。この自分の仕事に上達を感ずるといふ點に教育的意義がある。この事はこれを社會的活動をする場合にうつして考へることが出來る。技術の上達の可能性を自分の中に——自分の努力の中に見出すといふことは、人間生活の根本義と一致する。繩飛び運動はこれを行ふものにこの自覺を呼び起させると思ふ。又從來あまり運動をしない人が繩飛びを始めるとその間種々の運動の工夫を覺える。頭は

胸の上にきまりよくのせておかないといけない。同時に腰を据え、上體を眞直にしてやらなければならない。呼吸は鼻からしなければいけない。さういつたことを自分の體驗、自分の工夫によつて自覺して來る。理窟だけなら判りきつたやうなものだが、自分でさうなければならぬ、といふことを痛切に體得するところに意味がある。つまり體育の原理は、簡易な繩飛びなどによつて一番手近く感得することが出來るのである。理論的にすでに成立してゐる原理を、自分で實際にやつて見て、成程そうだナ、と感ずるのは一つの新しい發見であり、喜びである。そこに教育の意味もあらうといふものである。私も毎日實行してゐるが、理論だけではよく知つてゐる智識を實際に應用してその效果を確むることに非常に愉快を覺える。子供等にもやらせてゐるが、そのおつき合ひをしてゐると子供のやうな氣持にさへなつてそれが又愉快である。心理的に見て繩飛びの效果といへば先づ右のやうなものであらうが、さう六ケしいことをいはずとも、何しろ手輕で一人でも二人でも、又大ぜいでも、又どんな狹い場所でも庭先きでも出來ることが繩飛び運動のうれしいところである。設備も道具も要らない。繩一本で事足りるのである。費用のかゝらぬこと無類である。同時にいかなる零細な時間でも利用出來る。では繩飛びに弊害があるかといふにこれはない。運動の中には過激にすぎて、心臟を傷めたり、怪我をしたりするものもあるが、繩飛びにはそんな心配はない。調節が自由である。强いていへば家の中で餘り調子に乘つてやりすぎると、騷々しい、といつて叱られる位のものである。まさかに根太も抜けまい。近所迷惑といふこともない。警察の御厄介にならずともすむ。百利あつて一害はないのである。

（六）

右繩飛びの效能を述べたてたが、殊に

出口氏（氏は繩飛びの方法を種々工夫し各所でこれを實演してゐる）の繩飛びは從來のそれよりも一步を進めてゐる。從來の繩飛びは足の跳躍、足の運動の方が勝つてゐる。手の運動が足のそれに伴はない傾向がある。出口氏はその點に工夫を加へて、手をウンと伸ばして繩を廻すことにした。從來は手をちゞめてチヨコ〳〵とやつてゐたのであるが、出口氏のは手を大廻しにするのである。さうすると手と足の運動の釣り合ひがとれる。繩は普通の麻繩で結構であるが、實際は輕いよりも少し重い位の方が運動が樂である。卽ち重いと繩自身に運動の傾向がついて、それを利用してやれば自然に運動量も多くなるのである。繩は麻でも木棉でもいゝが、太くするために私は小指位の繩を四重に撚つて使つてゐる。可なり太いものが出來る。或人の如きは井戸繩でやつてゐる。いかにも重さうに思へるが左程でない。繩の重量で繩自身が運動をはじめるからである。又繩は太くない

と、手の先きで繩が撚れて困る。太いとそれが撚れずにうまく行く。繩は時に取り換へて變化感を與へるのも面白からう。方法は實演を一見すれば一番よく判るのであるが、從來は繩を廻すのに手を腰の邊において廻したものであるが、出口氏のは繩を踏んで、左右の手で肩位の高さまで繩を持ち上げ、大廻しに廻すのである。脚の方は普通には左右交互にやる。それも右足を前にするのと、左足を前にするのとに二通りある。又兩足を揃へて跳躍するのもある。これは左右交互に跳ぶのに比して運動量が多い。その代り永續きがしない。又一回の跳躍に、繩を二回手早く廻すやうなことも出來る。但し多少の練習を必要とする。又繩を後廻しにすることも可からう。又進んでは運動中手を交叉して繩をまはすといふやうな方法もある。同時にその方法で後跳びをすることも出來る。更に一方の手のみを働して繩をまはすやうなこともある。應用的方面の遊戲もいろ〳〵考へられる。競爭的にやるのも面白からうし、例へば先方に旗を立てゝおいて、數人して競爭的にそれをぐるつと廻つて來るといふのも一つの方法であらう。又多數のものが円陣を作り、盆踊りのやうな工合に跳躍し出し、途中で方向をかへるといふやうなことも趣向であらう。何しろ一見何人にも明白なことで、六ケしいルールも方法もあるわけではないのだから、各自にいろ〳〵の工夫を凝らす餘地はいくらもある。それが又一つの樂しみでもあるのだ。最初は五六十回もやると疲勞を覺え、老人などは膝や背中が疲れて來る。その時は一應中止するがいゝ、無理をせぬがいゝ。やつてゐる中にはだんだん慣れて來て、回數を多くすることが出來る。

（七）

繩飛びがいはゆる再認識、再吟味で問題となつて來たのは最近のことである。現在小學校邊でもやつてゐるが、まだほんの形ばかりのもの、發達は將來に期待される。最近は拳鬪家などでも繩飛びをやつてゐる。文部省でも奬健會に於て大に繩飛びを奬勵してゐる。昨年夏全國にわたり四五十所で、希望によつて講習をやり、又實演もやつて見せたのである。爾來各所から續々と希望申込みが來てゐる。本年の夏は大に盛んに行はれることゝ思はれる。繩飛びは古くからあるもので、私共小供の時分にはみなやつたものであるから、やらうと思へばすぐ取つける。新しい運動は馴染にくい點もあるが繩飛びは古馴染である。唯々この古馴染から新しい意義と新しい方法とを發見しやうといふのである。繩飛びは歐米でも盛んにやつてゐる。體育の一科目として獨立の科目とさへなつてゐる。又あらゆる方面から種々研究もされてゐる。それに比すると日本はまだ〳〵幼稚である。日本は水泳において世界に覇を稱へてゐるが、繩飛びは陸上の水泳とも見られる。運動が自然で四肢ともに調子よく、筋肉を活動させるやうな點がよく似てゐる。繩飛びは日本において大に盛んになつていゝと思ふ。又盛んになりつゝある。西洋では繩飛びの基本的の方法にもそれ等を組み合せてやる複合的の方法にもいろ〳〵研究を加へて、一つの組織を形作るまでに進んでゐる。それ等の研究をし、工夫を凝らすのに特別の豫備智識を必要としないところにこの運動の面白味がある。何人に對しても門戸は開放されてゐる。唯入つてさへ行けばいゝのである。入つて行つて工夫を凝し、上達を期するところに樂しみがある。刑務所の收容者等にやらせても大に效果的でないかと思ふ。聞く所によれば、歐米の刑務所でも多く體操をやつてゐる。當然の仕事としてやつてゐるといふことである。米國の如きは野球、フツトボールさへもやつてゐると聞くが、日本邊では差し當り繩飛びなどは最も適當でないかと思ふ。出口氏の實演を見れば一番いゝのだがそれを見ないからつて出來ないものではない。すぐにも出來ることである。

三月分退職並に死亡贈與金

一、退職贈與金　　大室光造外四名
　金參拾四圓也
一、死亡贈與金　　印南眞一外二名
　金六拾六圓也

刑務所だより

⊙松本支所に於ける花まつり

四月八日釋尊降誕の聖日を卜し累進處遇令第五十五條に依る集會の宗教的行事として亞細亞の光お釋迦樣の誕生を祝し奉る式典を左記により執行した

一次第

第一部

(一)奉佛還座
(二)開帳
(三)供物
(四)供華
(五)献香
(六)開會の挨拶
(七)君ヶ代齊唱
(八)告諭

第二部

(九)灌佛式
(一)總禮拜
(二)默想
(三)敬白文
(四)祝辭
(五)職員灌佛
(六)收容者代表灌佛
(7)導師登壇
(8)讀經
(9)花まつり讃歌

第三部

(一)法話
(二)感謝の辭
(三)所歌齊唱
(三)閉帳
(四)閉會挨拶

二 參列員

宇田支所長外幹部職員一同
收容少年一級者七名及二級者拾七名
計貳拾四名

三 概況

氣づかはれたる天候は朝來快晴となり運動場の一隅の大白象が彌が上にも純白に輝き聖夢の佛を髣髴せしめる。

教誨堂には假安置の誕生佛、花輪、供物、供華等並んでゐる。花まつりと記された祝の花を一輪づつ胸にかざせる少年は既に定刻五分前に堂内に整列し前日迄に丹精をこめて作つた數々を目前にして嬉々として集まり正十時には佐藤少年區長先導となり誕生佛に供奉した。一同は御供への献物を捧持して教誨堂前を右折いとも嚴肅に途中行列をなししづ〳〵と式場へ進む。大白象の背に載ける花御堂へやがて誕生佛は導師中山教誨師により奉安開帳が終るや供物献香に移り式場は一層莊嚴となる。



當日集會の司會者今西教誨師の開會宣言に續き一同起立嚴に國歌齊唱、而して集會の本旨と聖代の感謝に亙り宇田支所長より懇切なる訓諭を爲し第二部灌佛式に入る。

總禮拜一分間の默想の後支所長進み出で敬白文を奉讀し次で佐藤少年區長の祝辭により一同は釋尊降誕當時を回想し職員並收容者灌佛、導師登壇讀經、花祭讃歌の齊唱を以て式典を終へ中山教誨師の法話收容者代表の心からなる感謝の辭ありて職員及收容者一齊に所歌を齊唱し茲に壯嚴なりし花まつりの儀典を閉づ、直ちて式後場内に食卓を排し供物並に甘茶を收容者並職員相會し頂戴した。

四 成果

一、收容者佩用の徽章は勿論大白象、花輪誕生佛花御堂、花まつり禮讃カード等悉く一、二級者の手により數日前より休憩時を利用作製せしめたるものにして花まつり行事の初めより終り迄緊張して豫期以上の成果を收め得たるは第一に欣快とする所である。

二、收容者殊に少年受刑者に在りては宗教的思念を有する者極めて稀である、之は年少なることに大なる原因あるものと考へらるゝも一面彼等の家庭關係環境等よりして又已むを得ざるものと言へよう。然し教化を目的とする今日の行刑殊に教育を主眼とする少年行刑に於て宗教的信念の崩芽に力を注ぎ或は之が思念の助長に力を致すの要あるべきは言を俟たざる所である。平素に於ける刑務教誨の努力も亦此の點に存するものと思料せらる。

本年一月より施行せられた行刑累進處遇令の成果に付ては期待の大なるものあるは勿論であつて其の内容の一たる集會に就ても之が運用の如何は處遇令の實質的效果の尠なからざるものあるを感ずるものである。集會施行の一方法として上級者に對し宗教的行事に參加せしむることは處遇令に依る上級者の特權を明に認識せしめ一般に對し發奮努力の精神を誘導せしむることを得るものと確信するものである。

崇高嚴肅の儀典に參加することが延て彼等の宗教的信念の培養助長に大なる力があることは疑ふの餘地なきものであつて今回集會として第一回の此の宗教的行事の擧行は吾人が豫期せる以上の成果を收め得たりと確く信ずるものである。

⊙北海少年刑務所に於ける雪中運動會

北海少年刑務所に於ては三月三日雪中運動會を開催した。この日午前十一時職

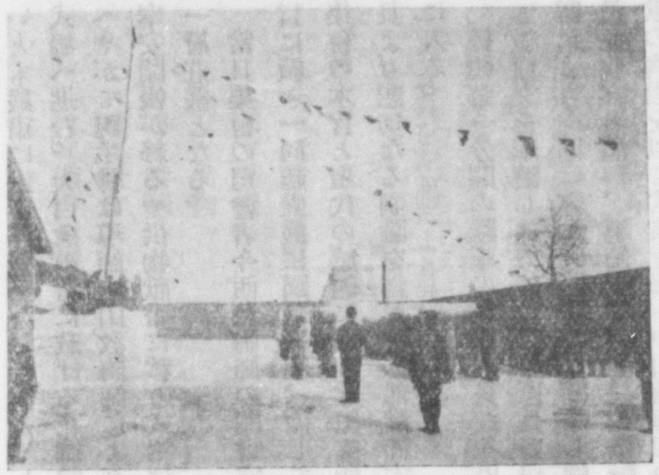
刑政第47巻第5号
矯正図書館

員及收容者一同運動場に整列敎務主任の開會の辭に次で國歌合唱裡に國旗を揭場し昨秋運動會優勝工場（白組代表者）より優勝旗返還あり終つて所長の訓示あり午後一時再會愈々呼びものの雪合戰に入る。此の日朝來快晴無風にして絶好の運動日和。

出場者は四級以上一四八名にして紅白二組に分れ紅組は南に白軍は北に各味方の陣地に築き上げられたる城塞（高さ二米幅十米）及本壘（高さ六米周圍五米）を前にして陣し各七名の筋骨逞しい猛者を以て城塞を守る。各雪戰陣歌を高唱して意氣を鼓舞し會戰の合圖を待つ。體力と意氣と努力と熱と然して一團の協力とが此の戰を勝に導くもの、卽ち勇ましき突擊喇叭のひびきわたるや緊張しきつた空氣は怒濤の如き渦卷となりて第一難關の城寨戰となつた。

人梯より昇らんとすれば突き落され落されては亦昇らんとし衣類破れ裂けて或は片腕となるあり、或は半裸體となるあり、若人の意氣の壯烈觀者をして眞乎血湧肉躍るの慨あらしめた。

斯くして第一囘戰は四分四十七秒には北軍勝ち第二囘は十二分二十一秒にて南軍辛勝し復讐を遂げ續いて騎馬鉢卷捕戰も一勝一敗の無勝負となり最後の球落しにより南軍勝ちて優勝し所長より優勝旗を受く。斯くて所長より一場の講評あり、了つて國歌合唱の裡に國旗を降下し敎務主任の閉會の辭ありて午後二時無事終了を告げた。



て直ちに雪中軍事敎練に入る約三十分にして敎練終了歩兵第二十五聯隊所屬非大尉の講評あり休憩に入る。

雪戰陣歌

一、石狩原頭多最中
　眞白に積る雪中を
　こゝ戰場と競ひ立つ
　北海健兒意氣高し

二、嗚呼神洲帝國の
　父祖傳來の日本魂
　我等が胸に宿るなり
　競へ堂々雪の陣
　白々々（赤々々）



讀者の頁

◎構外作業について

柏木幸雄

刑法第十二條第二項には明白に「懲役ハ監獄ニ拘禁シ定役ニ服ス」と規定せられ定役即ち作業を監內に拘置して賦科强制するのである。

監獄法には巡視及び參觀に關する規定があつても畢竟行刑は社會的隔離といふ事を一つの要素とし原則としては所謂密行主義の礎上に立つものである。

然しながら今日自給自足の立前にある監獄經營の便宜的欲求と——たとへば官舍小修繕乃至監獄附屬物建築の如き——東北並に北海道方面の所謂農業刑務所に於ける廣範なる土地的欲求と、漁勞作業の如き——小田原少年に於ける——作業敎育の技術的欲求とは敢て密行主義に對立する反動的主義から出でたものに非ざるや言を俟たぬが、昔時の應報的萎縮的外殼を脫した近代的敎育行刑に於ては之等構外作業の行はるる事の許容せられてあるべきは勢ひの然らしめる處であり、監獄法施行規則第五十條・第六十六條の規定を運用することに依つて、既に各所に於て行はれて居ることなのである。

構外作業の法律的根據は右の通りであるが構外に於ける各種の作業が果して積極行刑の見地から合目的的であらうか、吾々の研究は此の觀點に立脚して始めて標題を問題とすることに意義があるわけである。

「行刑の內容は吾人刑務官吏の立場から言へば、能ふ限り之を公開し世の批判を受けつゝ世人の關心を捕へねばならぬ……」のであつて社會人の行刑への參加は行刑の社會化といふ視角に於て重要であり、刑務委員會存立の意義も此處にあるのである。しかしながら玆に一考を要するのは右の如く行刑の內容約言すれば刑務官吏職務執行狀況乃至受刑者處遇狀況は社會公共の前に披瀝せらるべきであり蔭蔽せらるべからざるものであるがしかし心なき路傍の人々に靑き赤き獄衣を纏ふて社會復歸の途上にある彼等の未完成の姿を其網膜の上に恣にさせて吾々は之を果して妥當とするものであらうか。

しかく構外作業は溫室植物を外界に移植するかの如き危險があるけれども累進處遇令の公布せられて間もなき前橋刑務所の集團散步の日に於ける受刑者の感想錄に徵しても明らかであるやうに被拘禁者の構外に出づることの歡喜は、吾人の改善目的の眼から大に注目すべき一つの機會であらねばならない。

構外作業の缺點は戒護當局からみて夫れが構外であるからであり、構外作業の長所とせねばならぬ點は作業指導の上から言つて自然を天地とする位置に置かれた受刑者の歡喜を勞働に對する夫れにまで延長する導火線としての（考へられぬ事もない）構外であるからである。

吾々は既に構外作業を有した。而して法規の亦之を禁ぜざる處である。しからば政策的見地からみて技術的方法を講ずることに依つて其處に多くの成果を期待し得ないであらうか。

一概に構外と言ふ勿れ。其處にも吾人の職場は未開發に等しい狀態の下に晒らされて居るのである。適當な衣類を給與し——第一級の受刑者には行刑累進處遇令第六十九條の規定あり——聯鎖に關する規定（施行規則第五十條）を臨機に操縱し且つ地理的に戒護力ある土地或は水面に於て自然の懷に抱かれつゝ勞作教育を施すことと、鷹丹にまみれ嚴重なる施錠（前示第四十二條）の裡に强制勞働に從事する陰鬱とは餘りにもかけ離れたるコントラストである。

しかも尙構外作業の疎んぜられる所以のものは夫れが直ちに「逃走」を連想せしめられるからである。然しながら統計（刑政四五巻十號所載）の示すところに依ると受刑者逃走既遂の件數は構内より一五五件に對し構外より僅かに八八件である。「……これ構内者の方が遙かに多數なる爲と構外出業者は構内者一般に比し改善の度が進んでゐる爲とに依るものであらう」けれども此の數字は吾人の周到なる用意の下に行はるべき構外作業がまこと危險であり敬遠せられてあるべき事を物語るものなのであらうか？　答は否である。

之を要するに構外作業は政策的には教育刑の一つの重要なる分野であつて作業點より謂へば構内作業に比し其業種も相當あり勤勞教育の價値は優れるとも劣れるものでなく、戒護點からは其の最も恐れられて居る逃走の憂慮も統計の前には皮想の見解であつた事が判明した。殘る問題は構外の地域の選定であるが之は各刑務所に依つて自ら主觀的に研究せらるべきであらう。

私は構外作業に猶ほ埋れたる寶物の存することを信じ此の方面に於ける開拓は今後の重要なる行刑上の問題を提供するものと思ふ。

「嘗て世界の中に逃走なき監獄ありや」細心に而して大膽に社會へ構外へと行刑は伸びゆくであらう。（以上）

—（一九三四・三・二五）—

◎赭色衣の驅逐を提唱す

滋賀彦根刑務支所　黒田巖

久敷の間、我行刑の分野に蟠居せし應報的、威嚇的思想も、今や燎原の火の如き教育的思想の爲當に殲滅の運命に瀕しつゝあり。これ、行刑の進化現象として寧ろ當然のことと謂つ可きなり。

認識せよ、我が累進處遇令はまさしく我行刑の教育化を中外に宣言したるものなることを。而して仰ぎ見よや、明朗の旗幟は高くたかく我行刑の分野に掲揚されたるを。

されば、行刑の先陣を承る吾人等は、常に不撓不屈の熱心をもて、恒に歩を揃へて以て教育行刑の主旨とするところを體し、内に自己の人格完成に努め、外に受刑者の誘導改善に邁進するは勿論、彼の、滿洲の山野に出没して良民を苦しめ、新國家の發展を脅す殘匪を掃蕩するが如く、今も猶、教育行刑の前途を障碍すべき舊思想乃至は其思想的諸施設を發見し、之を驅逐して以て名實共に完き教育行刑の工作を爲さざるべからずと思考す。

玆處に於て、吾人先づ斯界より赭色衣を驅逐すべきことの急なるを感じ、左に聊其由る處を記述し、以て諸賢にはからむとす。

抑々受刑者に對し、原則として赭色衣を著用せしむるは、監獄法施行規則第九十一條の規定するところにして、本則の由つて來るものを考察せば、何等應報的、威嚇的觀念の範疇を出でざること之明かなり。即ち囚徒に赭色衣を著用せしめたる起源が支那の古代たりしと、又之を我國に於て用ひしが彼の封建時代德川齊昭公なりしとせらるゝより見て（行刑論集現に司法大臣小山松吉閣下我國に於ける懲役の沿革第十五頁を參考とす）之を時代的に推察したると、現行法規上其例外規定の存する點を解釋したると、更に實際上其效用を檢討したる結果、遂に右の如き斷定を下さざるを得ざるなり。

吾人、環境は多く人心を支配す、との語を識る。蓋し之が實例は屢吾人等の經驗するところ、敢て其意義を吸々するの要無之けん。

されば今や、此の理に基き、行刑建築の如きも努めて明朗の感を抱かしむるよう考案されつつあり、殊に、吾人等は毎に明るき行刑を標傍して教化の大任に當らむとするの秋、須臾の間も放つなき彼等が衣の色、舊態仍依然として陰慘の氣、嫌惡の情を湧き興らしむるに於ては、いかで其所期を完達し得べきや。

故に一日も早く之を廢し、代ゆるに明るき感を以てし行くには、其れに携はる諸君の苦心は筆舌に現し得ない努力である。戒護の上から見ても實に屋内作業のそれと比して、如何に注意を要することであらう。彼等にして一歩を踏み入れんか、其處にはよく姿を沒する草木あり。廣漠たる山野の内、戒護者としての苦心は想像に餘りある。實に一瞬の油斷をも許さない、環境に在る。慣れざる從等を指導するには、鎌を握り、鍬を取り、馭者に成ることとも必要だ。雨の日も風の日も、嚴寒肌をさす雪の中、彼等と共に風雨雪に曝されて農園の各所に散見する吾が正服の農夫の姿こそ神の姿である。先

◎正服の農夫

・久路喜生

東北遙かにオホックの波靜かに連り、網走町は眼下に點在す。南は天都山の佳景に迫る、西南は網走湖より遠く北見平原を望み。更に眼を西に轉ずれば三眺山の絶景あり、共に網走の名勝である。空氣自ら淸澄たり、身には囚衣を纏ひ連鎖に心は沈む彼等ではあるが。此の大自然の風景に惠まれて、凡てを忘れ、蒔付より收穫へと神聖なる農にいそしむ姿こそ網走刑務所の一風景である。其等の中に混つて默々として彼等の戒護に、指導にと努力を續けつゝある看守諸君こそ、吾が敬愛する「正服の農夫」である。生れて以來都會の華美な生活に憧がれ、勤勞を厭ふものに自然の懷に抱かれて、彼等の最も嫌ひであつた農夫の仕事を堅實に指導して行くには、其れに携はる諸君の苦心は筆舌に現し得ない努力である。戒護の上から見ても實に屋内作業のそれと比して、如何に注意を要することであらう。彼等にして一歩を踏み入れんか、其處にはよく姿を沒する草木あり。廣漠たる山野の内、戒護者としての苦心は想像に餘りある。實に一瞬の油斷をも許さない、環境に在る。慣れざる從等を指導するには、鎌を握り、鍬を取り、馭者に成ることとも必要だ。雨の日も風の日も、嚴寒肌をさす雪の中、彼等と共に風雨雪に曝されて農園の各所に散見する吾が正服の農夫の姿こそ神の姿である。先

づ彼等をして此の大自然の裡に、明るい正しい生れながらの純なる精神を喚起せしめ勢働と農の神聖を味はゝしめ穀物の尊さを自覚させ、過去の暗い浮薄な意志を矯めるには慈愛に溢れ而して犯す可らざる威容とを以て、自ら模範たる諸君の姿こそ最も重大なる感化を及すことを知る時自からなる責任も亦感ぜられる。我國は農を基とする國である。そして農村は國を強くし、人情美しく、從つて犯罪等全く僅少なものである。諸君の熱誠に依つて彼等の内より、良き農民として一人でも歸農するものが增したら一面再犯を防止するのみでなく、よりよき陛下の民を增すことに成るのである。其の意味に於て吾等の正服の農夫よ笑つて雨にも濡れよ、吹雪にも耐えよ。

敍任、辭令

任典獄補(豐多摩) 死亡
司法屬 印南眞一(行刑局)
(三月卅日)
免本職 支所長
松江專務 看守長 樋上貳策(濱田支 兼松江)

濱田支所長 兼松江 看守長 田畑明照(松江)
(四月二日)
司法屬(行刑局) 看守長 荻生治雄(横濱)
同 中村與四郎(市谷)
横濱 支所長
免本職 看守長 前坂源三郎(仙臺支)
市谷 同 小島耕一(橘通支)
仙臺支所長 同 山本銓吉(行刑局)
看守長(橘通支所長)司法屬
(橘通支所長)司法屬(行刑局) 看守長 松富哲(市谷)
同 伊東正二(濱松支)
免本職 支所長
濱松支 看守長 上野豐(四日市支)
四日市支所長兼三重 看守長 蕨勝熊(三重)
同 都筑正繁(山形支)
死亡 (四月十日) 看守長 前田孫次郎(高知)
(四月十一日) 作業技師 奥山忠七(小菅)
(四月十七日)

免本職 支所長
高知 看守長 玉木泰作(飯田支)
飯田支所長 看守長 松本稻城(德島)
德島 同 大前兼助(神戸)
免本職 支所長
神戸 看守長 高木初二(七尾支兼金澤)
七尾支所長兼金澤 看守長 中川定信(姫路少)
姫路少年 同 三喜繁太(久留米少)
久留米少年 同 川畑叶二(廣島)
廣島 同 山東登(京都)
免本職 支所長
山形支 看守長 渡邊市作(新發田支)
新發田支所長兼新潟 看守長 梁瀨三男吉(釧路)
釧路 同 藤下伊一郎(八王子少)
八王子少年 同 保貞良(小田原少)
小田原少年 同 伊藤文平(前橋)
看守長(前橋)看守 杉田勝久(横濱)
同 (小菅) 同 濱田稔(同)
同 (市谷) 同 公文彪(同)
同 (京都) 同 本多教隨(金澤)
(四月十八日)

滴々餘聞

◎皇族親睦會に於て 思想問題を御聽取遊ばさる

事は些か舊聞に屬するが、去る三月卅一日午後四時から御在京の各皇族方廿余方には赤坂表町の秩父宮御殿に御參集親睦會を催されたが、最近の思想問題に深く御關心を有せらるゝ皇族方には特に席上東京地方裁判所檢事局次席檢事平田勳氏を召され「最近の思想問題について」と題する講演を約一時間に亘つて御聽取遊ばされた。同檢事は大正十三年の堺、山川一派による第一次共産黨事件から三・一五、四・一六の思想犯罪に關し檢察の衝に當つた經驗から事件の内容とその檢討並に思想犯罪の現狀等について詳細御說明申上げたが、各皇族方には極めて熟心に御傾聽、終つて御一同御茶を共に遊ばされ、平田檢事にも陪席仰付けられ、なほ種々御下問等あり、六時近く御散會になつたと承る。

◎松本支所收容者が 函館大火に義捐金

最近の地方新聞に依ると 松本刑務支所ではこの程收容者を集め函館大火の慘狀を話して聞かせたところ、たちどころに義捐金の應募方を申出でる者が數名現れ十六日までに二百余名の者が十錢、二十錢宛を釀出し遂に三十余円の義捐金が集まつたので、同支所では松本市役所を通じて之を罹災民に贈る事に決したことが報ぜられてゐる。右に關し宇田所長は出所後のこともあるので、志だけで十分であるからと、義捐金の應募方をやめさせようとしたのであるが、中々聞き入れず、その爲め金額を一人二十錢以下と制限してやることにした次第ですと喜んでゐたと。

◎釧路刑務所に於ける 累進處遇令の實施

これも四月初めの地方新聞に出てゐた處だが、本年一月一日から實施された行刑累進處遇令に關し、釧路刑務所では二ケ月間をテスト期間とし獨房で充分考査し三月は工場で成績を調査した結果、四月一日から愈々實質的に處遇令を適用することになつたと云ふ。而して現在の服役者二百五十一名の内一級は十一名、二級は四十一名、三級は八十六名、四級五十八名、計百九十六名で、殘餘の五十五名は猶テスト期間にあるものだが、實施當日の四月一日には午後二時から一級十一名の者の茶話會を開催、ボタ餅に蓄音機をかけて和氣藹々裡に互に激勵し合つて解散したと。

◎司法警察官設置をめぐる 司法、内務兩省の對立

選擧界革正のため司法省が立案に着手せる司法警察官制度に對して、内務省側

は強硬なる反對の態度に出たことが傳へられ、目下兩省對立の狀態にあるが如くであるが、司法省立案の內容と云ふのは

一、全國各檢事局管轄區に檢事長の監督下に司法警察官を設ける

一、各區毎に警視一名、警部五名、巡査部長、巡査を置きその員數は全國を通じて五百名程度とする

一、その職能は平常時は行政警察官中司法關係官（司法主任）の訓育及び地方に跋扈する强力團體で警察當局の手の入らぬ部分の廓淸を担當し選擧時にあつては選擧運動の取締に當るといふのであつて、之に對する內務省側の反對理由として擧げてゐるところは

一、司法警察官の設置は全く現在の警察制度に對する不信任であるが、現在の警察制度に不備なる點ありとすればむしろ之を見直し警察權の確立に努力すべきである。然るにかゝる新制度を設ける事はその趣旨に反する

一、現內閣は不偏不黨の立場から警察制度確立に努力する旨趣から自由任用の警視總監、警保局長等に對し身分保障令の適用をなすやう改正を行ひ、一方現警察制度の改善、警察權の確立に努力してゐるのに對し新制度を設け警察權分立をなすは矛盾する

一、政黨內閣の當時に於ては黨弊の警察界に及ぶ事を防ぐのを目標とするのも理由があるが、現內閣が之を考へるのは却て政黨と選擧干渉を予期する如く人心に對しても惡影響を及ぼす、むしろ將來政黨政治に復歸するもかゝる非違の生ぜざるやう根本的に政治道德を確立する事がその任務である

一、司法警察官に對する非難は司法權の尊嚴を害する處れあり

◎本年度司法官會同

第六十五議會の協贊を經たる司法省關係の各法律實施その他諸般の司法事務打ち合せのため召集された本年度司法官會同は十六日から十九日まで四日間に亙り司法省大會議室で開かれたが、第一日には劈頭小山法相より一場の訓示を述べ、引續き皆川司法次官の注意、大森民事局長、鹽野行刑局長の指示があつて休憩、午後二時から協議會に入つた。協議事項左の如し。

一、破產並に和議の實績を擧ぐるにつき考慮すべき事項如何

二、差押を禁止すべき物件並に債權の範圍に付き考慮すべき事項如何

三、被告人の勾留期間を短縮するに付考慮すべき事項如何

四、搜査の秘密を確保するに付考慮すべき事項如何

なほ最終日の十九日には司法官と全國辯護士會長との合同協議會を開き辯護士試補修習制度の實施に付予め考慮し置くべき事項を協議した。

◎治安維持法改正案來議會へ再提出

十七日の閣議席上小山法相は治安維持法改正案が過般の議會で審議未了に終つたことを甚だ遺憾とし、司法省としては飽く迄この改正を實現したく、來議會にそのまゝ再提案したい旨を述べて、各閣僚の諒解を求めるところがあつたと傳へられる。



海外異聞錄

◇殺人囚ばかりでクラブ組織

ハドソン河上に鐵の如き壁一重に浮世との交渉を絶つてゐるアメリカのシンシン刑務所內において、最近「古參倶樂部」が創設されたが、此の倶樂部は會員が全部殺人囚を以て組織されてをり、彼等は一度は死刑囚室に叩き込まれてゐたのだが、後に終身懲役を云ひ渡されたといふ生命知らずの親分や殺人鬼ばかりであるとのこと、會長は「シンシン終身懲役囚の親分」で知られてゐるフランシス・フォーラー、此の「古參倶樂部」の會合が古ぼけて不能になつた死刑囚室で行はれる時は、彼はいつも幾多の生命を吸つた死刑用電氣椅子の上にどつかと腰を下してそり返る、彼は所謂「ビック・ハウス」（大懲役檻）に過去二十年死を待つて來たものだ。此の會合の行はれてゐる最中入口のドアを番してゐるのがラトガー・ワルダー、その他會員中には單に「ブラザー・スパールデイング」として知られてゐる男がゐるが、彼は彫刻の天才、本名や經歷はどうした譯か獄吏も口を緘して語らない。死ぬまで刑期を終へられない彼等終身囚が、何の目的で倶樂部を作り定期會合を行つてゐるのかは、彼等だけが解し得る謎の心理であらう。

◇囚人と無禮講

フランスはマルセーユの軍事監獄で終日いかめしい任務のオーブリー軍曹君（二三）は看守長の肩書もちと退屈を感じてか、ある夜囚人を開放してチト陽氣に騷がうと無禮講をはじめた。囚人との一獻また一獻、酒瓶の數と共にアルコールも利きすぎて、ネオンのカフエーでもう一騷ぎと一囚人に軍服軍帽を貸與、一人は看守長代理を任命して捧げ銃の番兵を尻目にブラリと外へ出た。そしてすつかり好い氣持になつて、鼻唄交りの千鳥足もよろしく世にも珍妙な看守長殿と囚人が歸つて來たとたんに二人の違反暴露。翌日軍曹は軍法會議で官位剝奪、四ヶ月の禁錮、儚ない春宵の夢が醒めてしまつた。

◇飛んだ魔術師

チエツコスロヴアキアの首都プラーグ附近での最近の出來事、イヴアン・クラールといふ二十一歲の青年が、ある日のこと自轉車に乘つて郊外に出たところ「俺は魔術師」だといふ男にぶつかつた。そして、魔術師の曰く「俺はお前さんの足を思ふやうに小さくしてどんな靴でも穿けるやうにして見せることが出來る」と、そこでイヴアン君早速此の魔術をかけてもらふことになると、件の男は先づイヴアン君に自轉車から降りることを命じ、次いで「一寸眼を閉ぢて、さて夫から次は斯うして兩足を結んで瞥ぐぢつとしてゐなさい」といふ。イヴアン君はいはれるまゝに眼をつぶつて、五分間位ぢつとしてゐたが一向に反應がない。怪訝に思つて眼を開いてみるとこは如何に、件の魔術師は自轉車を失敬して、既に影も形も見當らなかつた。

◇獄舍から通學する兒

ブルガリアの首府ソフイアの刑務所における一哀話であるが、數ケ月前のこと、貧乏な寡婦が一寸した罪で九ケ月の入獄を宣告されたのであつた。その寡婦は下獄の際に彼女の二人の子供も一緒に獄舍に住はせるやう典獄に嘆願したもので、彼女は天にも地にも誰一人として寄邊もないところから、どうかあどけない子供を娑婆に殘して置くのは親として忍びないと泣いての頼み、當局はそれを直ちに許可したのであるが、上の男の子は十歳で學校へ通はねばならぬ。そこで世界で餘り例がない獄舍からの通學が始まつたわけであるが、市民達は親に罪があらうとも子には罪がない、獄舍から通學するのはそれこそ童心に及ぼす影響が大きい、といふところから、母親の出獄運動を起してゐると。

◇天下無敵のイカモノ喰ひ

最近ニューヨークの一病院で外科手術を受けた患者の中に、世の中にこれほどイカモノを食つた人間はないだらうと思はれる一婦人があつた。その名はマルベ・ウルフ孃、孃といつても當年四十歳のブリュックリン産の大年増だが、名前が「狼」だからといふ譯でもなからうが、手術の結果その胃袋から取り出されたものは、ナント總數一千二百三個の金物やガラス類、鋏あり釘ありピンありで、本當に嘘のやうな話だが、その内譯を記すと裝飾用の鋏（五八四）カーペット用鋏（一四四）・椅子用の鋏（二一）普通のトメ鋏（四）小さなねぢ（四六）山型ねぢ（六）大型螺旋（八〇）えもん掛用ホック（一）小型ボール掛用ホック（三〇）大型ボールト（四七）額掛ホック（三）大型安全ピン（二）同上小型（一）普通のピン（二一）ピンやねじ入りの髪たば（一）珠數玉（五九）針がねくづ（四）ガラスくづ（八九）茶のみコップの把手（一）といふわけである。そこで、ウルフ孃の話によると、今から五年前のある一週間の間に、右のやうなイカモノ喰ひの魔病に取つゝかれたものださうである。その後胃の痛みを覺える度毎に胃散ぐらゐ飲んで濟ましてゐたのだが、此のほどからどうにも我慢が出來なくなり、入院となつたものであると。

◇殺人の世界記錄

ペルシヤのテヘラン市官憲は、この程一人で三十三人といふ驚くべき數に上る殺人事件を犯した男を檢擧した。犯行の動機は性的虐待狂にあるものだが、殺人三十三犯といふのは戰爭以外ではまづ世界記錄だらうとの評判である。

◇結婚はいつても出來る

南アフリカ聯邦の內務大臣ジー・ホフメイヤー氏は、同聯邦議會に對して「四六時中何時結婚式を擧げても構はない法」といふ新法案を提起することゝなつた。といふと一寸變だが、元來南阿聯邦の現行法律では特殊の許可を與へられた場合を除いて「結婚式は午前八時以前並に午後四時以後に於ては之を行ふことを得ず」といふむつかしい規定があつて、甚だ人民が不自由してゐるからである。

選句所感

S、H、君の句。その季題は春の時候に屬するもので、眼に見、耳に聽く風物の漸く夏になりゆくをいふのであるが、その夏を感じることは作句者の心情において行はれるものであつて、天地自然の現象に對して感受性の敏感なものは、極めてデリケートにそれを感じられるのである。そして、かゝる句の性質として、その感受がデリケートであればあるだけおもしろいことになる。つまり人の氣づかぬ所に早くもそれを感じ得たといふ鋭さと、その季節感に伴ふ情趣とが渾然として一句が構成されることになるからである。常に心が充實してゐなければ、事物に伴ふ幽かな感じを捉へることは出來ないものである。また捉へ得たその感じが誰にでも共感を起さしめるものを底に藏してゐるのでなければ價値はない。その感じを充分に出すために當然過ぎるものを平凡に捉へて來たのでは、何等の興味をも與へることは出來ない。この隱微の間に生命を持つ季題の詠出は中々にむつかしいも

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
ノ切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天降り出しの雨大粒に夏近し　三重　S　H
地垣手入しながら五加木摘みにけり　大曲　船風
人麗かや奈良の神鹿草に寢る　京城　雄心
秀逸
庭の梅こぼれて白し今朝の雨　宮崎　ひろし
種蒔や風に片寄る水の皺　大曲　月舟
春潮に入陽大きくゆらぎけり　福岡　松南
水溫むや何か泳げるさゝ濁り　高知　双輪
山の湯の晝靜かなり春の鳥　飯田　史生
作
菜の花や何事もなく村暮るゝ　岡山　白潮生
春雨や鋪道に映るネオンの灯　全州　橘南

のである。そこで此の句であるが、その夏近きことを眼の前に降り出して來た雨に感じたのである。ポツン〳〵と落ちて來るさまが大粒で勢よいところに、もう春の雨の物柔かな、何時ともなく降つてゐるといふやうなのとは違つたさまに夏の含まれてゐるのを眼に見ると共に心に思はずにゐられなかつたのである。その感受性がよく働いてゐて、一些事に生命を見出してゐるものである。

□

船風君の「五加木」の句、氣取らぬところにそのよさがある。五加木は生垣などによくするが、その嫩葉は摘んで飯に炊きこんだり、又茶に製して飲んだりする、香氣のあるものである。春先の垣の手入れをしながら、眼につくものを摘むといふところに、春らしいのびやかな心も思はれ、摘むだものは飯に炊きこませて夕飯に味はうとするのであらうことも想像されるのである。垣の手入れが主であるが、その傍摘むといふところに、反つてこの句のおもしろさがあるのを感じる。五加木摘むといふことだけを眞正面から詠むことになると、あまりに單調で、餘程の手腕がなければ句を生かすことは困難だ。季題は一句の主眼ではあるが、時に斯うした扱ひ方も餘情を深める。

□

雄心君の句、いさゝか耳馴れた配材といふ嫌ひのあるは免れぬところだが、情景共に備はつてゐる點に捨てがたさがある。「麗か」といふも時候の季題である。春の日の何とも云へずよく晴れ渡つたのをいふのであるが、その感じを出すことは「夏近し」などゝ同じく中々にむつかしい。強ひてその感じを出さうとすれば説明に墮してしまうからである。配材を季題説明の道具とする句の、いつも如何に多きかは此處には云はぬことにするが、此の句に好感の持てるのは、その説明に墮してゐぬところにある。柔かい若草の絲も燃ゆるやうな上に寢る神鹿のさまには春の日をたのしむ平和がある。空からは遍ねき陽光がさん〳〵と降りそゝぐ。そこに季題と配材の快き融合が見られるのである。

山すそや梅一本の春寒し　山口　如村
種蒔きし其夜から降る雨となり　靜岡　靜湖
草餅の出來るを待たで寢ねし子よ　大田　香苗
張物の姉樣かむり春の風　中京　高巖生
花見客吐き出す山の小驛かな　千葉　夜詩王
春の陽の苑にあまりて鳩遊ぶ　鎭南浦　一浪
草崩をかろく踏みたる跣足かな　咸興　不鳴
春曉や木肌に光る雨の痕　大曲　刀羅象
山の影延び來て田螺潛みけり　大曲　華白
句會はてゝ櫻に殘る灯かな　松本　長田
花吹雪繩跳びの子にかゝりけり　青森　紫淵
蛙の子田螺の下に隱れけり　大田　眞沙路
春潮や泡吹き上ぐる蟹の穴　福岡　楳城
春潮や汀はるかに貝拾ふ　福岡　紫陽
春潮に大門の岩の高さかな　福岡　孟春
傾く日そびらに知りて菊根分　福岡　琴松
更けし灯に雛のかんばせ繭たけき　甲府　夕雨
踏青や足馴らしする撩養者　小菅　法外
撞き捨てし鐘の餘韻や櫻散る　高知　春陽
芥燒く煙の低し春の雨　岐阜　魔藻流
藥叺織る庭先や花吹雪　全州　硯石

木の芽吹く籬の中や大石碑（江藤新平墓）　長崎　淳男
春の田の水をたゝへて夕陽かな　青森　流螢
カンナの芽四五寸伸びて別れ霜　名古屋　春汀
淚もろき女となりて春の逝く　福井　除雲
陽炎や洗濯濟みし井戸の端　旭川　角仙
塀越しに雨ながら見る櫻かな　金澤　綠峯
一本の磧の松や薄霞　福岡　虎溪
一連の目刺買ひ來し自炊かな　福岡　素川
菊根分花の位にならべけり　福岡　柿月
曉の里靜かなり木の芽雨　鎭南浦　春陽
菜の花や小さき繪傘の見えかくれ　大阪　苅跡
草餅に熱き番茶もうれしけれ　大阪　錦江
佇めば花の雫や朝の冷え　大曲　雲峰
菜の花に晝を出て來し遊女かな　群山　豐岳
藤の影靜かに搖れて朝の池　飯田　中洲
ひともとの畑の隅の櫻かな　三重　宗綠
うらゝかに國境の雪光りけり　金澤　瑤聲
麗かや街空に來て鳶の舞ふ　大曲　蓮村
畑打ちや川向うにも數多出し　旭川　をとは
囀りや日の照りこもる籔の中　大曲　呑洋
麥畑の青き起臥や春の雨　川越　義雄

訓令通牒

◎自己ノ用途ニ使用セシメ得ル物品品目追加ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第一六五號ノ一　昭和九年二月十五日）

行刑累進處遇令第七十三條ニ依リ同第四十一條、第四十二條第四十五條及第五十條ノ自己ノ用途ニ使用セシムルコトヲ得ヘキ物品ニ付テハ客年十二月二十日行甲第一、八五四號ノ一依命通牒置候處尚ホ左記物品ニ限リ使用セシメラレ差支無之候

記

タオル、ハンカチ、耳袋、盆栽及同鉢、草花種苗及同鉢、花筒、硯、筆洗、拭物（石盤用）、水書草紙、日記帳（當用日記、懷中日記ヲ含ム）、箸及同容器、頭髮用油類（女）、髮洗粉（女）、腰卷（女）、ワセリン（女、皮膚荒止メ用）、ズロース（女）

◎家具指物ノ作業施行ニ關シ注意ノ件通牒

（司法省行刑局行甲第二〇〇號　昭和九年二月十九日）

標記作業ノ施行ニ付テハ豫テ及通牒置候次第モ有之一般民間ヨリノ注文ハ之ヲ避ケ鋭意官用主義ノ實行ニ努メ居ラルルコトトハ思料候ヘ共最近斯種民間同業組合代表者本省當局ニ對シ刑務所ニ於ケル家具指物ニ關スル作業ノ社會進出ハ一般民間同業者ノ營業ヲ壓迫スルノ故ヲ以テ可及的必要限度ニ制限セラレ度旨陳情致シ來リ候ニ付當局ニ於テハ官用主義ヲ以テ刑務作業ノ本旨ト爲スヘク鋭意之カ實行ニ努メツヽアルニ由リ徒ニ民業壓迫等ノ誤解ナキ樣說示致シ置候ニ付貴所ニ於テモ右同樣斯種民間當業者ノ誤解一掃ニ努メラルヽト共ニ本件作業施行ニ當リテハ特ニ左記事項ニ御留意相成度候

記

一、作業力以外ノ注文ハ之ヲ引受ケサルコト

二、一般民間商人ト競爭シ購買入札ニ參加セサルコト

三、比較的安價材料ヲ以テ製作シタル製品ト雖賣却價格ハ一般市場價格ヲ參酌シ公平ナル價格ヲ算定スルコト

以上

◎教化月表樣式中改正ノ件

（司法省行刑局行甲第一九八號ノ一　昭和九年二月二十日）

昭和五年二月行甲第二八五號行刑局長通牒標記表中教育欄ヲ左記ノ通改正相成候

追テ用紙ハ當分ノ間在來ノモノニ補正ヲ加ヘ使用相成差支無之

記

教育欄中

「學期別」ヲ「級別」ニ

「第一期男女」ヲ「一級男女」ニ

「第二期〃」ヲ「二級〃」ニ

「第三期〃」ヲ「三級〃」ニ

「第四期〃」ヲ「四級〃」ニ

「補習科〃」ヲ「實科　前期〃」ニ

「實業科〃」　後期〃」

改メ「計男女トノ間ニ「其他」ノ欄ヲ新設ス「其他」ノ欄ニハ少年行刑教育令第十條ニ依リ別ニ學級ヲ編制シタルモノヲ記載スルモノトス

◎行刑累進處遇令ニ關スル疑義ノ件

（司法省行刑局行丙第二〇六號ノ二　昭和九年二月二十二日）

標記ノ件別紙甲號ノ通問合有之乙號ノ通回答致置候

（別紙）

（甲號）

廣島刑務所發第一二號ノ二

昭和九年一月廿六日

廣島刑務所長　椎名通藏

司法省行刑局長　鹽野季彥殿

行刑累進處遇令ニ關スル疑義ノ件再照會

本月廿三日行丙第四一號ノ一ヲ以テ標記ノ件ニ關シ御回答之趣敬承然ル處右第二問ニ付尚左記ノ通疑義有之候條重ネテ何分ノ御回答相仰キ度候

記

處遇令第三十二條第四十四條及第四十九條ノ用辨者ノ任務ニ付主タリ從タルノ業種ヲ認メ難ク假ニ例ヘハ指物工場ニ於ケル用辨者ニ指物工ヲ併課スルトスルモ用辨者トシテ使用スル時間ト指物工ニ使用スル時間トハ之ヲ截然區分シテ處理スルニ非サレハ整理付カサルモノト思料セラルルニ付苟モ用辨者ニ使用ノ場合ハ之ヲ官傭夫トシテ處理スルノ外ナカルヘシ從テ之ヲ官傭夫トシテ使用スルニ付其ノ作業種目ヲ如何ニ處理スヘキカ疑義ヲ生ス

（乙號）

司法省行刑局行內第二〇六號

昭和九年二月二十二日

司法省行刑局長　鹽野季彦

廣島刑務所長　椎名通藏殿

行刑累進處遇令ニ關スル疑義ノ件回答

去月二十六日發第一二號ノ二ヲ以テ標記ニ關シ再照會相成候處前回回答ハ新ナル取扱ヲ設ケタルモノニ非スシテ從來ノ工場雜役ト異ラサル取扱ヲ爲スモノニ有之照會設例用辨者ニシテ指物工ヲ以テ整理シ難キ場合ハ掃除夫名義ニテ整理スルトモ又適宜在來ノ作業相當種目ニ編入スルトモ適當處理相成ルヘキモノト思料致候

◎減刑ノ恩典ニ浴シ刑期ニ變更ヲ來シタル者ノ累進處遇ニ關スル件

（司法省行刑局行丙第四四一號ノ二　昭和九年二月二十二日）

標記ノ件別紙甲號ノ通問合有之乙號ノ通回答致置候

（別紙）

（甲號）

岡發第五二三號

昭和九年二月十六日

岡山刑務所長　戸田作造

司法省行刑局長　鹽野季彦殿

減刑ノ恩赦ニ浴シ刑期ニ變更ヲ來シタル者ノ累進處遇取扱ノ件ニ付伺

從來累進處遇中ノ受刑者ニシテ畏クモ今回ノ恩赦ニ浴シ減刑セラレタル結果刑期一年未滿ナルニ至リ候モノハ行刑累進處遇令第二條第一號ニ依リ之ヲ除外スヘク解セラレ候ヘ共處遇令實施ノ狀況ニ徵スルニ除外者ハ一般ニ圈外ニ置カルルモノトシ內心一種ノ不快感ヲ懷クモノノ如ク認メラレ候

依テ折角恩典ニ浴シ聖恩報謝ノ思念ヲ一層鞏固堅實ナラシムヘキ秋ニ丁リ累進處遇適用除外ノ取扱ヲ爲スハ其ノ間思ヲ深クスヘキ事情有之樣思料致候

右疑惑致候間何分ノ義御指示煩度候

（乙號）

司法省行丙第四四一號ノ一

行刑局　昭和九年二月二十二日

司法省行刑局長　鹽野季彦

岡山刑務所長　戸田作造殿

減刑ノ恩典ニ浴シ刑期ニ變更ヲ來シタル者ノ累進處遇ニ關スル件回答

本月十六日岡發第五二三號ヲ以テ標記ノ付照會相成候處右ハ行刑累進處遇令實施當時同令適用ノ者ニ付テハ其ノ後減刑ノ恩典ニ浴シ刑期變更セラルルトモ引續キ累進處遇相成候樣御取計

◎ブロック統制作業事務取扱ニ關スル件

（司法省行甲第二四〇號ノ一　昭和九年二月二十三日）

客月二十四日行甲第五八號ヲ以テ標記作業施行方依命及通牒置候處右實施ニ關スル取扱事務ニ付テハ左記ノ通御取扱相成度候

記

一、ブロック統制作業ノ註文品ハ引受ノ都度註文先、品目數量納期引受價格竝所要材料其ノ他作業上必要ナル事項ヲ電話又ハ書面ヲ以テ行刑局ニ報告スルコト

二、前項ニ依ル註文品ノ分賦ハ行刑局內ニ於ケル委員ニ於テブロック內刑務所竝地方刑務所ノ作業餘力等ヲ調査シ關係刑務所ノ委員ト協議ノ上製作刑務所ヲ決定スルコト

三、ブロック統制作業ニ要スル資金トシテ相當額ノ就業費豫算ヲ代表刑務所（巢鴨刑務所）ヘ配賦シ置クコト

代表刑務所ハ前項ブロック資金タル就業費ノ配賦ヲ受ケタルトキハ別ニ豫算差引簿ヲ設ケ之ヲ處理スルコト

四、ブロック統制作業ニ要スル材料ハ代表刑務所ニ於テブロック委員ト協議ノ上前項ブロック資金ヨリ購入シ製作刑務所ヘ配給スルコト

五、ブロック統制作業ニ屬スル註文品ノ見積書提出ノ場合ハ別紙第一號書式ニ依リ代表刑務所名ヲ以テ見積書ヲ提出スルコト

六、代表刑務所以外ノ刑務所ニ於ケルブロック統制作業ハ全部代表刑務所ヨリノ委託作業トシテ處理シ製作品ハ代表刑務所ヘ無償引繼ヲ爲スコト

但シ地理的關係又ハ運搬費ノ關係上製作刑務所ニ於テ直接註文先ヘ納付スルヲ有利ト認メタル場合ハ代表刑務所ト協議ノ上直接先方ヘ製作品ヲ納付スルコト此ノ場合ハ註文先官公衙ノ受領證ヲ徵シ關係書類ト共ニ代表刑務所ヘ送付スルコト

（昭和五年八月行甲第一一六四號行刑局長通牒委託作業製品無償引繼ニ關スル件參照）

七、ブロック統制作業ニ關スル刑務所ノ作業成績ハ行刑局內委員ニ於テ別紙第二號書式ニ依リ作成シ每月ブロック內刑務所ヘ配付ス

（書式略）

◎公務旅客運賃割引證裏面記載事項中改正ノ件

（司法省行刑局行甲第二七七號　昭和九年三月一日）

昭和五年五月鐵道省告示第一四六號ニ依ル公務旅客取扱手續中左ノ通改正昭和九年四月一日ヨリ施行ノ趣ニ付將來右ニ依リ御處理相成度候

追而書様式ノモノハ當分其ノ儘使用差支無之趣ニ付申添候

記

第七條割引證各裏面記載注意中「發行者ノ認印」ヲ「發行者ノ職印」ニ改ム

◎假釋放上申ニ關スル件

（司法省行刑局第二八三號 昭和九年三月二日）

本年ヨリ行刑累進處遇令實施セラレ候條假釋放上申ニ際シテハ同令適用者ニ付テハ其ノ所屬階級及同令第九十條ニ依ルモノハ他ノ第一級者ヲ措テ上申ニ付其ノ社會適應性ノ右ニ劣ラサル點ニ關シ記載可有之筈ノ處往々右二者共殊ニ後者ニ付遺漏セラレ遺憾ニ有之候詮議上重要ナル觀點ニ候條必ス開示相成候樣致度候

◎假釋放執行ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第二七八號 昭和九年三月二日）

假釋放許可書到達シ其ノ執行ニ付テハ曩ニ昭和七年九月行甲第二五二四號ヲ以テ通牒致置タル次第モ有之申ス迄モナク愼重ニ御取扱相成居候儀トハ思料候ヘ共尚某刑務所ニ於テハ假釋放ノ許可ナルニ卽日釋放シ或ハ宿直員ニ於テ親展書類ヲ所長官舍ニ送致シタル儘トナリ其受理ニ對スル注意ヲ怠リタル爲一日又ハ數日釋放ヲ遲延セシメタル事例有之法令ニ違反スルハ言ヲ俟タス敎化上ノ好影響ヲ考慮シタル取計モ徒爾ニ終リ或ハ本人ニ不利益ヲ蒙ラシムル結果トモ相成甚タ遺憾ノ至ニ有之候固ヨリ關係職員ノ不注意ニ因ル儀ニ候モ所長ニ於テモ書類ノ受理ニ關心シ又受理シタル書類ハ嚴密ニ檢閱シ夫々關係職員ニ指示シ愼重ニ取扱相成此ノ種ノ失態ヲ生セシメサル樣一層御留意相成度爲御參考及通牒候

◎行刑累進處遇令第六十九條ニ依ル普通衣ノ制式ノ件

（司法省行刑局行甲第三〇三號ノ二）

行刑累進處遇令第六十九條ニ依リ受刑者ニ着用セシメ得ヘキ普通衣ノ制式別表ノ通定ム

右訓令ス

昭和九年三月七日

司法大臣 小山松吉

普通衣制式

（男）

種目	細別	地質	縞柄合	制式摘要
帽子	成年用	小倉又ハ	成年紺又ハ鼠色	成年用ハ鳥打型トシ
	少年用	雲斉	少年茶褐色（青味稍濃キモノ）	少年用ハ運動型トス
常衣	單衣	綿	縞	茶褐色木綿ノ帽子裏地ヲ附シ形狀圖ノ如シ
	袷	同	表。黒地竪縞裏。紺無地	角袖（袖丈四二糎以内）ノ長衣トシ白木綿地ノ肩當及敷當ヲ附ス
衣	綿入	同	袷ニ同シ	角袖（袖丈四二糎以内）ノ長衣トス
襯衣	肌襦袢	生木綿	白無地	綿ヲ用ヒ綿量一斤ニ付三五〇瓦トス
	長襦袢	綿フランネル	同	其他袷ニ同シ
帶	兵兒帶	綿布	黒無地	丈七〇糎内外ノ單衣トシ瓦斯五日市ノ黒半襟ヲ附ス
				袖口一五糎内外ノ筒袖トス
				丈一二五糎内外ノ單衣トシ瓦斯五日市ノ黒半襟ヲ附シ袖巾、袖丈ハ常衣ノ下着トシテ適宜ノ寸法ヲ定ム
				木綿巾一巾モノトシ長サ三四〇糎以内トス

戸外作業ニ就クモノニ對シ必要アル場合ニ於テハ麥桿若ハ經木眞田製ノ帽子ヲ使用セシムルコトヲ得

| | | |

種目	細別	
覆單衣	備考	作業衣トシテ常衣制式衣ノ上ニ着用セシムルモノトス
	一、本表中（男）作業衣ハ自辨購入ノ「シヤツ」「ズボン下」ヲ所有シ之ヲ下着トナシ得ルモノニ限リ貸與スルモノトス	
	二、極寒極暑ノ地方ニ於テ本表中常衣綿入ノ綿量ヲ增減スベキ要アル場合ハ認可ヲ經テ之ヲ變更スルコトヲ得	
	三、女作業衣ハ常衣制式ノ衣類ニ覆衣ヲ着用セシメルモノトス	
	四、普通衣ハ成ルベク着用者ノ身體ニ適合スル樣調製スルコト	
	五、本表ニ揭ケタル寸法ハ身體長大若ハ矮小ナルモノニ對シテハ適宜伸縮スルコトヲ得	

（挿圖略）

◎普通衣設備ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第三〇三號ノ二）
昭和九年三月七日

行刑累進處遇令第六十九條ニ依ル普通衣制式本日訓令相成候處之カ設備上ニ關シ左記ノ通主要材料ハ小菅刑務所ヨリ配給ヲ受ケ其他ノモノハ自辨配賦豫算ノ範圍內ニ於テ支辨スヘキ儀ト御了知相成度候

記

男ノ部

種目	細別	材料
帽子	成年用	自辨配賦豫算ノ範圍內ニテ支辨スヘキモノ
	少年用 表地（小倉又ハ雲齊） 裏地（綿布）	縫糸其他縫製上ニ要スル附屬材料麥桿又ハ經木眞田帽子ハ既成品ヲ購入ノコト
常衣	單衣 生地（綿布、黑地肩當、敷當（白木綿地）	縫糸
	給 表地（綿布、黑地堅縞） 裏地（綿布、紺無地）	同
	綿入 同	棉綿、縫糸其他附屬材料
襯衣	肌襦袢 生木綿地	瓦斯五日市黑半襟及縫糸
	長襦袢	所要材料全部
帶	兵兒帶 綿布（黑無地）	既成品ヲ購入ノコト
足袋	給地下足袋	同
作業衣	夏季上衣 生地（小倉又ハ雲齊）	縫糸、釦、ホック、金具、ビジヨウ用紐其他縫製上ニ要スル附屬材料
	上衣 表地（小倉又ハ雲齊） 裏地（綿フランネル又ハ紋波若ハ雲齊）	同
	多季袴	

| | | |

行刑累進處遇令施行細則 (三)

豊多摩刑務所

第一條　行刑累進處遇令第二條第一號及第四號ノ制限規定ノ適用ハ左ノ基準ニ依ル

一、刑期ハ現實ニ執行スヘキ期間ヲ基礎トシテ之ヲ算定スルモノトス但シ未決勾留通算日數一月ヲ超エサルモノハ判決ノ刑期ヲ以テ算定ノ基礎トス

二、二刑以上併セテ刑期一年以上ニ達スルトキハ同條第一號ノ適用ヲ受ケサルモノトス

三、判決ノ追加又ハ刑ノ執行猶豫ノ取消アリタルトキハ其ノ當時ニ於ケル殘刑期ヲ併加シタル期間ヲ基礎トシ前各號ニヨリ之ヲ算定スルモノトス

四、不具癈疾ハ共同動作ヲ爲シ得サル程度ノモノタルヲ要ス

五、心身ノ障礙ハ休養三週間以上ニ及フ程度ノモノタルヲ要ス

第二條　身上ニ關シテハ左ノ事項ニ付調査スルモノトス

父母、配偶者子孫其ノ他ノ親族ノ氏名、年齡、存亡、住所竝職業

遺傳

健康狀態

思想及信仰

兵役關係及教育程度

生育經歷

勞働能力

領置金

資產關係

罪名及刑名刑期

犯罪ノ概要

犯罪ノ性質動機及情狀

犯罪後ノ狀況

不良經歷又ハ前科

保護關係

前項ノ調査期間ハ保護關係ノ外ハ一月トシ身上調査表ノ樣式ヲ第一表ノ如ク定ム

第三條　行刑累進處遇令ノ適用ヲ受クヘキ受刑者ヲ左ノ如ク分類ス

第一部　改善可能ト認ムル刑期三年以下ノモノ

第二部　改善可能ト認ムル刑期三年ヲ超ユルモノ

第三部　改善困難ト認ムル刑期三年以下ノモノ

第四部　改善困難ト認ムル刑期三年ヲ超ユルモノ

前項ニヨリ分類シタル受刑者ヲ更ニ年齡、罪質、不良經歷、犯數竝精神狀態等ニヨリ再分類シ居房ノ配置、工場、敎誨堂等ニ於ケル座席、共同動作ノ際ニ於ケル位置ノ指定等ニ付之ヲ斟酌スルモノトス

第四條　各階級ノ受刑者ニ使用セシムヘキ徽章ヲ左ノ如ク定ム

一、作業衣竝常衣用

徑三糎ノ圓形白色セルロイド板ニ黑色輪廓ヲ施シ其ノ中央ニ各級數ニ該當スル羅馬數字ヲ黑色ニ彫付ケタルモノ

二、普通衣用

徑一糎八粍ノ圓形白色セルロイド板ニ黑色輪廓ヲ施シ其ノ中央ニ一ノ羅馬數字ヲ黑色ニ彫付ケタルモノ

第五條　行刑累進處遇令第二十二條ノ刑期算定ニ付テハ本細則第一條第一號乃至第三號ノ規定ヲ準用ス

第六條　每月ノ行刑成績ニ因ル得點ハ作業ノ勉否竝其ノ成績、操行ノ良否、責任觀念及意志ノ强弱ヲ基礎トシ左ノ標準ニヨリ之ヲ定ム

點數 / 查定事項		4	3	2	1	0
作業	數量科程	外五割以上	外三割以上	了以上	六分以上	六分未滿
	時間科程	一等	二等	三等	四等	五等
	勉否			勤勉	普通	否
操行			良	稍良	普通	不良
責任、意志			强	稍强	普通	弱

第七條　作業ノ勉否竝其ノ成績ハ左ノ各項ヲ綜合シテ之ヲ查定ス

一、休養日數

一、自己ノ用務ニヨル就業停止ノ多寡

一、就業中ニ於ケル努力ノ度程

一、作業修習意慾ノ程度

一、生產量

一、技能ノ巧拙

一、出來榮

一、其ノ他

第八條　操行ノ良否ハ左ノ各項ヲ綜合シテ之ヲ査定ス

一、容儀及態度
一、言語竝動作ノ節度
一、法令遵守ノ思念
一、賞遇及懲罰
一、其ノ他

第九條　責任觀念及意志ノ強弱ハ左ノ各項ヲ綜合シテ之ヲ査定ス

一、反省悔悟ノ狀
一、居室ノ洒掃整頓
一、書籍竝備品ノ取扱振
一、共同品使用上ノ注意
一、共同動作ニ於ケル態度
一、衞生ニ關スル思念
一、調和性ノ有無
一、決斷ノ遲速
一、克己心ノ有無
一、其ノ他

第十條　時間科程業ニ就ク者ハ之ヲ五等級ニ區分シ其ノ昇級點數滯級期間竝滯級條件ヲ左ノ如ク定ム

滯級期間中ニ於ケル得點ニシテ滯級條件ニ充タサルトキハ之ヲ降級セシム

第十一條　時間科程業ニ就ク者ニシテ現等級以上ノ價値アル者ハ其ノ所得點前條ノ昇級點數ニ達セサルトキト雖刑務官會議ノ議ヲ經テ之ヲ相當級ニ昇級セシムルコトヲ得

第十二條　時間科程業ニ就ク者ノ成績ハ左ノ標準ニヨリ毎月之ヲ採點ス

等級＼條件	昇級點數	滯級期間	滯級條件
五等	十點	／	／
四等	三十六點	五月	二十五點
三等	六十點	九月	四十五點
二等	七十二點	十一月	五十五點
一等	／	一年五月	九十點

第十三條　累進ハ翌月二十五日迄ニ之ヲ決定ス

第十四條　受刑者ニ交付スヘキ得點表ヲ第二表ノ如ク定ム

點數＼區分	2	1	0
作業ノ勉否	良	普通	否
同量	良	普通	否
同質	良	普通	否

第十五條　行刑累進處遇令第三十二條ノ工場代表者ノ員數等ヲ左ノ如ク定ム

一、員數

就業入員百名未滿ノ工場ニ在リテハ一名百名以上ノ工場ニ在リテハ二名トス

二、豫選方法

無記名投票トシ代筆ヲ許サス

三、豫選期及任期

豫選期ハ毎年六月及十二月ノ二回トシ任期ハ六月トス但シ再選ヲ妨ケス

釋放、移送其ノ他ノ事由ニ因リ缺員ヲ生シタルトキハ臨時ニ之ヲ豫選セシム此ノ場合ニ於ケル任期ハ前任者ノ殘存期間トス

四、豫選者

豫選シ得ル者ハ各工場ニ於ケル累進處遇受刑者ニ限ル

五、被豫選者

各工場ニ於ケル第一級及第二級ノ受刑者トス

第十六條　第一級受刑者ノ交談ニ對シテハ就寢時ヨリ起床時ニ至ル間之ヲ禁止スル以外ニ制限ヲ附セス專ラ各自ノ自制心ニ待ツモノトス

第十七條　休憩時間中ニ於ケル自由遊歩ノ場所ハ設備内ニ於テ適宜之ヲ指定ス

第十八條　第一級受刑者ノ代表者ニ關スル豫選方法、豫選期竝任期等ニ付テハ本細則第十五條第二號及第三號ノ規定ヲ準用ス

第十九條　自己ノ作業用具ノ購求出願アリタルトキハ作業主任ノ意見ヲ徵シ領置主任ヨリ所長ニ稟請スヘシ差入ニ係ル用具使用ノ出願アリタルトキ亦同シ

第二十條　購求許可ノ決裁アリタルトキハ領置主任ニ於テ作業主任ト協議ノ上購入ノ手續ヲ爲シ領置物品トシテ整理スヘシ

第二十一條　自己ノ作業用具ニハ刻印ヲ施シ官有品竝他所有品トノ區別ヲ明瞭ナラシムルヲ要ス

第二十二條　自己ノ作業用具ハ之ヲ他ニ貸與スルコトヲ許サス

第二十三條　自己ノ作業用具ノ品目數量等ハ第三表樣式ノカードニ登錄スルヲ要ス

前項ノカードハ作業擔當者之ヲ保管スヘシ

第二十四條　作業擔當者ハ自己ノ作業用具ノ點檢ヲ爲スヘシ

第二十五條　自己ノ作業用具ハ之ヲ一定ノ保管箱等ニ格納セシムヘシ但シ作業擔當者ニ於テ其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十六條　自己ノ作業用具ノ補修ヲ必要トスル場合ハ領置主任ニ返納セシムヘシ轉業其ノ他必要ナキニ至リタルトキ亦同シ

第二十七條　行刑累進處遇令第四十四條及第四十九條ノ作業指導者竝監督補助者ノ任期ハ六月トス但シ再任セシムルコトアルヘシ

第二十八條　看讀書籍ニ關シテハ左ノ制限ニヨル

一、常時備付ノ書籍及冊數

第四級（修養ニ關スル指定官本　月二冊以內
　　經辭典　右同）

第三級（選擇官本　右同
　　經辭典　右同）

第二級（選擇官本及私本　月三冊以內
　　經辭典　月二冊以內）

第一級（選擇官本及私本　月四冊以內
　　經辭典　月二冊以內）

二、私本ノ購求冊數

第四級　每回一冊以內（但シ經辭典）

第三級　同　二冊以內（右二回ニ同）

第二級　同　二冊以內

第一級　同　三冊以內

三、私本購求ノ時期及金額

私本購求ノ時期ハ四月、八月、十二月ノ三回トシ一回ノ金額ハ五圓ヲ超ユルヲ得ス

第二十九條　第二級以上ノ受刑者ニハ自辨ニ係ル筆墨紙ノ使用ヲ許ス但シ其ノ手記物ハ隨時之ヲ查閱シ若シ紀律ヲ紊ル虞アルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第三十條　第一級受刑者ノ集團散歩ノ場所ハ設備內特設ノ運動場トシ其ノ時期ハ免業日ノ晝食時ヨリ夕食時ニ至ル間トス

第三十一條　第二級以上ノ受刑者ニ許可スヘキ寫眞ノ備付ハ一葉ニ限ル但シ隨時之ヲ取替ヘ且扁額トシテ揭クルコトヲ妨ケス

第三十二條　第四級及第三級受刑者ノ衣類ハ赭色トシ第二級受刑者ノ衣類ハ淺葱色トス

第三十三條　第一級ノ受刑者ニハ淺葱色又ハ特ニ定ムル普通衣ヲ着用セシム

第三十四條　第二級及第一級ノ受刑者ニハ祝祭日竝集會日每ニ麥湯又ハ茶ヲ給與ス其ノ他ノ受刑者ト雖特ニ必要アルトキ亦同シ

第三十五條　第三級以上ノ受刑者ニ對シテハ階級ニ應シ左ノ回數ノ別菜ヲ給與ス

第三級　月四回
第二級　月七回
第一級　月十回

第三十六條　階級ニ應シ左ノ回數ノ入浴ヲナサシム

第四級　每週　二回
第三級　同　三回
第二級　同　四回
第一級　同　五回

第三十七條　第一級ノ受刑者ニ許可スヘキ花卉及書畫ハ各一個トス但シ年四回ニ限リ之ヲ取替フルコトヲ妨ケス

第三十八條　累進準備會ハ各管區ニ之ヲ置キ管區長ヲシテ掌理セシム

第三十九條　累進準備會ハ定時及臨時ニ之ヲ開催ス

定時準備會ハ每月十日迄ニ開催シ臨時準備會ハ必要ノ都度之ヲ開催スルモノトス

第四十條　累進審査錄ノ樣式ヲ第四表ノ如ク定ム

第四十一條　假釋放ニ關スル審査ハ刑期ノ三分ノ一、二分ノ一、四分ノ三ノ各應當日竝臨時ニ之ヲ行フ

前項ノ應當日ハ文書主任豫メ之ヲ各主任ニ通告シ置クヘシ

第四十二條　前條ノ審査ノ爲假釋放條件審査表ヲ備ヘ其ノ樣式ヲ第五表ノ如ク定ム

第四十三條　受刑者ノ出所ニ際シテハ其ノ一月前迄ニ左ノ事項ニ關スル調査ヲ爲スヲ要ス

一、健康狀態
一、自活ノ意志及其ノ能力
一、改俊ノ有無
一、再犯ノ虞
一、保護ニ關スル準備

前項ノ調査ノ爲出所時調査表ヲ備ヘ其ノ樣式ヲ第六表ノ如ク定ム

附則

第四十四條　本細則ハ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四十五條　本細則ニ牴觸スル從前ノ規定ハ之ヲ廢止ス

第四十六條　本細則施行時ノ在所者ニシテ行刑累進處遇令ノ適用ヲ受クヘキ者ハ累進準備會ノ意見ヲ徵シ刑務官會議ノ議ヲ經テ之ヲ適當ノ階級ニ編入ス

第一表

身上調査表

番號			
氏名			
身上	本籍地		
	現住地		
	出生別戶主トノ續柄竝生年月日		
	父母配偶者子孫ノ氏名年齡存亡		
	職業竝住所		
	親族ノ氏名年齡		
	職業竝住所		
	遺傳竝健康狀態		
	精神狀態		
	思想信仰		

關係										犯罪			
兵役關係及教育程度	經歷	不良經歷又ハ前科	勞働能力	收容後ノ行狀	作業賞與金及領置金	資產關係	入所日	出所日	罪名	刑名刑期	犯數入所度數	犯罪ノ概要

記載例

一、精神狀態欄ニハ智能氣質性格、責任觀念意志ノ强弱、協

關係		保護關係					關係	
犯罪ノ動機竝情狀	犯罪後ノ狀況	犯罪ニ對スル社會ノ反響	同居ノ親族保護者傭主ノ氏名年齡職業住居及續柄	前號ニ記載シタル者ノ性格資產竝生活狀態	指兵及信書ノ內容竝發受ノ狀況	家庭ノ良否	家庭ト本人トノ感情	親族及其ノ家庭ト本人トノ感情	釋放後ノ歸住地	釋放後ニ於ケル生計ノ見込

同心等ヲ記載スヘシ

一、勞働能力欄ニハ職業經歷、勤勉心、能率、巧拙適業等ヲ記載スヘシ

一、右ノ外明治四十一年八月司法省訓令第四號身上票記載例竝昭和六年六月行甲第一、二九七號假釋放上申書樣式記載例ニ做フ

取扱例

一、身上關係ハ各主任係別ニ入所後一月以內ニ左記分擔事項ヲ調査シ其ノ結果ヲ本表相當欄ニ記入シ爾後異動ヲ生シタルトキハ假釋放條件審査時每ニ第五表ノ同審査表ニ依リ之ヲ補充スヘシ

本人ノ番號氏名本籍地現住地出生別生年月日家族及親族ノ氏名年齡入出所日罪名刑名刑期犯數入所度數兵役關係前科（文書主任擔當）

遺傳竝健康狀態精神狀態（醫務主任又ハ心理考査係擔當）

思想信仰教育程度犯罪ニ對スル社會ノ反響（敎務主任擔當）

勞働能力（作業主任又ハ心理考査係擔當）

經歷不良經歷收容後ノ行狀犯罪ノ概要犯罪ノ性質動機及情況（戒護主任擔當）

作業賞與金及領置金（領置主任擔當）

一、保護關係ハ刑期三分ノ一ヲ經過スル迄ニ敎務主任之ヲ調査シ其ノ結果ヲ本表相當欄ニ記入シ爾後異動ヲ生シタルトキハ假釋放條件審査時每ニ第五表ノ同審査表ニヨリ之ヲ補充スヘシ

第二表

得點表（第　番）													
日	月	年	昭和	入編	第　級	別　級							
消點未却				級點前餘剩		點任責							
備考	消點殘却	計點得		任志意責	操行	業作	目項 ＼ 年月						
							月分						
							月分						
							月分						
							月分						
							月分						
							月分						
							月分						
							月分						
							月分						
							月分						
							月分						
							月分						

年月＼項目	作業	操行	責任志意	得點計	消却點殘	備考
月分						
月分						
月分						
月分						
月分						
月分						
月分						
月分						
月分						
月分						
月分						
月分						
月分						
月分						
月分						

取扱及記載例

一、剩餘點アリタルトキハ消却殘點欄ニ過何點ト記載セシム

一、假進級、滯級、進級停止、進級停止言渡猶豫等ノ處分ヲ受ケタル月ニ於ケル得點ハ之ヲ記載セシメス但シ假進級者ニシテ進級ヲ確定シタルトキ進級停止言渡猶豫者ニシテ紀律ニ違フコトナク期間ヲ經過シタルトキ竝進級停止處分ノ免除アリタルトキハ之ヲ追記セシム

一、本表ハ級別毎ニ更新シ二葉ニ亙ルトキハ之ヲ編綴セシム

一、新舊表ハ之ヲ編綴シ保存セシム

第三表

○番自己作業用具カード（　工場）○

作業擔當者印	品目	數量	刻印別	摘要

第四表

累進審査錄

級別	第級	編入	昭和　年　月　日	綴入由事	
責任點		前級剩餘點		未消却點	

年月＼項目	作業	操行	責任志意	得點計	消却點殘	備考
九年 月分						
月分						

番號
氏名

審査判定

取扱及記載例

一、本審査錄ハ累進準備會ニ於ケル採點ノ結果等ヲ記載シ累進異動ノ都度之ヲ刑務官會議ニ提出スヘシ

一、編入事由欄ニハ新入移入再入級進低下資格異動等ノ事由ヲ記載スヘシ

一、前級剩餘點欄ニハ行刑累進處遇令第二十四條ノ剩餘點ノ外移入ノ場合前刑務所ニ於ケル得點ヲモ記載スヘシ

一、剩餘點ハ消却殘點欄ニ朱書スヘシ

年月＼項目	作業	操行	責任志意	得點計	消却點殘	備考
月分						
月分						

審査判定

刑政第47巻第5号
矯正図書館

一、假進級、滯級進級停止言渡猶豫等ノ處分ヲ受ケタル月ニ於ケル得點ハ之ヲ朱書シ備考欄ニ處分事由ヲ記載スヘシ但シ假進級者ニシテ進級確定シタルトキ進級停止言渡猶豫者ニシテ紀律ニ違フコトナク期間ヲ經過シタルトキ竝進級停止處分ノ免除アリタルトキノ外消却殘點欄ノ記載ヲナササルモノトス

一、審査判定欄ニハ刑務官會議ニ於ケル累進審査ニ關スル審査判定ヲ記載シ出席者之ニ捺印スヘシ

一、本審査錄ハ級別毎ニ更新シ二葉ニ亙ルトキハ之ヲ編綴スヘシ

一、新舊審査錄ハ之ヲ編綴シ各管區別ニ保存スヘシ

備考

現行累進處遇規程ニヨル十二月末日迄ノ得點ハ剩餘點トシテ之ヲ整理シ前級剩餘點欄ニ記載スヘシ

第五表

假釋放條件審査表

番號 氏名					
審査期	日付	身上關係	保護關係	判定	刑 三分ノ一 年 月 日 第 級 賞

第六表

出所時調査表

保護準備

| 番號 氏名 | | | | |

刑政第47巻第5号
矯正図書館

法學論叢

昭和九年五月
第三十卷第五號

意思表示の本質と解釋……石田文次郎
ユースチニアーヌス帝の新勅法に就て…田中周友
オスロ國際法學會と國際私法問題……齊藤武生
將來債務の保證(一)……中川一郎
——保證債務の附隨性——
手形交付の原因關係に及ぼす影響(三・完)……納富義光
ソウエト聯邦に於ける海事仲裁裁判……松本正一
民事判例研究
保證人の免責・入夫婚姻前の入夫の債務と家督相續……近藤英吉
借家法第六條……田島順
補助參加の利害關係・債權質確認の訴と共同訴訟・抵當權確認の訴……山田正三

發行所　京都帝國大學法學會
發賣所　東京　有斐閣

犯罪學雜誌

第八卷　第二號
昭和九年三月發行

論說
朝鮮特有本夫殺害犯の婦人科學的考察(五)……工藤武城
我邦古代刑事制度及謠曲に現はれたる刑事思想の反映に就て……前長崎刑務所長　白井勇松
血液型
血液型の遺傳に關し、余が南洋群島サイパン島土人(ミクロネシア人)に就て行へる家系的調査成績……岡谷昇
高松市附近に於ける地方人の血液型分布竝に人種系數及血液型と外科的疾患との關係に就て……浮田勝造
京都市在住民に於けるA・B・O式並にM・N式血液型檢査成績……醫學士　越後一雄／醫學士　日比野勝／醫學士　杉下尙治
M・N式血液型より觀たる人血球の被凝集性に就て……醫學士　越後一雄
犯罪研究
搜査資料犯罪ノートの中より(三)……安東禾村
犯罪搜査實話(十一)……元刑事部長　永山長三郎
常習賭博とその檢擧
法醫鑑定
興味ある發掘遺骨の鑑定例……醫學士　日比野勝／醫學士　杉下尙治
史料
檢視史資料類纂(十)……醫學博士・法學士　山崎佐

●雜報　□人事消息　□新入會員　□編輯後記　□文獻集

金澤醫科大學法醫學教室內
犯罪學雜誌發行所

編輯餘錄

□ 四月十四日浦和支所に於て軍需品製作研究室の開所の式典が擧げられた。この研究室は目下のところ軍需品の研究室といふことになつて居るが、只にそれのみに限つたことではない。その最大の目的は受刑者の勤勞の目標、作業指導の彼岸を從來のそれよりも異つたところに置き代へたところにあるのである。

□ 從來の勤勞の目標指導の彼岸は生産の二字に盡きた。生産の二字を得しめるが爲めに趣味を云爲し、能率出來榮を口にすることに急にして、物そのものに對する改良進歩といふものには些の關心をも持たしめなかつたのである。

□ 刑務作業の三位一體論といふことが叫ばれてから人人はそれに共鳴し其結果刑務作業の敎化的意義は愈々明かに認識されるやうになつた。しかし、その三位一體論と不可分の關係に於て製品に對する改良的關心を導くといふとが如何に大なる刑務作業の使命であるかといふことに付て人々は無關心であつたのである。

□ 刑務作業が敎化的事業として全幅の信賴を受けるならばわれわれは更にそれを改良的關心に導くことに努力を拂ひ、よつて以て作業の一轉期を劃さうといふのがこの研究室の成立由來であつたのである。

□ 編輯子はいろいろの理由より二十四年間の惡習より離れることを宣言し度い。二十四年間の喫煙がいかに生理的に精神的に蝕んで居たかといふことは禁煙以來十日の苦闘によつて十分に實證することが出來る。それだけに吾輩は監獄法施行規則第九十六條の禁煙の規定に醍醐味があると思ふ。

□ 本號は細川龜市君の德川時代の刑罰史を揭載することが出來た。氏が既に法學志林に於て、又單行の述作によつて著名なる法制史家であられることは何人も知るところである。今その玉稿によつて本誌をかざり得ることを多謝せねばならぬ。

昭和九年四月廿四日夜
——あき羅——

定價　一冊（稅共）金二十五錢
六冊（稅共）金一圓五十錢
十二冊（稅共）金三圓

廣告料　一等一頁　金五十圓
二等一頁　金四十圓
普通一頁　金三十圓

注文規定
●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和九年四月二十七日印刷納本
昭和九年五月一日發行

編輯兼發行人　東京市麹町區西日比谷町一番地　伊藤忠次郎
印刷人　東京市葛飾區小菅町二二八四番地　竹田益平
印刷所　東京市葛飾區小菅町二二八四番地　刑務協會印刷部
發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座　東京二五〇五九番

刑政第47巻第5号

矯正図書館

47e Année N° 5 Mai 1934

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Hosokawa, K.— De la politique criminelle du gouvernement de Tokugawa.

Azuma, K.— De la libération conditionnelle.

Mouvement des idées à l'étranger :

Sutherland, The decreasing prison population of England.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice